

史跡信濃国分寺跡

保存整備基本計画

平成 17 年 3 月

上田市教育委員会



信濃国分寺跡 空撮 （昭 54 年頃、上田小県誌刊行会蔵）



信濃国分寺境内



国分寺北西面の景観



国分集落の景観

目 次

第 1 章 計画の目的

<u>1－1. 目的</u>	・ ・ ・ 1
<u>1－2. 策定に至る経緯</u>	・ ・ ・ 2

第 2 章 現状の分析

<u>2－1. 史跡信濃国分寺跡周辺の環境</u>	・ ・ ・ 5
2－1－1. 自然地理的環境	・ ・ ・ 5
2－1－2. 史的環境	・ ・ ・ 9
2－1－3. 現在の社会的環境	・ ・ ・ 15
<u>2－2. 史跡信濃国分寺跡の過去と現在</u>	・ ・ ・ 20
2－2－1. 史	・ ・ ・ 20
2－2－2. 指定地の現状	・ ・ ・ 35
2－2－3. 現状における問題点	・ ・ ・ 51

第 3 章 基本方針

<u>3－1. テーマ</u>	・ ・ ・ 57
<u>3－2. 基本方針</u>	・ ・ ・ 57

第 4 章 全体計画

<u>4－1. 計画条件の設定</u>	・ ・ ・ 59
4－1－1. 計画対象範囲の設定	・ ・ ・ 59
4－1－2. 整備対象年代の設定	・ ・ ・ 59
<u>4－2. 史跡保存整備全体計画</u>	・ ・ ・ 61
4－2－1. ゾーニングの考え方	・ ・ ・ 61
4－2－2. ゾーン別保存整備方針	・ ・ ・ 65
4－2－3. 史跡保存整備全体計画	・ ・ ・ 70
<u>4－3. 建造物等の保存に関わる計画</u>	・ ・ ・ 79

<u>4－4．景観・環境計画</u>	・ ・ ・ 81
4－4－1．史跡地内の景観形成計画	・ ・ ・ 81
4－4－2．周辺環境保全計画	・ ・ ・ 84

第5章 整備活用計画

<u>5－1．遺構整備計画</u>	・ ・ ・ 87
5－1－1．地形に関わる計画	・ ・ ・ 87
5－1－2．遺構保護計画	・ ・ ・ 91
5－1－3．遺構の表現に関わる計画	・ ・ ・ 92
5－1－4．伽藍整備手法の事	・ ・ ・ 96
5－1－5．展示・演出に関わる計画	・ ・ ・ 99
<u>5－2．施設整備計画</u>	・ ・ ・ 107
5－2－1．公開・活用施設に関わる計画	・ ・ ・ 107
5－2－2．管理・便益施設の計画	・ ・ ・ 109
<u>5－3．公開活用計画</u>	・ ・ ・ 110
<u>5－4．管理運営計画</u>	・ ・ ・ 113

第6章 調査計画

<u>6－1．調査方針</u>	・ ・ ・ 115
<u>6－2．既往調査と今後の課題</u>	・ ・ ・ 115

第7章 事業計画

<u>7－1．事業実施に向けての課題</u>	・ ・ ・ 123
<u>7－2．事業形態の検討</u>	・ ・ ・ 123
<u>7－3．工程・年次計画</u>	・ ・ ・ 123

付章 史跡信濃国分寺跡保存管理計画	・ ・ ・ 129
-------------------	-----------

第 1 章 計画の目的

1-1. 目的

史跡信濃国分寺跡は、古代信濃を代表する遺跡であるとともに、全国の国分寺跡のうちでも特に「史的・重」性の高い遺跡として広く認められている。

史跡指定は昭和 5 年（1930）に遡るが、本格的な研究と保存は昭和 30 年代後半から開始された発掘調査によってその全容が知られて以降のことである。これにより僧寺跡と尼寺跡の伽藍の具体的構造とともに、それらが接して形成する特異性も明らかになった。遺跡の「重」性に対する認識を受けて、史跡指定範囲の拡大と公有化が推進され、続いて行われた整備事業により史跡公園化されるに至った。これは国分寺跡の本格整備としては、全国でも最も早い事例に属する。

現行の史跡範囲は古代伽藍跡にとどまらず、八日堂縁日や蘇民将講でもつとに名高い現在の国分寺と蚕室住居に代表される「史的建物」を残す門前の集落などをも含んでいる。このように、古代伽藍跡と、その法灯を伝えながら信仰の場として現在に息づいている寺院とが史跡内で併置していることも、信濃国分寺を際立たせている特徴と言える。

その一方で、史跡公園も開園から 30 年を数え、史跡の保存活用に対する考え方やそれを取り巻く社会状況も大きく変化してきている中で、信濃国分寺跡についても改めてその意義と現状を把握・分析するとともに、今後に向けてのあり方を検討すべき時期にしていることも事実である。特に課題となる点を挙げれば、

- ・ 史跡保存管理に関する全体計画の不在
- ・ 公有化進展にともなう計画的調査・整備推進の必要性
- ・ 旧整備範囲の「朽化」にともなう更新整備の必要性
- ・ 最新の調査研究成果、保存整備活用における新しい考え方の反映
- ・ 住民参加とまちづくりの視点の導入

などである。

上田市では、国分寺史跡の保全に万全を図るとともに、郷土の「史文化拠点」として活かしていくことを目指している。従って、今回の基本計画では、上記のような諸点について検討を行い、再整備を含む史跡地全体の保存整備活用に関する指針を示すとともに、それを「史資産」として地域の将来像づくりにおいても明確に位置づけることを目的とする。

1－2. 策定に至る経緯

信濃国分寺跡は、昭 38 年から 46 年（1963～1971）にかけての発掘調査の中で得られた情報にもとづいて、同 43 年（1968）に史跡指定範囲の大幅拡大が行われ、史跡地の面積は現行の 129339.7 m²を占めるに至っている。

史跡地周辺における宅地化の進行は一段 しているが、平成 14 年のしなの鉄道信濃国分寺駅開設により、今後は開発が再び促進される可能性もある。よって、この地域では計画的な地区環境形成の必 性が高く、またその緊急性も高い。

現行の「第三次上田市総合計画後期基本計画」（平成 13～17 年度）では、教育文化施策の一つとして、信濃国分寺資 館の充実を掲げている。また、文化活動拠点の整備・充実を図るため、信濃国分寺跡については、公園のイメージアップと、未整備地区の計画的整備推進を基本計画としている。

一方、観光振興に関する基本計画においても、観光レクリエーション拠点の一つとして信濃国分寺周辺の整備を掲げている。ここでは、①史跡の存在をアピールするための施設整備検討とともに、②案内標識の設置によるアクセスの 便性向上が基本計画とされている。

信濃国分寺跡史跡公園は都市公園・ 地としても貴重な存在である。「上田市都市計画マスタープラン」（平成 11 年度策定）では全体構想とともに地域別の将 構想を提示している。この中で、信濃国分寺跡が所在する国分地区は、中心市街地を取り巻く 好な住宅地としての形成を図るべき区域に属する。そこでは、地域の 史・文化・芸術の拠点として、 接する新駅を めて 史的空間に相応しい環境整備を進めることを方針としている。

このような現状と政策上の方向性を踏まえて、上田市では平成 14 年度に「国指定史跡信濃国分寺跡保存整備計画策定委員会」を設置し、文化庁・長野県の指導のもと、専門家・

識者と地元関係者からなる討議の場で検討を重ねるとともに、住民への意見聴取なども行い、広範な意見を計画内 に反映するよう努めた。

「国指定史跡信濃国分寺跡保存整備計画策定委員会」名簿

委員長	山中敏史	独「行政法人文化財研究所 奈 文化財研究所 埋蔵文化財センター 遺跡調査技術研究室長
委 員	桐原健	長野県考古学会 会長
委 員	佐藤信	東京大学大学院人文社会系研究科 教授
委 員	小池雅夫	上田市文化財保護審議会 会長 （平成 15 年 6 月 10 日退任）
委 員	川上元	上田市文化財保護審議会 委員 （平成 15 年 6 月 11 日着任）
委 員	佐々木邦博	信州大学農学部森 科学科 教授
委 員	塩入法道	国分寺住職・大正大学教授
委 員	山浦英興	下堀自治会 代表
委 員	宮沢孝	国分自治会 代表
委 員	竹内 一	上沢自治会 代表
指導・助言	文化庁文化財部記念物課 市原富士夫 長野県教育委員会文化財・生涯学習課 出河裕典（平成 16 年 3 月 31 日退任） 長野県教育委員会文化財・生涯学習課 西山克己（平成 16 年 4 月 1 日着任）	
事務局	上田市教育委員会事務局生涯学習課 株式会社文化財保存計画協会	

第2章 現状の分析

2-1. 史跡信濃国分寺跡周辺の環境

2-1-1. 自然地理的環境

・上田の気候

長野県は本州中央部に位置し、周囲を山に囲まれている。このため上田の気候には内陸性の特徴がみられる。夏には日中の気温は東京よりも高温になることが多いが、乾燥しており、夕方から明け方までは気温が下がるためしのぎやすい。冬期間には長野県内でも県北部に比べて上田・佐久は降水量が少なく、太平洋側気象区の特徴を示している。

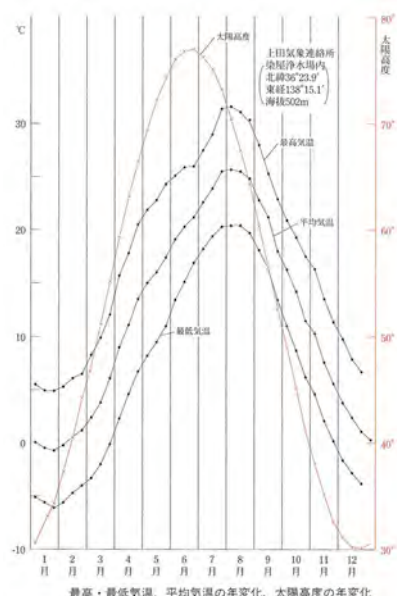
上田市の年間平均気温は 12.1℃で、県下では飯田地方に次いで暖かい。気温の年較差は 25.8℃で札幌の数値に近く、寒暖の差が大きい。市内でも場所による気温の差が大きい、市街地が最低、最高気温ともに最も高い。年平均湿度は 66%で、東京などと並んで全国でも最も低い類に入る。

上田では平均年間降水量が 878.7 mmと 1000 mmに達せず、全国的に見ても雨の少ない土地である。これは海からの湿った空気が周囲の高山に遮られて雨や雪を降らせ、上田上空に達するまでに乾燥した空気になってしまうためである。降雨は年間を通じて少ないのが特徴である。市内では山に近い地域ほど雨が多いが、平地では塩田平に比べて千曲川右岸の降水量が少ない傾向がある。

冬季は西南西と東の風が多く、夏には南東の風が卓越風である。年間を通じて北および南からの風が大変に少なく、東や西の風が多い特徴がある。これは地形の影響によるもので、南と北に山が連なり、千曲川に沿った東西方向に風が吹き抜けるためである。

日照時間が長いのも上田の特徴で、年間 2000 時間以上というのは長野県下のみならず、全国的にも高い数値である。快晴日数の平均は年 80 日前後に達する。

日照時間が長く、日温度較差が大きいといった上田の気候的特徴は、稲や果物といった農作物の生産によく適している。



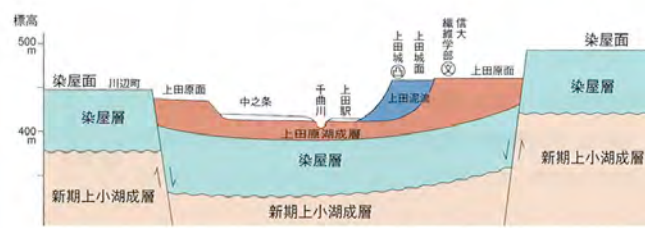
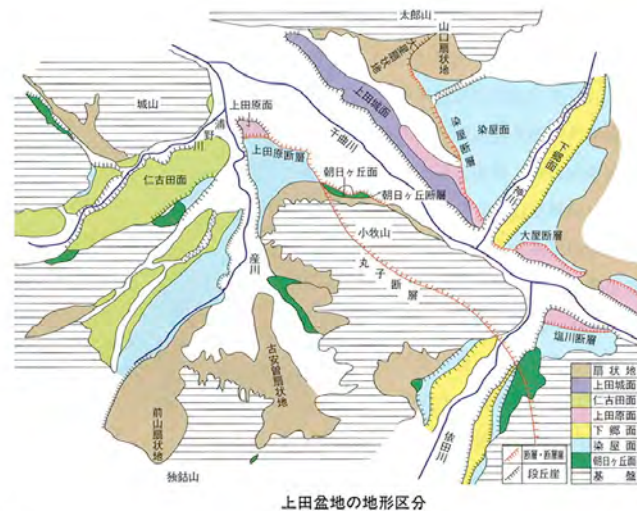
・上田の地形と地質

上田は盆地状の地形で、周囲を独鈷山・大林山・太郎山といった標高 1200～1300m級の山々に囲まれている。千曲川は市内で標高 465mから 417mまで流れ下り、この右岸に中心市街地が広がっている。また、左岸側では、海拔 450～500mほどの塩田平が水田地帯を形成している。塩田平には寡雨に備えた灌漑用の溜池が多く見られる。

上田市を東西に流れる千曲川は奥秩父の甲武信ヶ岳付近を水源とし、長野県土の北半を貫いて新潟県に入ると信濃川と名を変え、日本海に注ぐ全長 367km の日本一の大河である。上田市内でこれに注ぐ主な支流としては、右岸から神川・矢出沢川などがあり、左岸からは塩田平を流れる産川水系が浦野川に合流している。千曲川の市内中心部での川原は幅 400～600mにわたって広がる。

上田地域の地層は海成層の上に湖成層があって、さらに約 1 万年前頃からは湿地性や扇状地の堆積物が形成した地層がある。これに火山に由来する貫入層や堆積物が加わり、市内でも地域によって多様な地質が分布している。古い時代の地層は山地に見られ、太郎山などに産する緑色凝灰岩は古くから礎石などの建材として利用されてきた。上田でとりわけ特徴的なのは千曲川流域に発達している階段状の地形で、これには河岸段丘の段丘崖と断層で形成された断層崖とがある。また、扇状地地形は山を下った急流が緩斜面に出る山際に形成され、大小さまざまに見られる。

盆地内の地層や地形は、おもに第四期（170 万年前まで）に形成された。厚く堆積した湖成層のほかに、川や谷の底を埋めて堆積した染屋層が広く分布しているが、このうち千曲川に沿った地域が断層によって落ち込み、段丘状の崖地形が形成されている。

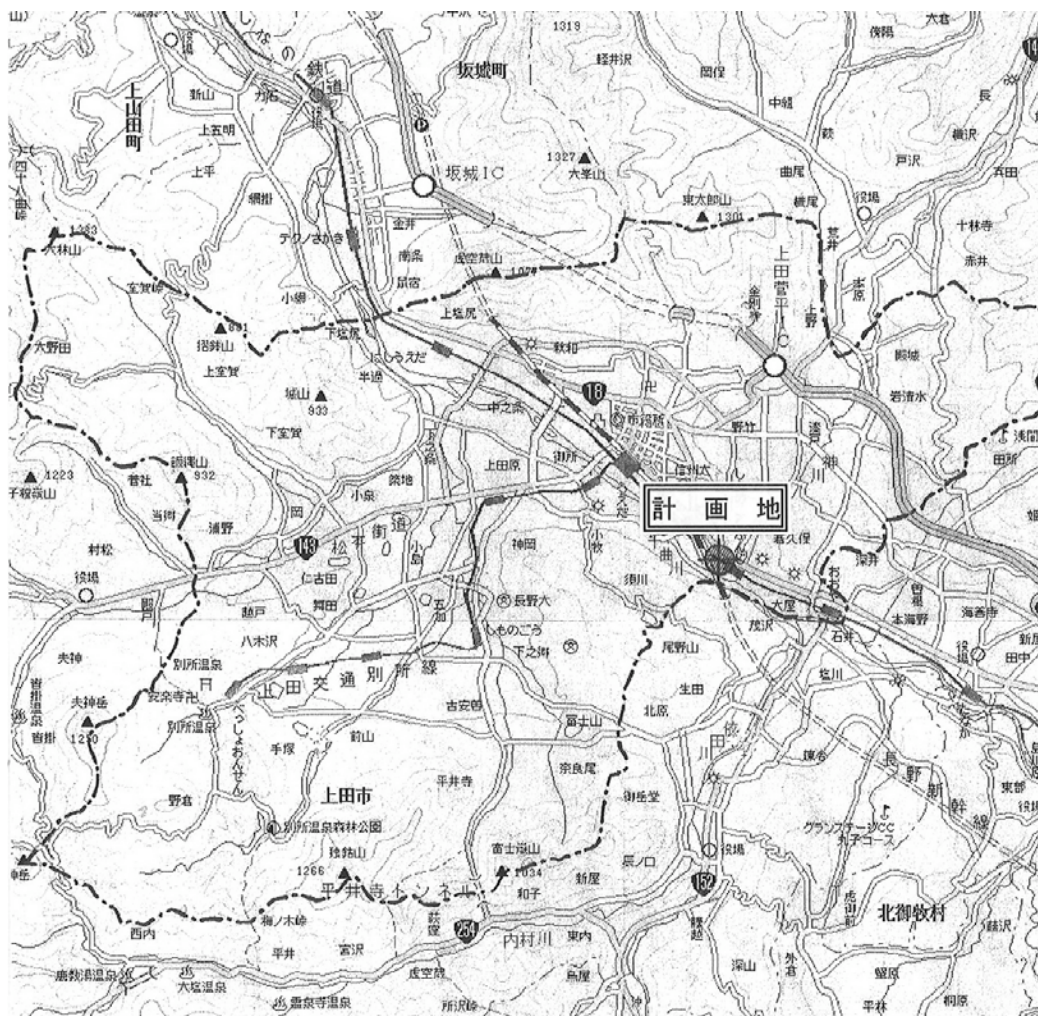


・信濃国分寺跡周辺の地形と地質

信濃国分寺跡は上田市東部の千曲川右岸に位置しており、北から神川が千曲川に合流する点の西方にあたる。地形的には染屋層と千曲川が形成した河岸段丘の段丘面に広がっている。

染屋層全体の厚さは約 40～50mあり、主に礫岩層からなる。この堆積物からできている平坦な地形を染屋面（第1段丘面）と呼ぶ。この台地上では地下水が得にくいため、古来集落は台地の周縁に形成され、中央部は灌漑水田として利用されてきた。染屋面周囲の断層崖には樹木が育ち、豊かな緑地を形成している。千曲川右岸ではこの染屋面の下方に上田原面が広がる。これは染屋面の一部が落ち込んで生まれた小規模な湖に堆積した湖成層でできている。

上田原面から国分付近で3～4mの段差をもって低く位置するのが上田城面（第2段丘面）である。これは火山活動による泥流の堆積物で、縄文時代草創期頃に形成されたとみられる。千曲川との比高は15～17mにも及ぶ。現国分寺はこの上田城面に所在し、このほか多くの古代遺跡がこの面上に分布している。



信濃国分寺跡の付近では、上田城面と千曲川との間にさらに第3段丘面があり、古代国分寺伽藍はこの面上に所在している。神川の左岸では狭い幅しかないが、国分寺跡付近では最大 300mほどまで拡大し、西は下堀地区の西方で終わる。河床からの比高は2～3 mほどである。

これより南は千曲川の氾濫原であるが、治水工事の結果生まれた土地が農地として利用され、堤防沿いの北国街道沿道には集落が点在する。

上田市域は山に囲まれるが、面積的には低地や台地・段丘の占める割合が高く、表層地質では堆積物が大半である。染屋面には灰色台地土と台地褐色森林土が分布する。上田城面の表層も灰色台地土が主だが、これより千曲川沿いには灰色化低地水田土が分布する。

・上田の植生

植物区系の上では、上田は太平洋区系区と日本海区系区の境目に当たり、またフォッサマグナ亜区系区と中部山岳区系区にも重なっている。このように多様な植物分布が見られるのが上田の植生の特徴である。市内の平地は標高 500m前後に位置し、垂直分布では丘陵帯から低山帯へと移る付近に相当する。山地にはアカマツが多いが、里山ではコナラやクヌギ林が多く見られる。千曲川の段丘沿いにはケヤキ林が帯状に続いて特徴的な景観を呈している。このケヤキ林は遷移を経て安定した自然林で、ここでは古来から段丘の景観を形作っていたものと考えられている。

上田市内には文化財に指定されているものを含めて名木が少なくないが、信濃国分寺資料館には「カバンのフジ」と呼ばれる木がある。明治期に南佐久郡の農家からカバンに入れて持ち帰られた苗を上田の第十九銀行に植えたもので、昭和 51 年に現在地に移植された。5月中旬過ぎに見事な花を咲かせることで知られる。



信濃国分寺跡付近航空写真

2-1-2. 史的環境

・先史

上田盆地周辺に人の居住が始まったのは、およそ2万年前頃と考えられている。この時代の遺跡は菅平高原や和田峠周辺などの高地に集中して分布するが、塩田平などの平坦地でも人の活動を示唆するような遺物の発見が徐々にみられるようになってきている。

・縄文時代

縄文時代になると、山裾の扇状地が主要な生活の場となっており、このほか千曲川をはじめとする河岸段丘の縁辺部も盛んに利用されている。これに対して河岸段丘の内部や氾濫原の沖積地には縄文人の活動痕跡は見られない。千曲川右岸の一帯は、染屋面にも上田城面にも縄文遺跡はわずかしこ発見されておらず、左岸側やその他の支流域とはやや異なる様相を示している。



八千原遺跡敷石住居跡（C地区9号）

・弥生時代

千曲川流域では、弥生時代の中期後半から長野地方や佐久地方などで大規模な集落が営まれるようになった。上田地方ではこれより遅れ、弥生時代の後期後半から終末期にかけて集落遺跡が出現し、全域に分布する。このような時期差の理由は現時点で必ずしも明らかでないが、降水量の少ない当地方でも灌漑技術による稲作が可能になったことなどが想像されている。上田の弥生時代における集落の立地は、河岸段丘上や自然堤防など冠水しにくく、水田に適した低湿地を近くに伴う場所がおもに選ばれている。塩田平の産川流域などが最も利用されており、千曲川右岸でも上田城面に遺跡が分布している。集落は数軒を単位とする小規模なものがほとんどだが、居住域以外を含めた全体像が明らかになった例はまだなく、実態には不明な点も多い。

千曲川右岸の段丘上に位置する弥生遺跡としては、国分寺周辺遺跡群や常入遺跡群などが市街地の東方にある。常入遺跡群に含まれる下町田遺跡は弥生時代後期後半から古墳時代初期にかけての集落遺跡で、90軒の密集した竪穴住居と大量の遺物が出土している。また、上田原遺跡における周溝墓のように地域の有力者の存在を窺わせる発見などから、上田小県地方がこのころ一つの勢力圏を形成しつつあったと想像する見方もある。

・古墳時代

4世紀後半の大蔵京古墳に始まる上田地方の古墳は、5世紀後半まで方墳のままで、他の千曲川流域でのような前方後円墳への変化が大きく遅れる。このことは当地方が中央政権の支配下に置かれるのが他に比べて遅かったことを物語ると考えられている。古墳時代前期の集落は小規模なものが多いが、後期には建物が集中して建てられ、大規模なムラが出現する。その代表的な例が国分寺周辺遺跡群で、ここでは方形の溝の一部が発見され、居館の濠である可能性があることから注目を集めている。東信地方で唯一の前方後円墳である二子塚古墳は黄金沢川扇状地の扇央部に位置しており、6世紀前半から中頃の築造と考えられている。ここに葬られたのは、そのころ急激に成長して上田小県地方一円を支配するに至った大豪族と推定される。

上田にある古墳ではこのほかに、帆立貝式の王子塚、円墳の吉田原、神川流域の新屋古墳群、他田塚古墳や塚穴原一号墳をはじめとする下之郷古墳群などが代表的な例として市の史跡に指定されている。

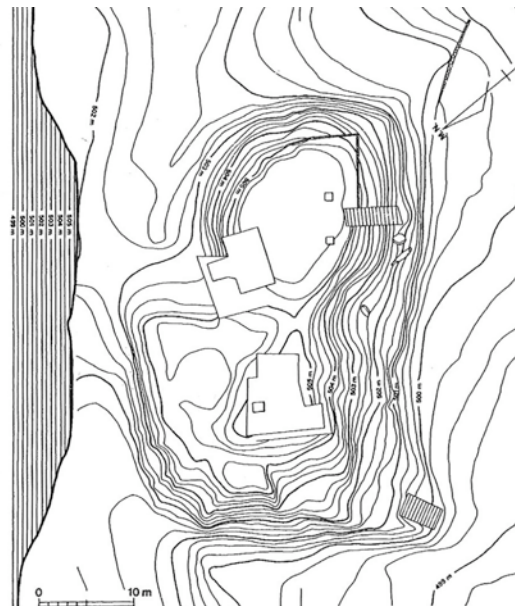
「科野国造」は古事記の神武天皇条が初見であるが、中央集権的支配体制のもとに国県制が整備されたのは7世紀の前半頃とみられる。当時の国造の本拠地には諸説あるが、生島足島神社の存在などから小県郡にそれを求める説もある。国造は大和平野の中心に勢力を持っていた多氏の系統と考えられており、そこから他田氏や金刺氏などに分かれたものとみられる。



大蔵京古墳<上田市秋 >



王子塚<上田市塩田新町>



二子塚古墳墳丘実測図

・ 期

大宝律令のもとで信濃国にも国衙が設置され、中央から国司が派遣された。この信濃国府がどこに所在したかは今もって明らかになっていないが、「和名類聚鈔」には筑摩郡に在りと記されている。しかし、国府と国分寺は近接して置かれるのが通例であることから、当初小県郡に置かれた国府が9世紀頃に筑摩郡に移ったと考えるのが現在の通説となっている。上田における国府の所在地としては、条里的遺構が今も残る神科台地と、常田の信州大学繊維学部敷地周辺に推定されている。

信濃国分寺跡が立地する千曲川右岸に存在する奈良・平安期の代表的遺跡としては、染屋台上の大規模集落である宮平遺跡や、上田城面の殿田遺跡、国分尼寺跡の西側に隣接する明神前遺跡などがある。国分寺周辺遺跡群も平安時代までの遺構を含んでおり、掘立柱建物跡などが確認されている。また、染屋面の台地上には上記のように条里的水田の跡が広範囲にわたって見られる。東山道の経路については諸説あつて、発掘調査でも道路遺構そのものは確認されていない。初期の東山道は伊那郡から直線的に佐久方面へと抜けていたようだが、官道として整備されてのちは筑摩郡を経由するようになり、この時点で上田地方を通過するようになった。詳細な位置は不明ながら、信濃国分寺跡に近い千曲川沿いを東に向かって上野国へ抜けていたことは確かで、当時の上田盆地は信濃国の政治・経済・軍事などの重要な中心としての地位を占めていた。



染屋台、国分・常田地区の条 的遺構

・中世

律令制度が崩壊に向かうと、上田小県地方でも開発領主の寄進により貴族や寺社が経営する荘園が数多く成立した。「吾妻鏡」には 12 世紀末の信濃国における荘園の名を記した書付が収められているが、これによれば当地方には八条院領常田庄や最勝光院領塩田庄など 6 つの荘園と 3 ヶ所の牧の名が見られる。この時代には地元で所領を持つ地方武士達が勢力の増大を目指して都に向かったが、木曾義仲が敗北して源氏の世となると、武士達は鎌倉御家人を指向するようになった。このような武士としては、海野氏、祢津氏、泉氏、浦野氏などが代表的である。一方、それまで有力者だった塩田氏などは義仲に与したために所領を失う結果になったかとみられる。鎌倉時代の塩田平では幕府の重臣である島津氏、その後は北条氏が地頭職をつとめ、北条義政がここに遁世してからは塩田北条氏が三代 60 年間にわたって仏教文化を花開かせた。今日でも安楽寺三重塔をはじめとする数多くの歴史的建造物、史跡が残されている。なお、国分寺郷は荘園化されることはなく、終始公領であった。

鎌倉幕府が滅亡して信濃から北条氏の勢力が消滅すると、当地方も地方領主による争乱の時代に入る。荘園の消滅と並行して守護と国人領主の対立が激化するなか、塩田城を本拠とする村上氏が支配を拡げたが、天文 20 年に甲斐の武田勢によって攻略された。

地土の真田氏は同じ頃に武田に仕えるようになり、次第に頭角を顕わしていったが、武田滅亡後の戦乱を主家を次々と変えることで巧みに切り抜けたことで知られる。天正 11 年（1583）には上田城の築城を開始し、間もなく小県郡一円を支配下に収めた。また、現在の市街地の骨格をなす城下町も形成された。真田が上杉に臣属したために徳川から攻められ、関ヶ原合戦でも昌幸・信繁父子が西軍に加わったために上田城は徳川勢の攻撃にさらされたが、よくそれをしのいだ。東軍勝利の後には、真田信之が沼田・小県を合わせた 9 万 5 千石を領して上田城主となり、領域支配を確固たるものにした。



安楽寺八角三重塔



信濃国分寺三重塔

・近世

徳川幕府の時代には、城主が真田氏から仙石氏、松平氏と代わる中、城下は物資の集散地として栄えた。現在見る上田城はおもに仙石氏の時代に修築されたもので、城下町の整備もこの時期、寛永頃までには概ね完成したようである。上田は城下町であると同時に北国街道の宿駅を兼ねており、流通の拠点であった。様々な産業が育ち、特に上田紬は養蚕とともに大きな発展をみせた。

国分は城下からはやや離れた村方であるが、北国街道にもほど近く、国分寺は庶民の信仰を集めて賑わった様子が江戸中期頃に描かれた「八日堂縁日図」からも知られる。室町時代に成立したと考えられる蘇民将来信仰も門前の村人がつくる講中によって組織化されるようになった。「信濃国分寺勸進帳」は、現存する本堂を江戸時代末期に再建するにあたって集められた寄進の内容を書き上げたものだが、藩主松平氏をはじめ、城下の有力商人たちの名が見える一方で、信濃一円から上州、江戸までの庶民の名前もあって、信濃国分寺に対する信仰の広がりを知ることができる。ちなみに本堂は文政 12 年（1829）に発願され、30 余年を経た万延元年（1860）に竣工している。長野の善光寺本堂に通じる様式を持ち、東信地方では最大の近世仏堂建築である。



上田城跡本丸



国分寺本堂

・近代

上田小県地方は、廃藩置県によって明治4年（1871）には上田県となり、のち長野県に統一された。上田の城下町は、明治22年（1889）に市町村制が施行されて上田町となった。大正8年（1919）には市制を施行、同10年（1921）には城下村を編入し、蚕都として栄えた。昭和期には、29年（1954）の塩尻村、川辺村に始まって周囲の町村をたびたび編入しながら48年（1973）には人口10万を擁する都市となった。

なお、国分は昭和31年（1956）に上田市に合併するまで小県郡神川村の字で、とくに明治末期から大正時代にかけてはここでも養蚕が盛んに行われるようになった。また、上田からは数多くの著名人を輩出しているが、農民美術を興した山本鼎は国分に近い集落の出身である。

現在のしなの鉄道、旧信越本線は明治18年（1885）に高崎から横川まで、同21年（1888）に直江津から軽井沢までが開通し、同26年（1893）に碓氷峠を越える難工事が完成したことにより全通した。上田駅は明治21年（1888）8月に直江津線の仮終点として開業し、同年12月に軽井沢まで延長された。一方、上田から軽井沢までの間には田中・小諸の2駅しかなかったため、地元の利便と養蚕・製糸業発展のため大屋駅開設の請願が出され、明治29年（1896）1月に新駅が実現した。さらに大正7年（1918）には大屋と丸子を結ぶ丸子鉄道が開業するが、同14年（1925）にはこれが大屋から上田東まで延伸された。その後、昭和16年（1941）に上田電鉄と合併して上田丸子電鉄となったが、昭和44年（1969）に廃止された。大屋から国分付近まで丸子線は信越本線と並走し、ちょうど史跡信濃国分寺の場所には八日堂駅があった。この廃線跡を利用して昭和46年（1971）には大屋～上田間の信越本線が複線化されている。

信越本線は北陸（長野）新幹線の開業に伴って平成9年（1997）に横川～軽井沢間が廃線となり、同時に軽井沢～篠ノ井間が第3セクターのしなの鉄道として引き継がれた。平成14年（2002）には上田市が信濃国分寺駅を新設、開業している。



大屋駅舎

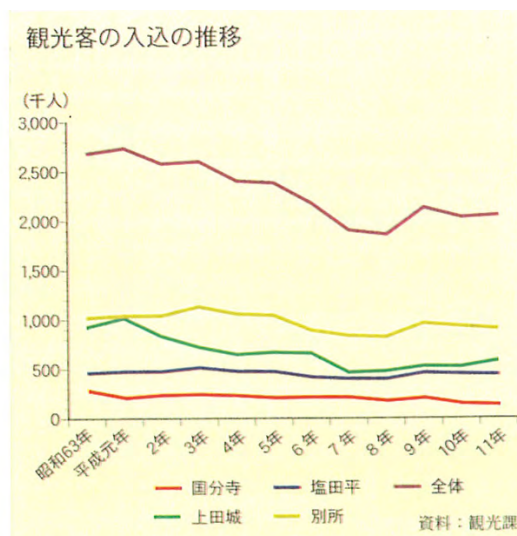
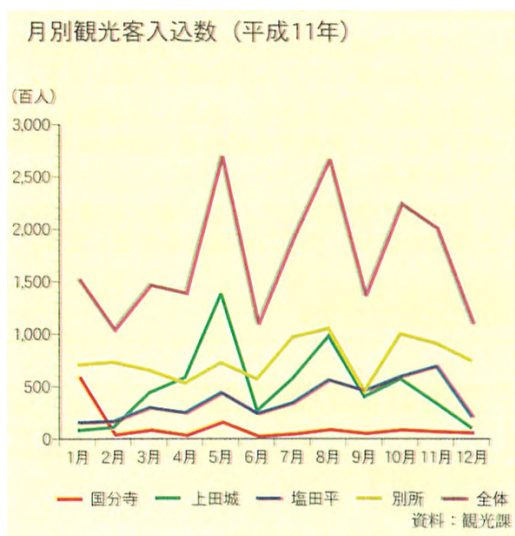
2-1-3. 現在の社会的環境

1) 上田市の概要

上田市は長野県の東部に位置し、市域の面積は 176.7 ㎢で東西 21km、南北 14.6km の範囲に広がる。人口は 125,368 人（平成 12 年度国勢調査）と、長野県下では長野・松本両市に次ぐ規模で東信地方の中心都市となっている。古くから佐久平と善光寺平を結ぶ交通上の要衝であったが、現在では長野新幹線や上信越自動車道といった高速交通網で東京とも 1 時間台で直接結ばれ、その利便性は大きく向上している。上田の気候は日照時間が長く気温の日較差が大きい特徴があり、これを活かして果樹栽培が特産となっている。工業では電機、自動車部品、食品、機械、プラスチック等の工場が進出しており、製造品出荷額等は年間 5000 億円にのぼっている。近年では知識集約型産業の集積を目指して、先端技術や研究開発型企業の誘致が進められており、学術研究都市を将来像として掲げている。このほかの産業としては観光があげられ、別所温泉や上田城跡、塩田平を中心に年間約 220 万人の観光客が訪れている。

交通網の発達などにより住民の日常生活や経済文化活動も市域を越えて広域化してきている。このような状況に対応して平成 10 年には上田地域広域連合が設立され、周辺の町村と行政面での連携が強化されている。また、平成 17 年 3 月には丸子町・真田町・武石村との間で合併協定書が調印され、平成 18 年 3 月 6 日に新市設立にむけ協議が開始されている。

上田市の主な見どころとしては、上記と信濃国分寺跡のほかに山本鼎記念館、前山寺などがあり、周辺町村を含めると大法寺（青木村）、菅平高原（真田町）、北国街道の海野宿（東部町）、湯ノ丸高原（同）、美ヶ原高原（武石村）なども一連の観光ルートを形成している。



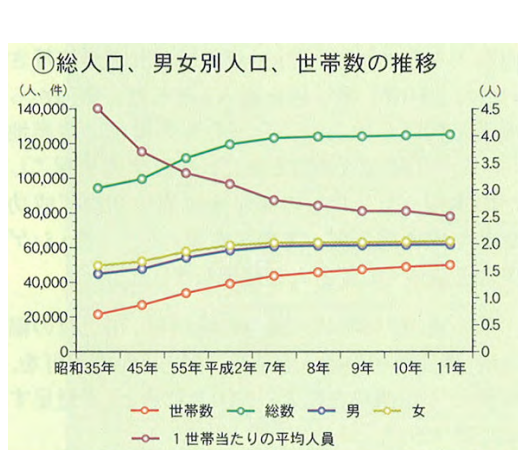
2) 都市化の動向と地域計画

・都市化の動向

上田市の人口は総数、男女別とも増加傾向にあるが、増加率は鈍ってきている。世帯数も増加してはいるが、平均世帯人数は減少が続いて核家族化の進行を示している。また、年齢別人口構成の推移をみると若年層の減少が著しく、高齢化が着実に進行している。地域別では、西塩田や別所地区のほか、中央、南部地区をはじめとする中心市街地で人口の減少と高齢化が目立っている。市街地人口の減少はここ 30 年来の傾向だが、その周辺地区での急増が見られ、新興住宅地の形成と拡大を示している。就業者の総数は増加している一方、第一次産業就業者は減少傾向にある。第二次産業就業者も近年減少に転じたのに対して、第三次産業就業者は引き続き増加している。

平成 11 年における土地利用区分別面積は、森林が全体の 50.0%を占め、次いで農地が 19.2%を占めている。宅地は 2284ha (12.9%)、道路・河川等が 1483ha (8.4%)、公園等その他が 1672ha (9.5%) となっている。近年は農地や森林が減少傾向であるのに対して、道路や宅地が増加している。

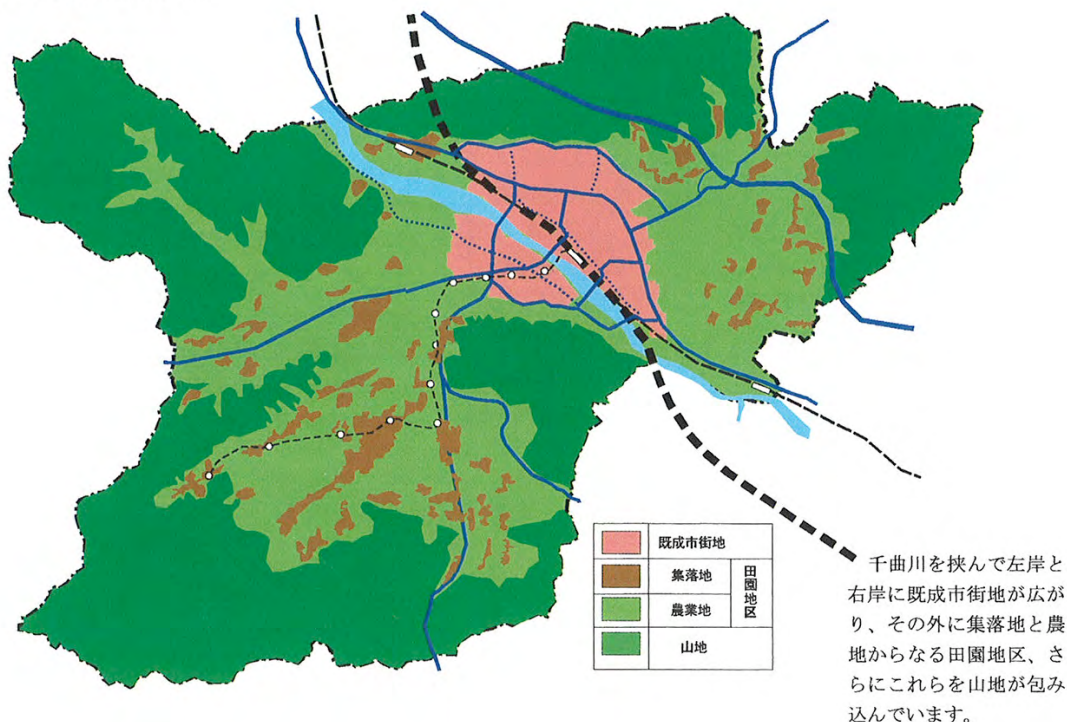
目下、上田市内で新興住宅地としての開発が顕著な地域は、千曲川左岸の川辺地域周辺と、中心市街地東方の神科地域など、バイパス整備が進む郊外である。信濃国分寺跡周辺は、現時点では宅地化の進行が一段落している地域といえるが、平成 14 年にしなの鉄道新駅が開設されたことから、今後は開発が再び促進される可能性もある。このことから、この地域では計画的環境形成の必要性が高く、またその緊急性も高いといえることができる。



(単位:ha, %)

利 用 区 分	平成 4 年		平成 6 年		平成 11 年	
	面 積	構成比	面 積	構成比	面 積	構成比
農 用 地	3,810	21.6	3,640	20.6	3,400	19.2
農 地	3,810	21.6	3,640	20.6	3,400	19.2
採草放牧地	—	—	—	—	—	—
森 林	8,904	50.4	8,853	50.1	8,834	50.0
原 野	—	—	—	—	—	—
水面・河川・水路	789	4.5	783	4.4	769	4.4
道 路	627	3.5	642	3.6	714	4.0
宅 地	2,204	12.5	2,316	13.1	2,284	12.9
住 宅 地	1,356	7.7	1,393	7.9	1,501	8.5
工 業 用 地	195	1.1	208	1.2	181	1.0
その他の宅地	653	3.7	715	4.0	602	3.4
そ の 他	1,339	7.6	1,439	8.1	1,672	9.5
合 計	17,673	100.0	17,673	100.0	17,673	100.0
うち市街地	1,010	5.7	1,010	5.7	1,010	5.7

■土地利用現況図



・総合計画における国分寺史跡公園の位置づけ

現行の「第三次上田市総合計画後期基本計画」（平成 13～17 年度）では教育文化面での施策の中で、社会教育振興のために市立博物館、山本鼎記念館とともに信濃国分寺資料館の充実を掲げている。また、文化活動の拠点となる文化施設の整備・充実が課題とし、既存施設の更新・充実とともに文化財の保存と積極的活用の推進をうたっている。信濃国分寺跡については、①公園のイメージアップを図るとともに万葉植物園の整備を推進、②未整備地区の計画的整備の推進、の 2 点を基本計画としている。

一方、産業施策の一環である観光振興に関する基本計画においても、観光レクリエーション拠点として上田城周辺、別所温泉周辺、鎌倉道周辺、千曲川周辺、上田菅平インターチェンジ周辺とならんで信濃国分寺周辺の整備を掲げている。ここでは、①国内有数の史跡としての存在をアピールするための施設整備検討を行うとともに通年の観光客確保をめざす、②中心市街地や周辺地域からのアクセスの利便性を高めるため分かりやすい案内標識の設置を行う、の 2 点が基本計画とされている。さらには、目的別や所要時間別といった観光ルートの設定、観光イベント開催、ボランティアガイドの育成・強化なども関連する計画としてあげられる。

総合計画では特に触れていないが、周辺の開発が進む中で信濃国分寺跡史跡公園は都市公園・緑地としても貴重な存在であり、快適な居住環境の整備という面でも重要な意味をもっている。

・都市計画マスタープランにおける国分寺周辺地区の位置づけ

第三次総合計画に呼応する「上田市都市計画マスタープラン」（平成 11 年度策定）では、「環境・文化・交流都市 上田」を都市づくりの目標として掲げ、全体構想とともに地域別の将来構想を提示している。市内の広域交流拠点としては4ヶ所が設定されている。

①業務・行政・文化の拠点である中心市街地、②複合的な産業拠点としての東山地区、③広域交通の結節点を活かした産業展開を目指すインターチェンジ周辺地区、④観光・レクリエーション拠点の別所温泉周辺、である。信濃国分寺跡が所在する国分地区は、中心市街地を取り巻く良好な住宅地としての形成を図ることがうたわれている区域に属する。

地域別構想の区分では、信濃国分寺跡は神川地域に含まれる。千曲川と神川がつくる段丘が地域を構成し、北側に広がる良好な農地には集落と新興の団地が共存しており、地域を横断する国道 18 号線沿いには大規模な工場が多く立地している。この地域の将来像は「多彩な地形といにしへの空間が調和した快適な暮らしを育むまち」とされる。土地利用方針として、以下のような各項が掲げられている。

- ①市街化が進行している地区を用途地域へ編入し、適切な土地利用、環境保全等を誘導する。
- ②大屋駅周辺における賑わいと交 の拠点づくりを進める。
- ③国分寺史跡公園周辺は信濃国分寺駅を含めた風格あるまちなみ形成を図る。
- ④18 号バイパス以北は農業振興とともに集落内の生活基盤整備を図る。
- ⑤千曲川・神川の自然環境を保全し、水辺を活かした親水空間を創出する。
- ⑥しなの鉄道と国道 18 号沿いの工業地は、周辺の居住環境と調 した工業ゾーンとする。
- ⑦神川 岸の斜面樹 は、うるおいの空間として保全する。
- ⑧公共施設の 化等による のまちなみ形成に努める。
- ⑨地区計画制度などを導入し、住環境の改善・形成を図る。
- ⑩防災機能向上のため、建築物の不燃化や道 整備に努める。



交通体系に関しては、上田バイパス、市街地環状道路の整備促進などとともに、安全快適な歩行者系道路の整備検討、地域生活道路の整備推進、循環バスの導入検討などを掲げている。また、地域の活動・交流拠点としては、大屋・信濃国分寺両駅とともに、国分寺史跡公園周辺を挙げ、これを地域の歴史・文化・芸術の拠点として、隣接する新駅を絡めて歴史的空間に相応しい環境整備を進めることを方針としている。

・その他の関 計画等

このほか、地域環境の形成に関わる既存計画としては、上田市景観条例にもとづく上田市都市景観形成基本計画や上田市都市景観デザインマニュアル、緑の基本計画などをあげられる。ただし、景観条例による地区協定まで進んでいるのは中心市街地周辺の北国街道沿道3ヶ所にとどまっており、計画の実行という観点からは今後に期待される面が大きい。地域住民による自発的取組みとしては、塩尻地区での「まゆの里」をめぐる町並み保存の動きが注目される。

なお、さきのマスタープランにおける公園緑地整備計画では、史跡関連としては上田城跡公園の整備充実のほか、県の史跡で郷土環境保全地域にも指定されている戸石・米山、塩田城跡について史跡公園としての整備を行うこととしている。市内における既存の歴史系公園としてはこのほか、下之郷の「いにしへの丘古代公園」（他田塚古墳・塚穴原1号墳ほか）があり、豊殿地区漆戸の八千原遺跡でも敷石住居跡が「八千原古代公園」となっているが、前者では遺跡自体の保存整備はとくに行われておらず、後者はごく小さい規模にとどまっている。

2-2. 史跡信濃国分寺跡の過去と現在

2-2-1. 史

1) 信濃国分寺・国分尼寺の 史

・創建

天平 13 年（741）、聖武天皇により国分寺建立の詔が下され、地方ごとに官立寺院を置いた隋や唐の制度に倣ったとみられる僧寺、尼寺の建立が全国に命じられた。仏法の守護による国家安泰を祈願して、各国に金字の金光明最勝王經一部を安置した七重塔 1 基を造立し、僧寺を「金光明四天王護国之寺」、尼寺を「法華滅罪之寺」とすることなどを命じている。国分寺の僧寺には僧侶 20 人が置かれ、封戸 50 戸と水田 10 町が支給された。また、尼寺には 10 人の尼が置かれ、水田 10 町を支給された。僧や尼は毎月 8 日に最勝王經を転読することなど、定められた規則に従って生活することが義務づけられていた。

天平 19 年（747）には郡司の協力を命じ、墾田を追加寄進するなど、国分寺の造営を督励する詔が発されている。このことは逆に、各地の国分寺造営が期待したようにはかどらなかったことを示している。天平勝宝 4 年（752）に総国分寺である東大寺の大仏開眼供養が執り行われ、総国分尼寺の法華寺も建立されたが、天平勝宝 8 年（756）に聖武天皇が死去するまでに完成した国分寺はわずかであったとみられる。天平宝字 3 年（759）になっても国分寺造営を督促する記事が「続日本紀」にみられるが、770 年前後に至ってようやく大半の国の国分寺が完成したと考えられている。

信濃国分寺がいつ完成したのかを伝える史料は残されておらず、建立に関わる詳細や、その後の活動についてもほとんどわかっていない。所在についても現国分寺の近くが有力視されていたものの、ながらく明確にはならないままであった。

・衰退と再興

律令制度が崩壊すると諸国の国分寺も次第に衰退に向かう。信濃国分寺でも、尼寺跡近傍で発掘された 10 世紀後半頃の堅穴住居跡に国分寺の平瓦が用いられており、このころには国分寺の建物の一部が失われていたことを示すものと思われる。一方、「将門記」には、「以二月廿九日追着於信濃国少懸郡国分寺之辺 便帶千阿川彼此合戦間無有勝負」という記事があり、承平 8 年（938）に平将門と平貞盛の軍勢が信濃国分寺周辺で戦ったという。さらに信濃国分寺の寺伝ではその兵火のため伽藍を焼失したというが、この記事は「将門記」などの史料には見えず、発掘調査でも確認されていない。いずれにせよ、当時には寺院の衰退が進んでいたことを物語っているものと考えられる。

11 世紀に関しては、堅穴住居における国分寺瓦の用例や、僧寺回廊跡での墓地としての利用を示すなど、国分寺の衰亡を示す骨壺の出土な唆する発見もさらに多くなる。

一方、信濃国分寺の寺伝では建久 8 年（1197）に源頼朝が善光寺参詣の帰途、衰退した

国分寺の再興を命じ、堂塔を修復したと伝える。現在の国分寺境内は、古代の伽藍中心から北に 300mほど離れた一段高い段丘上にあり、本堂の薬師堂付近からは平安時代の瓦が発見されている。また、現存する室町時代建立の三重塔も寺伝では源頼朝が発願して建立したとされており、平安末から鎌倉時代の初期にかけての時期に信濃国分寺が現在地に移転・再興された可能性が高い。

・国分寺の現在

現在の信濃国分寺は天台宗に属する。薬師如来を安置する本堂、あるいは寺全体を八日堂とも呼ばれるが、これは毎月 8 日の最勝王経転読という天平創建以来の伝統によるもので、このように法灯が受け継がれていることは歴史的文化的にもきわめて価値が高い。

国分寺の檀家は上堀・下堀・国分・山口・岩門地区がほとんどで、戦前は 80 軒ほどだったが、戦後はかなり増加している。また、他寺の檀家ながら信徒に含まれる人々が 50 軒ほどある。正月の修正会では元旦から 8 日まで金光明経や薬師経の転読が行われたが、現在は元旦から 3 日までとなっている。

国分寺で行われる行事としては、施餓鬼会、灌仏会、大般若経会などがあるが、八日堂縁日が何といても有名である。1 月 7 日の宵祭りから 8 日にかけて蘇民将来符の頒布のほか、福だるま市も開かれ、県内だけでなく関東地方からも多くの参詣者でにぎわう。蘇民将来符の頒布については、寺に加えて伝統を守る蘇民講の存在が大きく、これに関する習俗は国の無形民俗文化財に選択されている。また蘇民将来符そのものは市の有形民俗文化財に指定されている。国分寺ではこのほか大黒堂の縁日もあり、現在では 3 月 8 日に行われている。

境内には本堂（長野県宝・万延元年（1860））、三重塔（国重要文化財・室町時代）、石造多宝塔（市指定・鎌倉時代）などの指定文化財や、鐘楼、客殿などの堂宇が建ち並んでいる。



八日堂縁日図（信濃国分寺）



八日堂縁日



蘇民将来符

2) 研究史と保存運動

・信濃国分寺の研究史

史跡信濃国分寺跡の所在地は、上田市大字国分字仁王堂と字明神前にわたっている。現在の国分寺と同じ北側の段丘上に古代の伽藍地もあったと考えるのがかつては一般的だったが、大正 11 年（1922）刊行の「小県郡誌」で著者の小山真夫氏が「仁王堂跡」という場所に残る礎石群に着目し、この付近に古代国分寺伽藍があったとの推定をはじめて明らかにした。そこに参考として掲載された重田定一氏の調査記録（大正 3 年）によれば、多数の礎石が残るこの場所を金堂跡ではないかと考察している。

このような研究調査の成果により、昭和 5 年（1930）には小字仁王堂の礎石群を中心とする 4178 m²が文部省指定史跡となった。

昭和 6 年（1931）には、藤沢直枝氏による「信濃国分寺之研究」が刊行された。同氏は現地の精密な実測や調査を踏まえて、①「仁王門跡」は金堂跡と推定されること、②この北方に講堂跡と想定される場所があること、③南方の鉄道通過地点に中門跡と考えられる場所があること、④金堂跡の南西方 100m に塔跡とみられる場所があり、南東方にも同様の場所があつて東西 2 塔の可能性があること、などを推定している。

なお、小山氏も藤沢氏も尼寺については丸子町内の古瓦出土地に比定していた。しかしその後、昭和 19 年（1944）に国分地区に保存されていた古文書の調査が行われた結果、江戸時代初期の土地台帳に「にぢ之だう」の地名がみられることなどがわかった。このため地元では僧寺跡の西方に尼寺跡が存在すると推定する見方が有力となっていた。

・信濃国分寺跡保存に至る経緯

信濃国分寺跡が所在する大字国分はもと小県郡神川村に属していたが、昭和 31 年（1956）9 月に神川村が上田市に合併したため、上田市の一部となった。昭和 30 年代も中頃になると、国道 18 号線に沿ったこの地域にも開発の波が及んで、工場や住宅建設の兆しが現れてきた。貴重な遺構が破壊されるのを防ぐため、早急に本格的な学術調査を実施して、地中の国分寺遺構の実態を解明する必要が生じた。上田市では僧寺跡と推定されていた 2 町四方を中心とする範囲の実測図を作成するとともに、国や県に対して学術調査の働きかけを行った。このような運動の結果、昭和 37 年（1962）には文化庁補助による調査が予算化されて調査会も発足し、翌 38 年（1963）3 月より信濃国分寺の第 1 次緊急発掘調査がようやく実施の運びとなった。

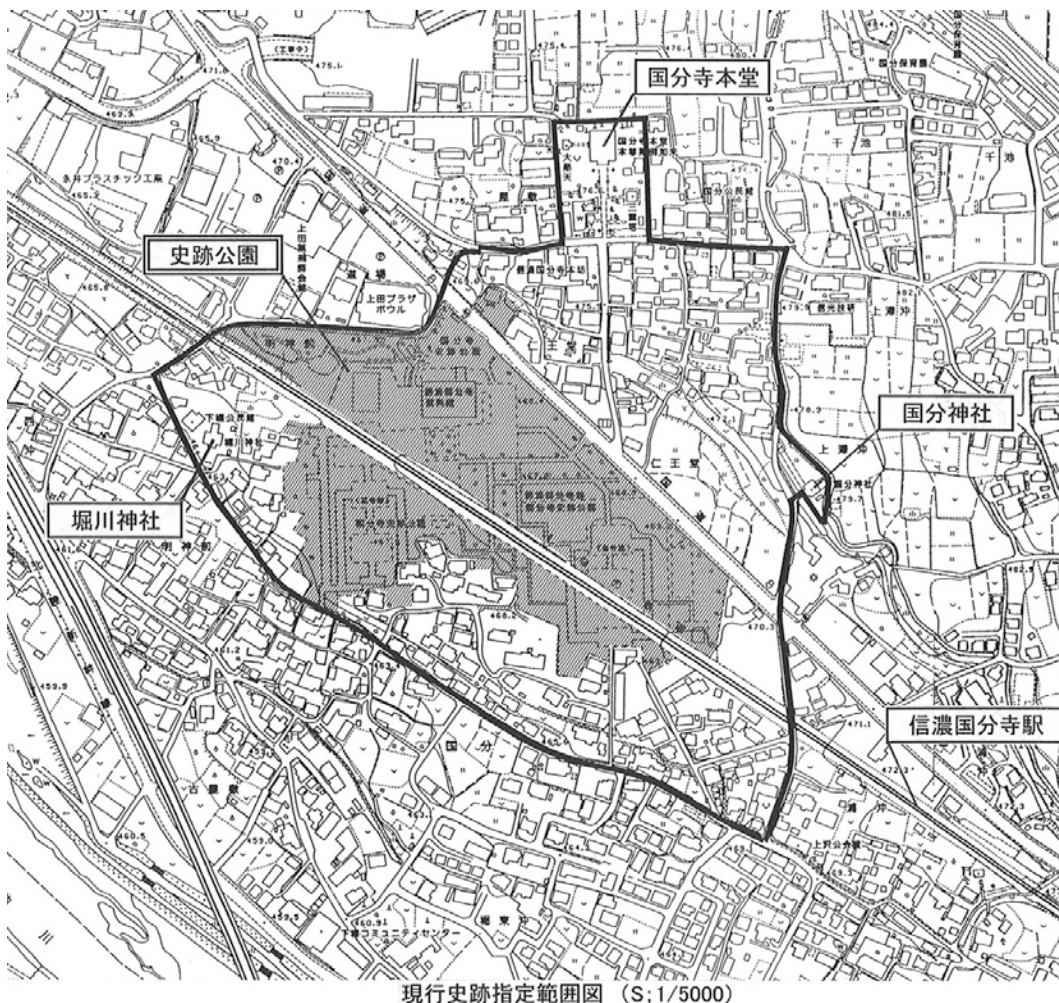
その一方で、地権者をはじめとする地元住民からは反発の声が上がり、ついには信濃国分寺跡緊急発掘および史跡指定反対同盟会を設立するに至った。しかし、その後の折衝もさることながら調査が進展して大きな成果を収めるにつれ、文化財の重要性に対する住民の意識も急速に醸成されていった。八日堂復興会等では遺跡の総合的保存を求める声も高まり、金堂跡を国分寺の法人所有地として買収するなどの動きとなって現れてきた。そして、昭和 41 年度（1966）には市の教育文化都市建設新 5 ヶ年計画の中で史跡公園の整備を目指すこととなった。

3) 史跡指定と発掘調査の経過

・史跡指定と指定区域の拡大

上述のように、信濃国分寺跡の史跡指定は昭和5年(1930)に行われたが、これは土地の高まりや大きな礎石群などが存在する字仁王堂の一角を僧寺跡と想定した結果であった。一方、当時は尼寺跡の所在については諸説あっていずれも決め手に欠け、のちの発掘調査を待たねばならなかった。

昭和38年3月からの第1次調査を皮切りに、昭和41、42年と調査が続行され、さらに昭和46年に至るまで数次にわたる史跡整備に伴う発掘調査が並行して行われ、僧寺・尼寺の伽藍の全容と、これに伴う多くの資料を検出することができた。このため、昭和43年(1968)3月には現国分寺を含む寺域のほぼ全域、129,339.7㎡に史跡指定区域が拡大された。その範囲は、北は現国分寺、東は国分神社、南は当時の推定東山道、西は下堀の堀川神社までである。なお、この時点で史跡の指定理由も「僧寺跡と尼寺跡の伽藍が近接して発見され、しかも両遺構の保存状態が比較的良好であり、古代の寺院跡研究に欠くことのできない重要な遺跡」とされた。



現行史跡指定範囲図 (S:1/5000)

・ 史跡公園化までの発掘調査

昭和 30～40 年代に実施された発掘調査の経過は以下の通りである。

第一次発掘調査：昭和 5 年の指定時には金堂跡と推定されていた土壇を調査した結果、これは僧寺講堂跡の基壇であることが解明された。その南方には金堂跡の基壇も発見され、いずれも雨落溝に見事な敷石列があることが確認された。軒丸瓦、軒平瓦や全国的にも珍しい素文の鬼瓦を含む大量の瓦をはじめ、鉄釘や須恵器、土師器なども発見された。

第二次発掘調査：僧寺跡の伽藍地が確認された。また、この西方の字明神前において尼寺跡が確認された。これは地元に伝わる古文書の記載を実証するために実施した調査の結果で、尼寺金堂跡の雨落溝も三方で確認された。さらには、多量の瓦類・鉄釘・古銭や円面硯なども発見され、大きな成果をあげた。

第三次発掘調査：中門と講堂跡を結ぶ僧寺の回廊跡が発見された。また、信濃国分寺の補修用の瓦を焼いた瓦窯跡が尼寺跡の北方で 2 基発見された。一方、尼寺跡では金堂跡の再確認と講堂跡の調査が行われた。さらに尼寺東門跡や四至の調査も行われた。

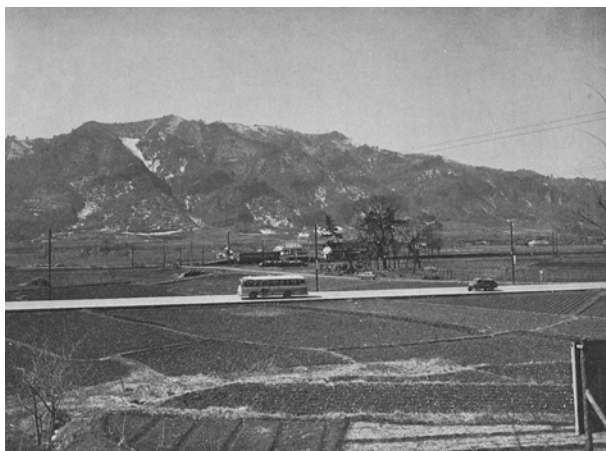
昭和 43 年（1968）から 46 年（1971）までの調査は史跡保存環境整備の事前調査として実施された。範囲確認はほぼ完了していたため、過去 3 回の発掘調査で確認できなかった各遺構の内部調査と未調査の建物の検出が中心となった。

第四次発掘調査：僧寺講堂の内部と北側雨落溝の確認などが行われ、講堂跡の解明がなされた。

第五次発掘調査：尼寺跡において、金堂跡の内部や講堂跡、中門跡、回廊跡、尼坊跡、北門跡などの詳細調査が実施された。

第六次発掘調査：僧寺金堂跡内部の規模が明らかになったほか、塔跡、僧坊跡が確認された。

第七次発掘調査：僧寺中門跡と回廊跡、金堂南西角の雨落溝のほか、尼寺跡の尼坊、経蔵などの遺構を確認した。



調査前の僧寺跡（昭和 30 年代）

・僧寺遺構の概要

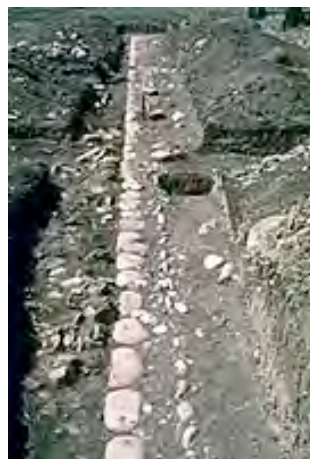
七次に及ぶ発掘調査によって確認された僧寺跡の遺構は以下の通りである。

伽藍配置：中門・金堂・講堂が南北軸に沿って並び、回廊は中門から講堂を結んで金堂を取り囲む。塔は回廊外の東南隅に位置する。このような配置は全国の国分寺のうち、僧寺の半数以上と尼寺のほとんどの採用されている。

中門跡：基壇下部の石敷が発見され、礎石の根固め栗石も一部で検出された。雨落溝の一部も発見され、基壇規模は東西 20.8m×南北 9.4mと判明した。金堂跡との距離は基壇中心間で 40.5mであった。中門の建物については遺構が残らず明確でなかったが、正面 18m、側面 6.6mの5×2間と想定された。

金堂跡：礎石や栗石地業はほぼ失われていたが、基壇内部の根固め石に空白部分が点在し、その検討から柱間が推定された。基壇周囲の一部には石組の雨落溝や石敷遺構がきわめて良好に検出された。また、石段の部材と思われる凝灰岩の切石が散乱しているのも発見された。基壇規模は東西 29.7m×南北 19.3mで、推定される建物規模は正面 24.2m、側面 14.4mの7×4間である。

講堂跡：高さ約 50 cmの土壇と 38 個の礎石が残っていたが、礎石のうち 11 個は後世の攪乱で当初位置から移動していた。基壇の北側を除く3面で玉石敷きの雨落溝が良好に検出されたほか、瓦も一部で整然と並んでいるのが発見された。基壇規模は東西 34m×南北 20mで、建物は正面 28.8m、側面 14mの9×4間と確認された。



講堂跡



金堂跡

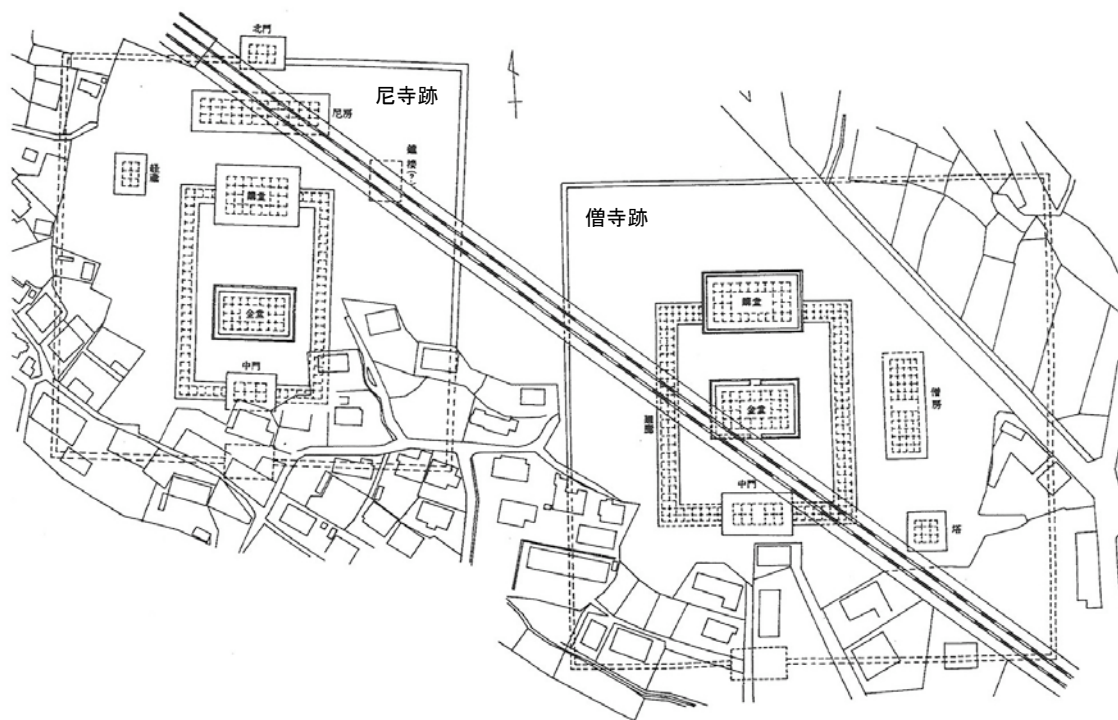
回 跡：礎石はほとんど残存しなかったが、栗石地業から全容が確認された。回廊は梁間2間の複廊形式で、南北の全長は 79.2m、27 間と判明した。また東西長は中門を含めて 66.1mであった。

塔跡：礎石は失われていたが、心礎と四天柱礎石の根固め栗石が発見された。基壇規模は 13.2m四方で、四天柱の柱間は 3mであった。

僧坊跡：東回廊の外側に近接して南北に長い建物跡が発見された。全体の規模について

は不明確な点が多く、機能についても僧坊と断定はできないが、配置から一応そのように推定されている。建物の推定規模は南北が 34.2m、東西 9.6mである。

築地跡：以上の中心伽藍を取り囲む築地塀は、西辺の北寄りにあたるとされる箇所では礫を粘土で固めた痕跡が約 1.5m幅で確認された。これ以外の3辺については明瞭な遺構が検出されていないが、東西 176.56m×南北 178.05mとほぼ 100 間四方の寺域が想定されている。この想定範囲が正しければ、それに対して金堂と講堂を結ぶ中軸線の位置はやや西に寄っていることになる。なお、この築地の南面には南大門が想定されていたが、のちに平成 16 年度の発掘調査によってその遺構を確認するに至った。



寺跡推定伽藍配置

・ 尼寺遺構の概要

次に尼寺跡の遺構は以下の通りである。

伽藍配置：中門・金堂・講堂が一直線上に並び、中門から延びる回廊が講堂に取り付く形式は僧寺と同様である。尼坊は講堂の北方に位置し、その間の西側には経蔵の遺構も検出された。

中門跡：根固めの栗石などが発見された。基壇規模は東西 19.5m×南北 13mほどが想定され、建物は正面 11.8m、側面 6.4m、3×2 間の四脚門と考えられている。

金堂跡：礎石の栗石地業が 10 ヶ所で検出されたほか、基壇の南・東・西の三方で石組

の雨落溝が良好に検出された。特に基壇東縁の一部では立った状態の羽目石が出土して注目された。基壇は北縁が破壊されているが東西 29.7m×南北約 19.5mの規模で、建物は正面 22.4m、側面 12.4mの7×4間と推定される。



金堂跡雨落遺構と羽目石



金堂跡

講堂跡：根固めの栗石群から明らかになった規模は、基壇が東西 31m×南北 21.6mで、建物は正面 22m、側面 12.4mの7×4間と推定される。

回 跡：同じく根固め栗石の検出から、南北長は 82.5mで 25 間、東西は中門を含めて 54.8mと判明した。回廊は僧寺と異なり単廊式である。

経蔵跡：講堂跡の西縁から西に 26.5m離れて建物跡が発見された。建物の大きさは南北 10.8m×東西 6mで、3×2間と判明した。建物の位置と規模から経蔵と想定された。これに東西対称の位置で鐘楼跡の検出をめざした調査も行われたが、鉄道敷にかかる部分で攪乱が激しく、遺構の発見には至らなかった。

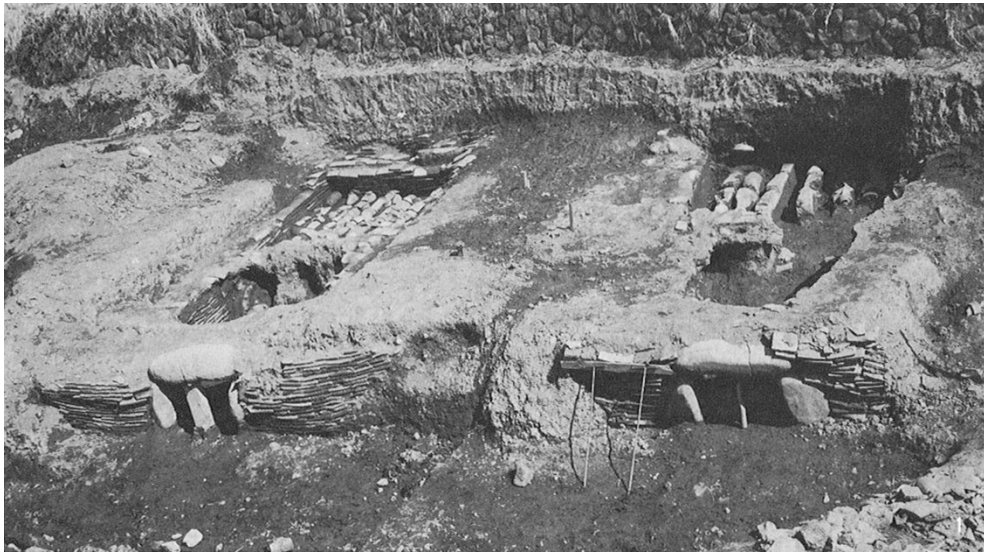
尼坊跡：講堂跡の北側に位置し、土器片多数も出土した。根固め栗石の大きさが小さいことから礎石も小さかったことが推定される。遺構は鉄道敷にかかるため西半部分しか調査できなかったが、伽藍中軸線を挟んで左右対称とすれば基壇規模は東西約 51m×南北 14.1mほどで、建物は正面 44m、側面 8.1mということになる。

北門跡：基壇規模は東西 13m×南北 9mで、建物は正面 10.2m、側面 6.4mと想定される。なお、尼寺跡を囲む築地の跡と思われる遺構は北辺のほか東辺で検出され、東門跡と推定される遺構も出土している。西限については民家があって調査ができず、南側も崖になっていて遺構の残存が期待されなかった。伽藍中軸線が寺域の中央とすればその東西長は約 148mで、地形的制約から南限を仮定した上で寺域全体は 80 間四方と一応推定されている。伽藍の基準方位は僧寺と異なり、それよりやや東に振れている。また、僧寺と尼寺の築地間の距離はわずか 40mほどで、全国の国分寺の中でも両寺が最も近接して建てられた例である。

・その他の関 遺構

その他の関連遺構としては次のようなものがある。

瓦窯跡：尼寺金堂跡の北東約 200mで発見された瓦窯跡で、2基が東西に並んで発見された。窯跡はいずれも同様の構造で南側に焚口があり、北に向かって順に燃焼室・焼成室・煙道が築かれている。窯を築いた材料として国分寺の創建期の瓦と平安初期の瓦がおおよそ 2：8 の割合で使われており、出土した製品の遺物からもこの窯は平安時代の初期に国分寺を補修するための瓦を焼いたものと考えられている。なお、国分寺創建時に瓦を焼いた窯については、丸子町の依田古窯跡群と北御牧村の幸上窯跡群がその関連性が強いとみられている。



瓦窯跡出土状況

明神前遺跡：尼寺跡の北側から西側に隣接して所在する明神前遺跡は、昭和 46 年の発掘調査で竪穴式住居跡 9 軒やかまど 7 基、多数の遺物を出土している。このなかにはタタラ跡が出土して鍛冶工房の跡と推測されている遺構があり、国分寺の営繕組織である修理院との関連が注目される。また、同じ遺跡で出土した墨書土器に「講院」の語があり、これは「講師院」の略で当初は国師と呼ばれた地方僧官の居場所を示すものと推定されている。

・信濃国分寺跡の出土遺物

信濃国分寺跡の発掘調査で出土した遺物としては、瓦類・土器・陶器・硯・鉄釘・古銭などがある。

瓦：軒丸瓦はいくつかの種類が発見されたが、大多数は八葉複弁蓮花文で、創建瓦と考えられる。東大寺の所要瓦と文様、製法とも類似しており、中央からの技術指導が想定される。これに組合わさる創建軒平瓦は均斉唐草文で、これも平城宮跡出土品などとよく似て洗練されている。丸瓦は有段式で、これ以前まで信濃の寺院で用いられた行基葺きとは異なる。この点からも国分寺造営にあたって新しい建築技術の導入があったことが推定される。鬼瓦は創建時は鬼面文が使用され、その損傷後の補修時に素文の製品が用いられたと考えられている。このほか、「伊」や「更」など群名とみられる文字を線刻した文字瓦も出土しており、造営に当たっての郡司の協力などを物語るものである。

土器：縄文時代から近世までのものが出土しているが、多くは9～10世紀の土師器や須恵器で、国分寺で用いられた製品とみられる。特に僧坊や尼坊の跡からは坏や壺などが比較的多く出土している。

陶器：出土数は少ないが、猿投や東濃の製品とみられる釉薬のかかった高級陶器も発見されている。東山道経由でもたらされたものと推定される。

硯：台の付いた円面硯が2面出土している。写経などに用いられたものと考えられる。

鉄釘：僧寺金堂跡や講堂跡、尼寺金堂跡などから60本以上の釘が出土している。長さ19～29mm、太さ2.5～3mmとかなり大型のものである。

古銭：尼寺西回廊跡から和同開珎が1点出土している。また、僧寺跡からは中国の北宋銭も発見されている。



▲素文鬼瓦



▲八葉複弁 花文軒丸瓦



▲円面硯



▲均斉唐草文軒手瓦

4) 環境整備事業

・事業の概要

上田市では、一連の発掘調査で確認した寺域のうち約 55000 m²を公有化し、昭和 43 年から 47 年（1968～72）にかけて整備を行った上で、一帯を史跡公園として公開した。これは全国の国分寺史跡でも初めての事例であった。また、昭和 55 年（1980）には信濃国分寺資料館を開館し、国分寺跡を中心とする考古資料を収蔵展示している。以下では、この史跡保存環境整備事業の概要を述べる。

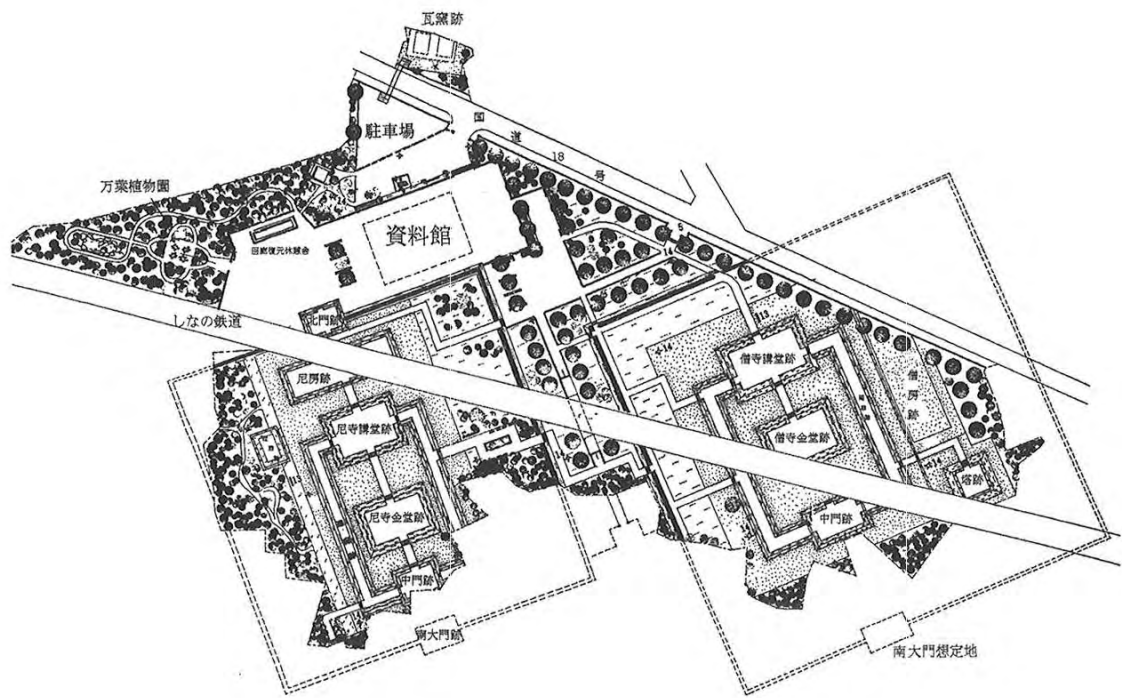
対象となる土地が広大な面積にわたることから、史跡指定範囲の全てを文化庁補助事業で買い上げ・整備することは困難であったため、事業地は僧寺と尼寺の寺域にかかる範囲に限定された。そこで、残る周辺の史跡公園予定地については都市計画公園用地として決定し、建設省（当時）の補助事業として実施することとなった。用地買収、整備事業ともに文化庁と建設省とで計画地が線引きされており、各々の国庫補助を得ながら上田市が実施するという形がとられた。

このように事業は史跡整備としての部分と一般都市公園としての部分からなるが、両者を一体の史跡公園として利用公開することがもとより前提であった。都市計画決定に基づく事業認定の性格は史跡保存を中心とする公園整備という趣旨であったため、建設省の補助事業の内容についても文化庁の認定する基本設計に基づいて補助するよう、省庁間の調整が図られた。

設計ではまず、地下遺構の保護を万全にすることを第一に、僧寺と尼寺の両寺域にかかる範囲は他の平地より区分し高くすること、各伽藍地は遺構埋戻しの上で基壇を盛土によって復元整備し、これらの整備遺構を歩きながら回遊見学できるようにすること、これ以外の公園用地には駐車場・便所・広場・休憩所等の便益施設を配置できることなどが基本方針として決定された。

敷地は東南から北西に平行して走る国鉄信越本線（当時）と国道 18 号線とによって分断されている。両者の間は水田、鉄道線路より南は畑と桑園に利用されていた。国鉄に平行して旧上田丸子電鉄の廃線跡と廃駅が残り、この東方には南北に敷地を縦断する市道があったが、後者については整備計画の中で路線変更された。敷地境界の南と西側は村落と新興宅地に取り囲まれ、僧寺・尼寺ともに伽藍の南端はそれらの民地に入り込んでいた。

公園敷地は、①埋蔵物保存を第一に考慮しながらその中で歴史的イメージを作り出す区域（僧寺遺構、尼寺遺構、瓦窯跡）と、②史跡見学者その他市民の休息利用にあてる区域、の2地区に区分される。僧寺と尼寺の各寺域については全面に盛土を行い、周囲より高くすることで範囲の明示と地下遺構保護が図られた。



信濃国分寺跡（昭 54 年頃撮影 上田小県誌刊行会蔵）

・僧寺遺構の整備

中門跡・金堂跡・塔跡：基壇遺構が存在する範囲を土壇として盛土成形した。上面の舗装は三和土で、周囲に皿形側溝を巡らせて排水の便を図っている。土壇外周の法面は1：2の勾配で貼芝仕上となっており、階段想定部には大谷石の階段を設けている。

講堂跡：遺構である土壇上に礎石が存在するため、上面は現状の平均高さで整地し、輪郭を整形された。舗装はソイルセメントで目地間隔を柱間に合わせてある。排水施設や法面仕上はさきの仕様と同様だが、階段はコンクリート製となっている。一方、土壇上にはエノキやマツなどの樹木が以前から生育していたため、これは丸石縁石で囲って保護された。

回 跡：講堂跡と同仕様だが、上面の高さは30 cm低く定められている。中門跡西側の一部では、確認された礎石の位置をコンクリート製の花鉢を配置することで示している。

築地跡：ドウダンツツジによる幅100 cmの刈込生垣で表現している。

その他：見学用の通路はコンクリート平板による舗装で、幅員3 mである。これらの遺構表示と通路を除く範囲については、建物跡が存在する中央寄りを玉砂利敷とし、外周部は貼芝によって仕上げてある。



僧寺跡整備地の現状

・尼寺遺構の整備

中門跡・金堂跡・講堂跡・回 跡・北門跡・尼坊跡：僧寺の金堂跡などと同様に土壇を盛土しているが、上面仕上はアスファルト簡易舗装となっている。北門跡以外の各建物跡では僧寺回廊の一部と同様に花鉢による礎石位置表示が行われている。

その他：見学用通路は僧寺と同仕様である。遺構表示部以外の地表面仕上も同様だが、寺域の西方は住宅地との緩衝帯としてモミやマツなどの常緑針葉樹による樹林が形成されている。また、僧寺および鉄道北側から来訪したときの入口にあたる東側の一面にはコンクリートベンチなどによる小休憩広場が設けられている。



尼寺跡整備地の現状

・瓦窯跡の整備

2基のうち、東側の1号窯は埋め戻して地中保存し、西側の2号窯を露出展示している。遺構の上には鉄筋コンクリート造2階建ての保存観察施設（覆屋）が建設され、1号窯はその床下に埋まっている。2号窯は1階で正面から見られるほか、2階部分からはガラス越しに見下ろす形となっている。また、展示遺構の保護のためには冷房設備と噴霧設備が設置されている。国道北側に位置するため、南側の史跡公園とは歩道橋によって連絡されている。



瓦窯跡保存観察施設

・都市公園部分の整備

国道 18 号線沿いに主入口と駐車場（大型バス 17 台対応）を設け、その奥に信濃国分寺資料館が建つ。資料館東側には玉石で舗装した広場があり、ここから僧寺寺域および鉄道南側への地下道に通じている。資料館西側にはフジ棚（昭和 51 年移植）があり、その北側に回廊を模した休憩施設と公衆便所が建つ。また、西側には万葉植物園（昭和 62 年造成）がある。園内通路は幅員 4 m のアスファルト道と 3 m の敷石道とからなる。

主要園路と広場の周辺、国道沿いにはケヤキ並木が植樹され、これと在来種を中心とする低木植栽とで緑地の環境形成が意図されている。また、敷地外縁部の住宅地に接する部分では当地方の低山帯に見られるのと同様の樹種による緩衝樹林を設けている。このほか、園内には照明灯や水飲み、説明板などの便益施設を設置してある。

・信濃国分寺資 館

史跡公園開設から 8 年後の昭和 55 年（1980）に開館した。信濃国分寺跡の発掘調査によって出土した遺物や国分寺関係資料を中心に、上田地方の原始から平安時代までの考古資料を展示している。なお、これ以後の時代については上田城跡公園内の上田市立博物館で扱われており、両館が補完し合うよう位置づけられている。国分寺資料館の館内は常設と特別の 2 つの展示室、資料閲覧室、講堂などからなっている。常設展示は信濃国分寺跡を上田地方の古代史のなかで理解できるように、原始から平安時代までを 8 つのテーマに区分し、資料や模型、パネル等によって展示している。



信濃国分寺資 館

2-2-2. 指定地の現状

1) 土地所有者と土地利用状況

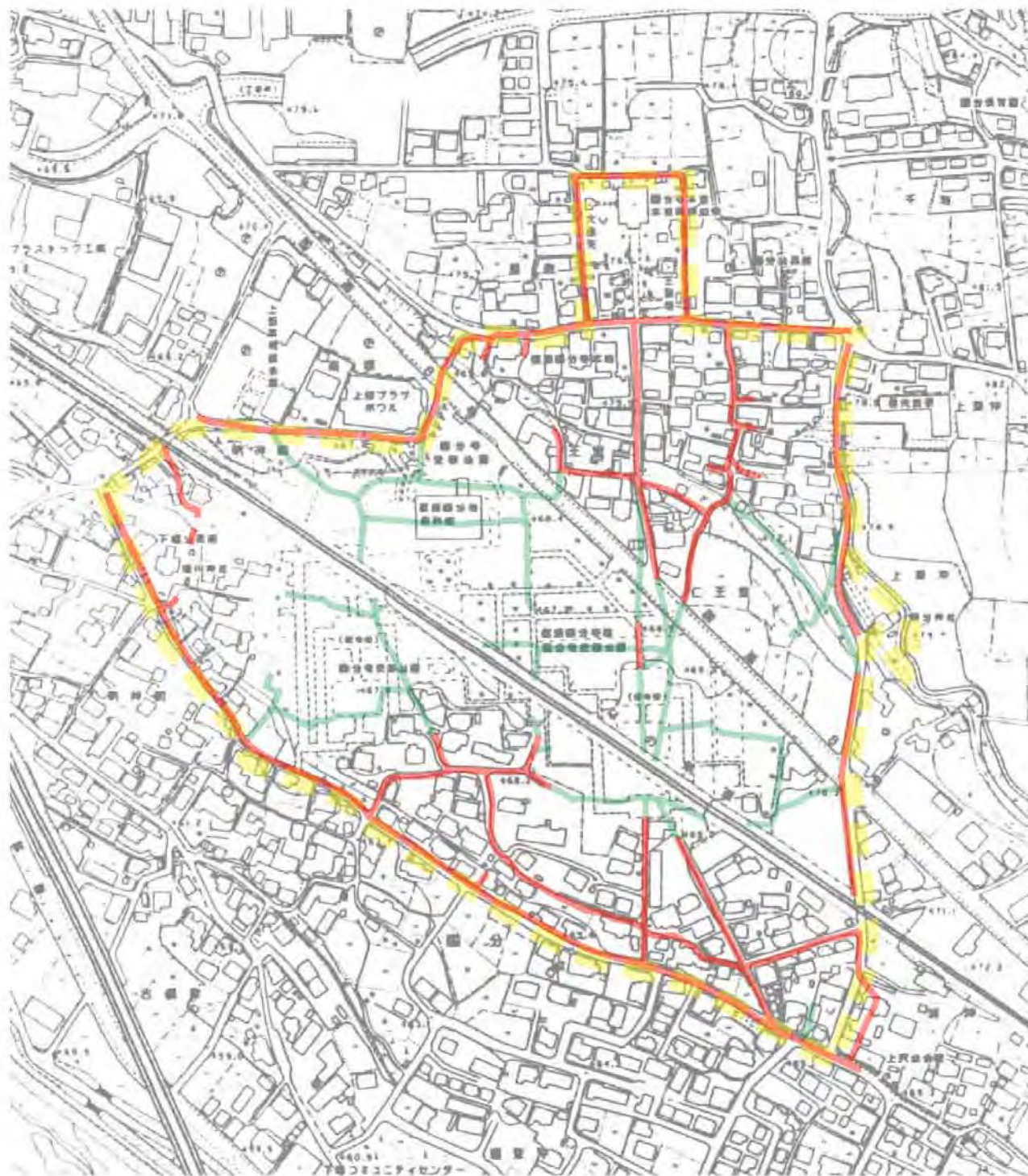
史跡指定地内には、史跡公園として既に整備活用されている土地以外に、公有化は済んでいるものの現時点で暫定整備または未整備のままとなっている公有地がある。これに道路敷、水路敷などの公有地が加わる。しなの鉄道の線路敷もこれに準ずる。残る土地は個人および法人が所有する民地である。登記上の所有者は必ずしも現在の実態と合っていないが、地籍調書によれば民地が史跡地全体の約 43%を占めている。民間地権者としては宗教法人の国分寺が最大の面積を所有し、境内地がその大半である。国分神社と堀川神社の両境内も法人所有地である。個人所有地の地目は宅地がほとんどで、一部に小規模な農地があって家庭菜園などとして使われている。台帳の地目分類は実際の土地利用の状況とは異なる部分が多少あって、史跡公園の中にも宅地や田畑の地目となっている土地がかなりある。水田は台帳の地目上はかなりの面積を占めているが、実際に現在も田として使われている土地はほとんどない。

史跡指定地の土地所有および地目別区分

(平成17年1月現在)

所有者	面積 (㎡)	比率 (%)	地目	面積 (㎡)	うち史跡公園 (㎡)	未整備公園用地 (㎡)	公衆用道路 (㎡)	水路 (㎡)	境内地 (㎡)	備考
国	6,502.52	4.28	田	2,115.64	421.64	0.00	1,694.00	0.00	0.00	
			畑	4,239.80	1,069.80	0.00	3,170.00	0.00	0.00	
			宅地	112.80	0.00	0.00	6.61	0.00	0.00	
			その他	34.28	0.00	0.00	33.34	0.00	0.00	
上田市	71,643.90	47.13	田	5,397.91	0.00	5,397.91	0.00	0.00	0.00	
			畑	4,679.06	0.00	4,666.06	13.00	0.00	0.00	
			宅地	5,739.73	0.00	5,739.73	0.00	0.00	0.00	
			その他	55,827.20	51,745.01	0.00	2,045.60	2,036.59	0.00	
しなの鉄道	8,193.83	5.39	その他	8,193.83	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
国分寺	7,801.76	5.13	畑	381.00	355.00	0.00	26.00	0.00	0.00	
			原野	19.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
			池沼	370.00	0.00	0.00	0.00	0.00	370.00	
			宅地	55.76	0.00	0.00	55.76	0.00	0.00	
			その他	6,976.00	0.00	0.00	56.00	0.00	6,920.00	
堀川神社	1,240.57	0.82	畑	52.00	0.00	0.00	13.00	0.00	0.00	
			宅地	211.57	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	公民館敷地
			その他	977.00	0.00	0.00	0.00	0.00	977.00	
国分神社	1,487.00	0.98	その他	1,487.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1,487.00	
他民間企業	1,960.27	1.29	宅地	780.27	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
			その他	1,180.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
私有地	53,169.94	34.98	宅地	41,366.84	0.00	0.00	24.56	0.00	0.00	
			畑	8,866.31	2.54	0.00	52.82	0.00	0.00	
			田	2,603.27	0.00	0.00	12.00	0.00	0.00	
			原野	36.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
			雑種地	274.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
			その他	23.52	0.00	0.00	23.52	0.00	0.00	
合計	151,999.79	100.00		※151,999.79	53,593.99	15,803.70	7,226.21	2,036.59	9,754.00	

※指定面積は129,339.7㎡であるが、今般の地籍調査で、筆ごとの登記面積を積みあげたところ、この数値となった。したがって、この前後に示した数値とは異なっている。



公衆用道路



水路

- 現在も使用されている道
- 現在は使用されていない道
- 水路
- 史跡指定範囲

国道北側の国分集落は古くからの集落で、明治から大正時代にかけて養蚕で大いに栄えた。このため現在でも大型の蚕室住居が見られるが、近年はその建て替えや蚕室を倉庫として沿道への住宅新築などが進み、伝統的な集落景観が失われつつある。



国分集落の景観

一方、南西側の下堀集落にも茅葺の農家を含む伝統的民家が少数ながら見られるが、史跡指定地内にはとりたてて特徴のある建物はない。これより東側の小段丘崖に沿っては、おもに昭和 30 年代以降に宅地化した場所である。現在見られる住宅はいずれも変哲のない平屋または 2 階建てで、やや雑然とした沿道景観を呈している。



下堀地区東方の景観

2) 現状変更の推移

昭和 43 年に史跡指定地が大幅に拡大されて現行の範囲になったが、この際に地元住民からは現状変更の制限についての懸念が強く、迅速な許可などを求める申し入れがなされた経緯がある。その後の現状変更申請については下表に示すとおりだが、年間 10 件以下で概ね推移している。内容的には住宅の新築や増改築に関するものがほとんどを占めており、このほか国分寺の堂宇改築や、下水道などの公共工事、そして史跡公園の整備に関する工事などがある。現状変更が不許可となったのは中古車販売場設置に関する 1 件だけで、他は立ち会いもしくは発掘調査の上で許可されている。指定拡大直後には住宅の新築が多く見られ、その後も昭和 50 年代までは増改築の申請が毎年ある程度の数は続いているが、近年はやや落ち着いた模様で、平成 2 年度には初めて民間の申請がゼロになっている。この要因としては、史跡公園予定地での買い上げが進められていることや、集落自体が高齢化してきていることなどが考えられる。

年度別現状変更申請一覧

年 度	件数	内 容	原 因 者	備 考
昭和43年度	11	住宅新築	5 個人	
		物置新築	2 "	
		便所・浴室改築	1 "	
		倉庫新築	1 "	
		店舗増築	1 "	
		環境整備	1 上田市	
昭和44年度	9	住宅新築	1 個人	
		住宅増築	2 "	
		住宅改築	3 "	
		病院宿直室増築	1 "	
		電話線・ガス埋設	1 上田瓦斯(株)	
		信越本線複線化工事	1 国鉄岐阜工事局	
昭和45年度	4	住宅新築	1 個人	
		住宅増築	1 "	
		店舗増改築	1 "	
		歩道設置	1 建設省長野国道工事事務所	
昭和46年度	6	店舗・住宅新築	1 個人	
		住宅新築	3 "	
		住宅増築	1 "	
		住宅改築	1 "	
昭和47年度	8	住宅新築	1 個人	
		住宅増築	4 "	
		物置等新築	1 "	
		建物移転	1 "	
		歩道設置	1 建設省長野国道工事事務所	
昭和48年度	5	住宅新築	2 個人	
		住宅増築	1 "	
		住宅増改築	1 "	
		ガス埋設	1 上田瓦斯(株)	
昭和49年度	14	住宅新築	3 個人	
		住宅増築	6 "	
		住宅改築	2 "	
		住宅増改築	1 "	
		盛土整備	1 上田交通(株)	
		電柱改設	1 中部電力(株)	
昭和50年度	9	建物新築	1 個人	
		住宅増築	4 "	
		住宅改築	3 "	
		藤棚設置	1 上田市	
昭和51年度	6	建物新築	2 個人	
		住宅新築	1 "	
		住宅増築	1 "	
		住宅一部改築	1 "	
		仁王門建設	1 国分寺	
昭和52年度	11	建物新築	1 個人	
		住宅増築	4 "	
		家屋増築	1 "	
		物置新築	1 "	
		物置設置	1 "	
		ガス埋設	1 "	
		電柱設置	1 上田電報電話局	
		電柱移設	1 中部電力(株)	
昭和53年度	6	住宅改築	2 個人	
		住宅増築	1 "	
		水道管埋設	1 民間企業	
		水道管埋設	1 上田市	
		国分寺資料館建設	1 "	
昭和54年度	6	アパート新設	1 個人	
		住宅新築	1 "	

年 度	件数	内 容	原 因 者	備 考
昭和55年度	4	住宅改築	3 個人	
		自治会館改築	1 国分自治会	
		住宅改築	1 個人	
		住宅増築	3 "	
昭和56年度	5	住宅増築	1 個人	
		住宅改築	2 "	
		車庫新築	1 "	
		地藏堂移転改築	1 国分寺	
昭和57年度	2	住宅増改築	1 個人	
		看板設置	1 民間企業	
昭和58年度	6	貸家改築	1 個人	買収・公園化
		住宅増築	1 "	
		車庫新築	1 "	
		物置撤去・門移転	1 "	
		建物撤去	1 民間企業	
		水道管敷設替え	1 上田市	
昭和59年度	8	中古車販売場新設	1 民間企業	不許可 計画中止
		住宅増築	1 個人	
		建物改築	1 "	
		住宅改築	3 "	
		住宅増築	1 "	
		観音堂改築	1 国分寺	
昭和60年度	7	住宅改築	2 個人	
		貸家改築	1 "	
		住宅増築	2 "	
		駐車場整備	1 "	
		住宅増改築	1 国分寺	
昭和61年度	8	住宅新築	2 個人	
		住宅兼店舗改築	1 "	
		住宅増築	1 "	
		石垣修築	1 "	
		ガス埋設	1 民間企業	
		看板改設	1 民間企業	撤去
昭和62年度	2	水道管改設	1 上田市	
		住宅新築	1 個人	
昭和63年度	8	住宅改築	1 "	
		住宅増築	1 "	
平成元年度	4	住宅新築	2 個人	
		住宅増改築	1 "	
		住宅増築	1 "	
		住宅撤去	1 "	
		本堂屋根改修	1 国分寺	
		排水管改設他	1 上田市	
平成2年度	3	水道管敷設替え	1 個人	
		医院新築	1 個人	
		住宅新築	1 "	
		住宅増築	1 "	
平成3年度	7	石垣修築	1 "	
		電線アンカー改修	1 中部電力(株)	
		ネットフェンス新設	1 上田市	
		解説案内板設置	1 "	
平成4年度	5	住宅新築	1 個人	
		プレハブ店舗新築	1 "	
		住宅増改築	1 "	
		住宅改築	1 "	
		建物撤去・駐車場設置	1 "	
		石垣堀改修	1 "	
		事務所新築	1 民間企業	住宅に変更
		住宅新築	1 個人	

年 度	件数	内 容	原 因 者	備 考
平成5年度	7	駐車場舗装	1 個人	
		電柱支線改築	1 (株)中部電力	
		ガス埋設	1 (株)上田ガス	
		住宅新築	1 個人	
		住宅改築	1 "	
		私道拡幅	1 "	
平成6年度	1	防災施設設置	1 国分寺	
		標識設置	1 "	
		ガス埋設	1 (株)上田ガス	
		水道管敷設替え	1 上田市	
		住宅新築	1 個人	
		住宅建替	2 個人	
平成7年度	5	物置改築	1 "	
		事務所改築	1 民間企業	
		下水道管敷設	1 上田市	
		アパート新築	1 個人	
		住宅改築	1 "	
		住宅増築	1 "	
平成8年度	6	下水道工事	3 "	
		管理樹設置	1 個人	
		標識設置	1 上田市	
		住宅改築	1 "	
		住宅増築	1 "	
		下水道工事	1 個人	
平成9年度	3	管理樹設置	1 上田市	
		標識設置	1 "	
		住宅改築	1 個人	
		公衆便所改修	1 上田市	
		園路整備	1 "	
		住宅新築	1 個人	
平成10年度	6	住宅増築	1 "	
		住宅改築	1 "	
		下水道工事	1 個人	
		外便所新設	1 国分寺	
		フェンス設置	1 上田市	
		住宅新築	1 個人	
平成11年度	4	物置新設	1 "	
		休息場新築	1 個人	
		発掘調査	1 国分寺	
		住宅新築	1 上田市	
		住宅増築	1 "	
		住宅改築	1 "	
平成12年度	5	下水道工事	1 個人	
		作業場建設工事	1 上田市	
		情報管路敷設工事	1 個人	
		庫裏改築	1 国分寺	
		土蔵除去及び 集合住宅建築	1 国分寺	
		下水道工事	1 上田市	
平成13年度	7	発掘調査	1 国分寺	
		建物除去	1 上田市	
		案内板設置	1 個人	
		物置小屋設置	1 国分寺	
		建物等撤去	1 国分寺	
		土蔵屋根葺き替え 及び土蔵壁補修	1 個人	
平成14年度	4	住宅新築	1 個人	
		発掘調査	1 上田市	
		建物除去	1 上田市	
		案内板設置	1 個人	
		物置小屋設置	1 国分寺	
		建物等撤去	1 国分寺	
平成15年度	7	アパート改築	1 個人	
		物置撤去	1 国分寺	
		配水管・電線埋設	1 "	
		発掘調査	1 上田市	
		案内標識板設置	1 "	
		歩道転落防止柵設置	1 国土交通省長野国道工事事務所	
平成16年度	4	参道整備	1 国分寺	
		発掘調査	1 上田市	
		住宅改築	1 個人	
		住宅建替	1 "	
		U字溝敷設替え等	1 上田市	
		住宅新築	1 個人	

3) 発掘調査

信濃国分寺跡では史跡公園化と平行して多次にわたる調査が行われ、伽藍の全容が明らかにされた経緯は既に述べたとおりである。その後も、史跡地内では現状変更申請に伴う発掘調査を指定地内で行ってきたが、直接寺院に結びつくような遺構・遺物の検出には至らない状況が久しく続いてきた。近年になって、史跡公園に隣接する区域で土地の公有化が一定の進展を見せており、とりわけ僧寺跡北東部の国道 18 号線北側ではまとまった面積の公有化が実現した。これを受けて、ここでの整備の方向性を検討する意味からも、遺構確認のための発掘調査を平成 12 年度から再開した。

・平成 12 年度調査

僧寺塔跡の東方、東築地塀の想定ライン上となる地区に東西トレンチを設定して調査を実施したが、古墳時代の遺物が中心で、築地遺構や区画遺構は検出されなかった。これと並行して、国道より北側の僧寺北築地塀想定ライン付近にも長大な南北トレンチを設定して確認調査を実施したが、やはり築地塀などの寺院伽藍の区画施設は検出されなかった。ここでは、石列の遺構が一部検出され、その追跡調査ではかなり規模の大きな石敷遺構が出土した。

・平成 14 年度調査

平成 12 年度実施の僧寺北築地塀想定ラインにおける調査で一部を検出した石列遺構を追跡調査し、あわせて築地塀想定ラインの平面的な再調査を行った。その結果、石列から西には人頭大前後の大きさを持つ川原石が多量に出土し、その検出された高さもほぼ一定していた。この石群を覆う土からは、8 世紀末から 9 世紀にかけての土器とともに、国分寺の建物を葺いた瓦が大量に出土した。

国分寺は 770 年頃には主要伽藍が整備されたと考えられているが、今回の調査で、その後も整備もしくは修復が進められていたことが可能性として指摘された。この遺構は、段丘下の湿地帯を造成し、伽藍敷地を造成整備した跡かとも思われる。

あわせて実施した築地塀推定ラインの平面的な再調査では、やはり築地塀跡などの寺院伽藍の区画施設は確認できなかったが、川原石で表面を葺いた基壇状の遺構が検出された。その規模は、上端で約 5 メートル四方と想定され、基壇下の部分にもやはり拳大の川原石をびっしりと敷き詰めた石敷遺構が確認された。この基壇状石敷遺構の範囲はさらに調査区外の北側に続いており、全容の解明には至らなかった。

・平成 15 年度調査

前年度に続いて、僧寺北東域の調査を実施したが、依然、築地塀等の区画施設を確認することはできなかった。従来、築地塀が存在すると想定していたラインは見直さざるを得ず、あるいは寺域の範囲がさらに拡大することも予想された。また、寺域の区画施設が果

たして本当に築地塀であったか、も再検討する必要が出てきた。区画施設が板塀等であった場合、柱穴列が決めてとなるが、今回の調査ではそのような調査目的には適した範囲設定ではなかった。また、区画施設に通常付随すると予想される排水施設についても、そうした溝跡等は検出されていない。

前年度調査で確認された石敷遺構の性格を確認するため、さらに調査を行った。従来の調査知見から、方形基壇状を呈すると想定し、未調査の北側部分について追跡調査を実施した。その結果、方形のプランははっきりしなかったが、断ち割り調査によれば辺部の石敷厚さは他の箇所にして3～4倍あり、顕著であった。石敷遺構の下層からは、8世紀以前、すなわち国分寺創建前後以前の遺物が出土した。また、石敷遺構直上からは、布目瓦片や9世紀前後の遺物が出土した。これらのことから、石敷遺構は、国分寺創建当初の遺構ではないものの、その存続期のものと推察された。ただ、遺構の性格については判明しなかった。



僧寺北東域発掘調査航空写真

今回設定した南北トレンチの北端と東西トレンチ東端でそれぞれ検出された石積みは、出土遺物からみると、平安末から中世にかけての段丘の造成痕と思われ、それが現在まで生きている。東西トレンチ西端付近から検出された集石は、前年の調査でも地業の痕とされていた。今回、改めて下部構造を確認したところ、集石の方向と同一方向に自然の落ち込み（溝）が確認され、改めて地業の痕であることが確認できた。この落ち込みは、さらに南東方向に延びており、そこの石敷も、低湿地を埋めた地業と考えられる。前年検出の集石の直下は、道路遺構に見られるような硬化面となっていたが、この点の解釈はできていない。北側の東西トレンチの中央部は、いくつかのピットが検出されるものの、大きな空白地帯となっている。一方、調査区南端に設けたもう1本の東西トレンチでは、さきの石敷地業の東側に、大きなもので直径60cmのピットからなる掘立柱建物跡が4棟分確認された。これが直接僧寺に結びつくかどうかは判然としないが、南北トレンチで検出し

た掘立柱建物跡とあわせて考えると、中軸線の構成では僧寺と一致するものと、それより 45 度前後振れるものがある。東西トレンチの掘立柱建物跡は、信濃国分寺駅建設の際の発掘調査で検出された掘立柱建物跡とよく似ており、あるいは僧寺伽藍の東側に掘立柱建物群が存在していたことも想定される。



敷石遺構断割・溝跡検出状況



掘」柱建物跡及び竪穴住居跡

・平成 16 年度調査

僧寺北東域で確認できなかった伽藍の区画施設を、南門跡の確認とともに行う目的で、調査を実施した。

南門跡の推定地では、礎石の根石と考えられる集石が 10 箇所確認され、これまで想定にとどまっていた僧寺南門の立地と規模が確定した。門の規模としては、桁行 3 間（10.5 m）、梁間 2 間（6.6 または 6.9m）の八脚門で、中門に比べると小規模である。一方で、この門に接続する伽藍南辺の築地塀、あるいは他の区画施設については、今回の調査では検出できなかった。また、門の屋根材であるはずの瓦についても、まとまった出土が見られなかった。このような状況からは、

①門が未完成のまま終わった。

②門の廃絶後に礎石や瓦を含む主要材を他の施設に転用した。

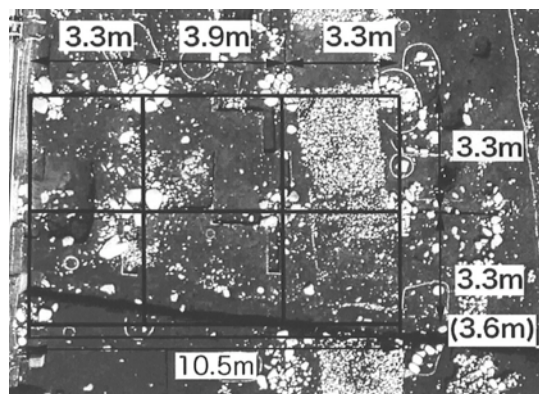
③門の屋根が主に 皮や柿板といった他の材 によって葺かれていた。

といったことが考えられるが、現段階では②の可能性が高いと推定している。

門跡の根石間を縦に貫くように、幅約 2 m、深さ 1 m の暗渠排水遺構が検出された。根石との時間的な前後関係については、暗渠の溝を掘った後に根石の下端レベルまで人頭大～拳大の川原石を詰め、根石を据え、暗渠溝の上を砂や土で埋める、といった工法で、同時期に造られたものと思われる。また、これと平行する同規模の暗渠排水遺構が南北方向に他に 2 条貫いているほか、調査区北半部を東西方向の暗渠排水遺構が埋め尽くしている。これらの暗渠排水遺構からの出土遺物は、伽藍創建直後の瓦や少量の土師・須恵器片を含んでおり、あるいは、金堂や講堂などの主要伽藍で破損した瓦を廃棄しながら造ったものかとも思われる。



僧寺南門調査地

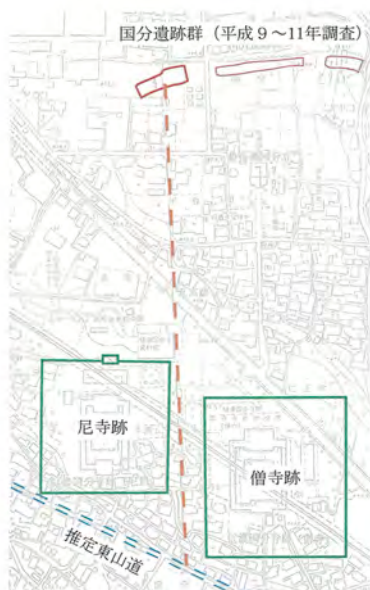


僧寺南門柱間寸法

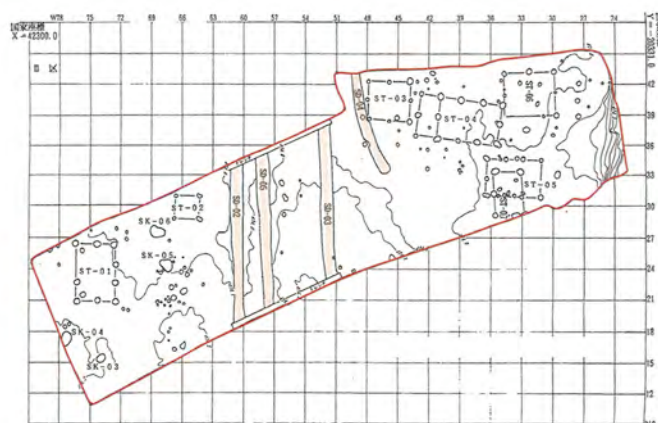
・その他の調査

史跡指定地周辺での開発事業に伴う発掘調査の成果としては、まず現国分寺北の国分遺跡群において平成 9～11 年（1997～99）に実施した調査が挙げられる。この調査では、僧寺と尼寺の間に向かう平安時代の道路遺構（幅 9 m）が南北方向に検出されたほか、錫杖の鋳型が出土し、国分寺との関連が推察されている。また、新幹線の住宅代替地造成事業に伴い平成 3 年度（1991）に実施した、国分寺周辺遺跡群における遺跡確認調査でも、幅 1.5～2.0m、深さ 0.3～0.4mの断面不整形の溝跡が 1 条、現市道とほぼ平行して検出されている。この市道はかつて東山道に比定されていた道筋だが、この溝が古道の側溝か否かは追加の調査が行われていないため不明である。

一方、僧寺の東に接するしなの鉄道信濃国分寺駅の建設に伴う、国分寺周辺遺跡群浦沖遺跡の平成 12 年（2000）の発掘調査では、縄文時代と古墳時代の遺構・遺物が中心で、国分寺の時代に並行する資料はわずかであった。



国分遺跡群検出 遺構と国分寺跡



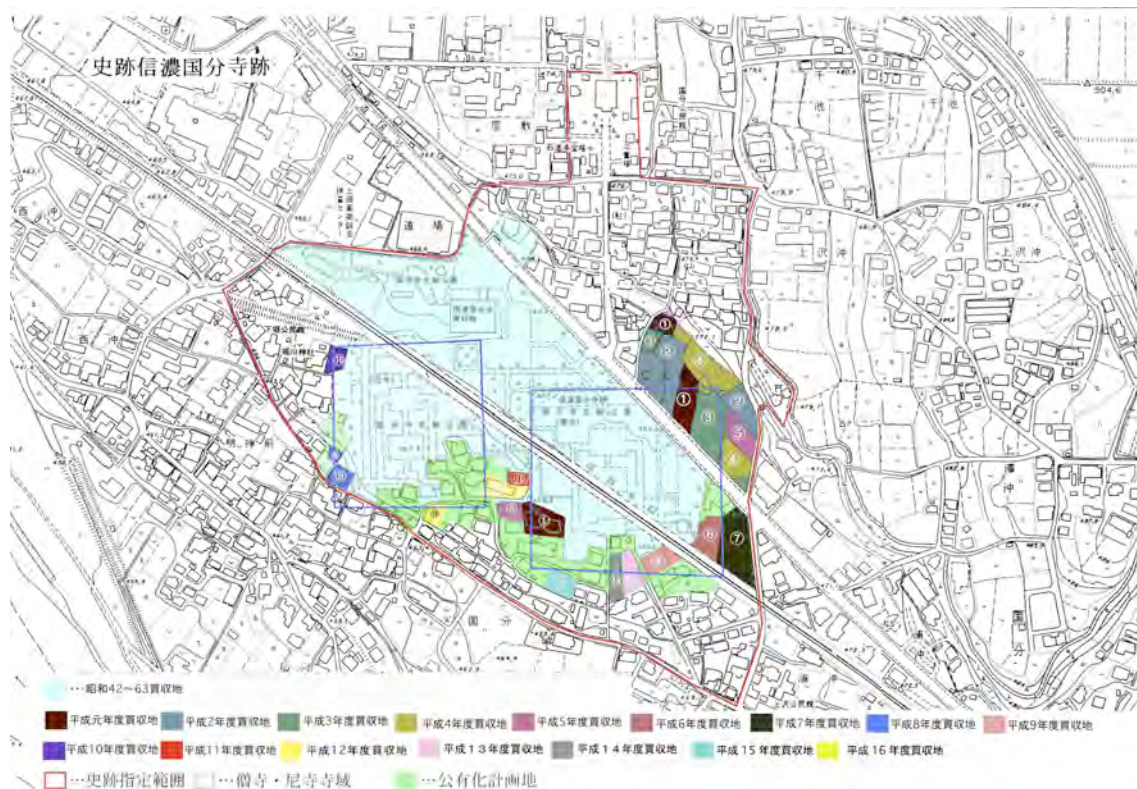
国分遺跡群Ⅱ区遺構検出図

4) 土地公有化

昭和 42 年度から 45 年度・60 年度（1967～70・85）にかけて、僧寺跡、尼寺跡等を中心に約 55,275 ㎡（指定前公有地・約 8,770 ㎡）を史跡公園用地として公有化、史跡公園として整備し、昭和 55 年には信濃国分寺資料館も開館して、市民・観光客の学習と憩いの場として活用されている。

平成に入ると史跡指定地周辺でも再び開発の波が押し寄せ、史跡の保護に影響する事態が危惧された。このため、平成元年から文化庁・県教委の補助を受けて史跡の計画的公有化を開始し、これまでに 16,368 ㎡を追加購入、公有化面積は 71,643 ㎡となっている。現行の公有化計画総面積は 80,762 ㎡で、残る 9,118 ㎡を順次公有化の予定である。公有化計画地のうち、国道 18 号線より北側については平成 5 年度までに公有化が完了しており、残る未買収地の大半はしなの鉄道より南側の僧寺跡および尼寺跡の南辺付近に位置している。

平成元年度以降の公有化地については、暫定的にフェンスの設置、植栽等の整備を実施しているが、全体的な整備については保存整備基本計画に基づいて、発掘調査等を行うとともに、今後の整備事業を計画的に実施していく予定である。



公有化経過図

史跡等名称	史跡等の 指定年月日	史跡等の 指定面積 ㎡	事業年度	買収面積 ㎡	事業費 千円	整備の内容
史跡信濃国分寺跡	S5. 11. 19 追加指定 S43. 3. 19 計	4, 178. 00 125, 161. 70 129, 339. 70	指定前公 地	8, 669. 61		整備済面積(㎡) 55, 275. 45 (跡含む)
			昭 42年度	8, 211. 00	30, 167	
			昭 43年度	12, 243. 00	35, 011	
			昭 44年度	9, 691. 00	31, 380	
			昭 45年度	2, 184. 44	8, 800	
			昭 43～46年度 建設省 化事業	13, 989. 40		
			昭 47年度			跡観察施設建設
			昭 54年度			賓 館建設
			昭 60年度	287. 00	15, 580	芝張り、フェンス設置
			平成 1年度	2, 198. 97	150, 000	公 化未整備面積(㎡) 16, 368. 45
			平成 2年度	2, 548. 98	159, 000	
			平成 3年度	1, 833. 41	125, 000	
			平成 4年度	2, 118. 78	125, 260	
			平成 5年度	956. 31	76, 546	
			平成 6年度	661. 99	50, 063	
			平成 7年度	1581. 10	112, 008	
			平成 8年度	1, 006. 20	89, 062	
			平成 9年度	492. 89	71, 981	
			平成10年度	259. 04	29, 800	
			平成11年度	377. 09	44, 745	
			平成12年度	473. 83	66, 187	
			平成13年度	554. 00	32, 132	
			平成14年度	580. 17	67, 649	僧寺北東城発掘調査
			平成15年度	437. 01	56, 909	僧寺北東城発掘調査
			平成16年度	288. 68	47, 104	僧寺南大門跡発掘調査
			公 地合計	71, 643. 90	1, 424, 384	
整備計画面積				80, 762. 00		
今後公 化				9, 118. 10		

2-2-3. 現状における問題点

史跡公園の現状は、整備から 30 年以上を経過して一部に手法的な古さが感じられるとともに、歳月による老朽化が目立つようになっている。資料館への入館者数を見ても長期的には減少傾向にあり、レジャーの多角化といった社会的要因を考慮しても、観光地としての魅力が低下しており、リピーターが呼び込めないといった問題が内在しているように思える。今日、信濃国分寺駅の開業や公有地化の進展など新たな状況のもと、既存部分の改良も含めた史跡全体の整備をめぐる諸課題をあらためて整理した上で、計画の策定にあたる必要がある。

・遺構展示手法に関する課題

既整備地における遺構表示は基本的に、盛土による土壇復元だけを行う平面整備に近い形となっている。伽藍内では建物跡以外の場所にも数多くの礎石が散乱しており、どこが建物遺構の箇所であるかがわかりにくい。特に僧寺跡では建物跡の土壇上面舗装と周囲の玉砂利敷きの色調が似通っているためにメリハリに欠け、建物跡の部分が視覚的に判別しにくい。また、回廊の内側と外側で地表面の仕様が同一であるために伽藍の中心が意識されにくい景観となっている。



僧寺回 跡付近に散在する旧礎石

各遺構については、建物規模の表示が基本的にないため、見学者が往時の景観を想像しにくい。尼寺を中心に行われている花鉢による礎石位置表示は景観的に違和感があり、また調査で確認された分だけを表示するやり方は学術的厳密性を追求した結果としても、一般には建物の全容をわかりにくくしている面が否めない。なお、僧寺跡で土壇上面に用いられたソイルセメント舗装は凍害によって完全に劣化し、表面がぼろぼろになっている。



僧寺回 跡の礎石位置表示

史跡公園の内部では歩行経路の自由度が高いことで視点の限定がないため、かえって空間体験としては物足りないものになっている。見学順路の設定、解説施設の設置などによるビューポイントづくりといった仕掛けが必要である。

現状では、史跡公園内に説明解説施設がきわめて少ない。僧寺跡と尼寺跡のそれぞれに簡単な全体説明板が各1基あるだけで、個々の建物跡については名称板があるのみである。景観上の配慮や資料館での展示解説に委ねる考えがあったものと想像するが、遺跡の現地に立ってかつての建物の姿を思い描いたり、足元に埋まる遺構の理解をしようとするためには、やはり現地での解説が有効である。また、遺構がきわめて良好に検出された雨落溝などは、一部だけでも現位置に再現してみせる価値があるように思われる。



尼寺跡の現状



尼寺跡の園 と説明板

同様に瓦窯跡の保存展示施設も十分に活かされているとは言えない。分かりやすい展示解説が必要であり、資料館と合わせたリニューアルを総合的に検討すべきである。また、説明解説においては、施設的な整備による充実とともに、ソフト面での対応もより一層求められている。

・伽藍地の景観と視点に関する課題

本来の伽藍正面である南面に住宅地が分布し、ここが公園化できなかったために見学者は北から入場することになり、伽藍の全体像を理解しにくいアプローチとなっている。目下の公有地化はこの伽藍南面を中心に進められており、今後は本来の正面からの景観をきわだたせるような視点の設定、見学動線の設定が求められよう。

鉄道と国道がいずれも南東から北西へ同じような方向性をもって史跡地を横断しているために、本来の伽藍主軸である南北の方向性がこれに負けてしまっている。これは伽藍中枢部が鉄道と国道に挟まれる形となっている僧寺跡で特に顕著で、国道沿いに高いケヤキ並木があるために、なおさら斜めの方向性が視覚的に強調されてしまっているのが現状である。



史跡公園内を通過する鉄道

講堂跡に生育しているマツなどの樹木は、やや殺風景になりがちな整備地の中で自然な歴史景観を作っているが、地下遺構への影響は当然ながら避けられない。また、南面から見たときに仁王門を通して現国分寺への視界を遮っており、古代伽藍と現在の寺院とが歴史的に連続している信濃国分寺ならではの景観を阻害している点で問題がある。



講堂跡より仁王門を望む

鉄道による伽藍中心部の分断は整備当初から最大の問題となっており、依然解決は非常に困難だが、架線柱の数や位置、色調など、史跡内のとりわけ重要な視点からの景観への影響を少なくするための方策を検討すべきである。また今後、国道北側において僧寺北東部分の整備を行うにあたっては、道路で分断されている寺域の一体性をいかに視覚的つながりとして表示するかが重要で、ケヤキ並木の扱いなどを含めて検討する必要がある。

史跡公園は広大な範囲に平面的に広がっているため、その全体像を捉えることが難しい。この点で、国分神社付近からは唯一俯瞰的に伽藍跡を眺望することができるが、樹木等によって視界を遮られているのが現状である。

・見学者の導入に関する課題

史跡公園を訪れる人のおもな交通手段は自家用車と見られるが、しなの鉄道の新駅が隣接地に開業したことで、今後は鉄道利用も増加していくことが予想される。上田市内からのバスも史跡地内に「八日堂前」の停留所があるが、休日には1時間あたり1本しか運行されておらず、観光客の利用は少ないと思われる。資料館前の駐車場が史跡地の西端に位置するのに対して、信濃国分寺駅は史跡の南東側にあるため、駅からの新たな導入経路を整備する必要がある。

現状では、駅頭に降り立っても史跡への玄関口としての演出がない。市内の文化財を紹介した案内板はあるが、地図にスケールが入っていないなど、必ずしも利用者の立場から使いやすいものとなっていない。ここから史跡地内の全体に言えることだが、誘導案内標識が不足しており、そのデザインも統一されていない。

今後、史跡地南側での公有地化が進捗していくなかでは、駅から伽藍南面へのアプローチも検討すべきである。特に鉄道南側の尼寺跡中枢部などは訪れる人も少ないのが現状で、効果的な回遊動線を設定するとともに、わかりやすく誘導するための工夫も求められる。



信濃国分寺駅

・散策ルートの設定

信濃国分寺の史跡がもつ大きな特徴として、古代伽藍と今に生きる寺院とがともに存在し、土地における歴史の重層性を実感できることがあげられる。しかし、史跡公園と現国分寺とが互いに密接な関連をもつことが見学者に十分理解されていないように思われる。この意味でも、両者を結ぶ散策ルートを設定し、魅力ある沿道景観を形成することが期待される。

史跡公園の北側には資料館前の主入口と「八日堂入口」バス停脇の副入口とがあるが、この副入口から国道を挟んだ正面に位置する国分寺仁王門および参道へは直接横断することができない。少し東に寄った位置には横断歩道があるが、信号がないため交通量の多い国道の横断には危険である。ちなみに史跡公園駐車場から瓦窯跡展示施設前にかけては歩道橋が架設されているが、高齢者や体の不自由な人にとっては、史跡公園から現国分寺方面へと散策する上で国道の横断が大きなネックとなっている。



国道 18 号線と国分寺仁王門

現国分寺の周辺、国分集落には大型の蚕室住居が今も見られ、水路を伴う路傍には土蔵や井戸、火の見櫓など郷愁をそそるような町並み景観要素が散見される。その一方で沿道に新築された店舗や住宅の一部はこのような歴史的文脈を無視した形態、色調のものも少なくない。参道周辺においてはこのような現状を改め、門前にふさわしい修景を施すことが望まれる。資料館方面からは瓦窯跡展示施設の西脇から八日堂への道標があるが、住宅裏手の通路で快適とはいいいにくい。やはり、本来の参道を活かす形で歩行者動線を設定することが、地域住民の日常生活との共存を図る上でも適切であろう。集落の環境整備といった観点からのアプローチが有効と考えられる。



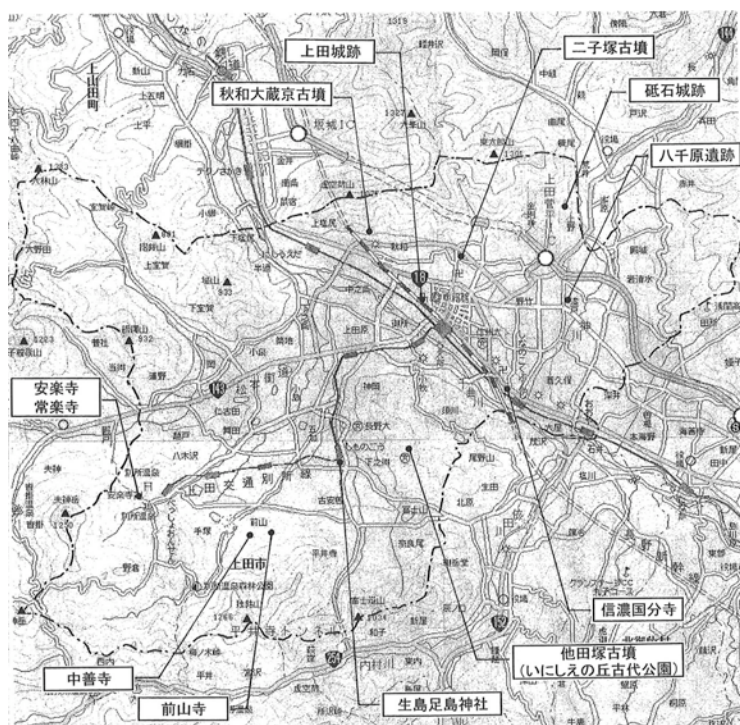
瓦窯跡西側の通

・市内文化財ネットワークの構築に向けて

信濃国分寺跡と国分寺は、上田の旧城下町や他の観光拠点から離れているため、これらを徒歩による回遊ルートに組み込むことはやや難しい。ただ、自動車なら例えば海野宿と上田をつなぐ経路上に位置しており、また信濃国分寺駅の開設によって電車でのアクセスも格段に向上したため、時間的には他の観光スポットとの組み合わせが以前より容易になってきている。

遠方からの来客を対象とする観光地としてもさることながら、信濃国分寺は市民に郷土理解を深めてもらう上で重要な拠点として位置づけることができる。上田市内の文化財に関しては、上田城跡や別所・塩田の寺々など、中世や近世の遺産が広く親しまれているのに対して、古代を知るための場がやや乏しいように感じられる。信濃国分寺は間違いなくその拠点としての機能を果たすべき存在である。そして、先史や古墳時代の諸遺跡を今後整備活用していくことによって、古代の上田の姿をより多角的に浮かび上がらせることが可能となろう。

信濃国分寺資料館は、城跡公園の市立博物館とともに歴史教育の場として補完し合う関係にある。一方、地域の文化拠点として見たとき、中心市街地や塩田・別所などにくらべると市内の東部あるいは北西部においては郷土意識の中心となるような場がやや乏しく感じられる。塩尻地区での町並み保存の動きなどはこの意味でも注目されるが、神川方面ではやはり国分寺がその役割を果たさねばならない。学校教育や生涯学習、あるいは地域のレクリエーションの場としても、史跡をより積極的に地域住民に活用してもらうような努力が求められており、また整備においても多面的な利用形態への対応を十分に考慮する必要がある。



第3章 基本方針

3-1. テーマ

史跡信濃国分寺跡は、

- ・ 古代遺構を良好にとどめる国分僧寺・尼寺の伽藍跡
- ・ 中世～近世の文化財を伝える現国分寺
- ・ 蚕室住居を主体とする伝統的街並み景観
- ・ そこに伝わる蘇民講などの無形遺産
- ・ 河岸段丘上の立地とそれを取りまく山河の自然景観

以上が一体となって、古代信濃の中心から現在につらなる時間の流れを重層的にとどめている。よって、このような複合的要素からなる「歴史の里」として史跡を捉え、その全体像を浮かび上がらせることを整備の主な目標とする。

3-2. 基本方針

国分寺跡に関する調査研究の推進

史跡地の公有化が進行するなかで、未調査範囲の発掘を計画的に推進する。同時に、全国の国分寺跡や周辺地域での調査研究の進展を受け、伽藍中枢域の各建物等に関する具体的構造の解明や寺域の画定、寺院地の拡がりや東山道の経路など未解決の課題を明らかにするため、既整備範囲についての再調査も含め、必要な調査を実施する。

遺構保存の徹底

遺構特定のための調査を行うとともに、その適切な保護・保存のための十分な対策を施す。史跡地内にとどまらず、周辺の遺構包蔵地についても適切に対処する。

憩いの場、歴史学習の場としての活用推進

史跡を神川地域の歴史文化活動拠点として位置づけ、必要な施設整備を行うとともに、生涯学習プログラムとの連携や歴史イベント開催などソフト面でも活用推進策を講じる。また、都市公園・緑地として地域住民の快適な居住環境に寄与するよう整備する。

演出的整備と展示解説の充実

史跡の特徴を際立たせるような整備手法を用いる。各種の遺構展示や復元整備等も含めて、見学者の興味を引き、より理解しやすい展示解説の手法を積極的に導入し、単調な史跡公園から野外博物館への脱皮を図る。このなかで、遺構現地における展示解説と総合的ガイダンスを分割・整理し、資料館の機能は後者に集約する。

歴史環境の保全・醸成

僧尼両寺の古代伽藍跡と現国分寺、それを取り囲む集落が一带となって形成されてきた歴史的環境をより良い形で将来に受け継ぐため、都市計画施策と連携をとりながら保全・修景対策を講じる。また、旧北国街道沿道など史跡周辺地を含めた計画的環境形成を通じて、歴史遺産と地域住民の生活との調和を図る。

アクセス改善と回遊ルートの整備

信濃国分寺駅からの快適な歩行者動線を確保するとともに、鉄道以南の伽藍地や現国分寺も含めた周遊散策ルートを設定するため、歩行者系道路の整備や案内標識の充実などを行う。

地域住民との連携、住民参加の促進

史跡の整備活用を市民の理解を得ながら進めるとともに、その過程にも市民が主体的に参加できるようにするため、広報活動を充実させるとともに、運営協議会の設置やイベント要員・ボランティアガイドの育成・強化などの施策を講じる。

保存管理方針の明確化

史跡地とその周辺を対象として保存管理のためのゾーニングを設定し、遺構保護の徹底と管理活用方針の明確化を図る。

歴史文化広域ネットワークの形成

市内やその周辺における歴史文化拠点を巡る観光ルートをテーマ・所要時間などに応じて各種設定し、その中に信濃国分寺跡を位置づけることで付加価値を与えるとともに、来訪者の増加を目指す。また、これを市民文化活動に利用することで地域の歴史に関する市民理解を促進する。

事業の進め方

事業は大きく古代伽藍跡の保存整備と現国分寺周辺の歴史的まちづくりの2本柱からなり、両者を並行的に推進する。前者はおもに史跡整備および公園整備事業、後者はおもに地区環境整備事業として実施し、相互の連携を図りつつ、一体としての総合的整備効果を期待する。なお、伽藍跡の整備事業については全体の公有化になお時間を要するため、段階整備の手法を用いる。

第4章 全体計画

4-1. 計画条件の設定

4-1-1. 計画対象範囲の設定

史跡信濃国分寺跡においては、僧寺と尼寺の両伽藍跡に加えて、古代の瓦窯跡などの遺構がいずれも良好な遺存状況で検出されている。これらを中心とする範囲が史跡公園として整備され、既に30年余の時を経過している。この間に、信濃国分寺資料館が開館したほか、想定寺域内の民地買い上げ・公有化が進行しているが、整備範囲の拡大には至っていない。

現行の史跡指定範囲は、古代国分寺伽藍の推定範囲にとどまらず、南は東山道跡に比定する説もある段丘下の市道から、北は一段高い国分集落と現国分寺境内までを含んでいる。ここには古代から現代までの歴史的文脈の中で信濃国分寺を捉え、その歴史地理的環境を含めた総体としての遺跡の価値を将来にわたって保護保存する意図が込められている。したがって、保存整備計画においても史跡の全体像を示すためには、最低限史跡指定地の全域を対象とする必要がある。

さらに、地下遺構の保存や良好な景観の維持・創出といった観点からすれば、史跡保存管理計画の対象域としては、より広域的な範囲を含めることが望ましい。また、信濃国分寺駅からの導入をはじめとするアクセスの問題や文化財ネットワークづくりといった課題は、当然限られた史跡指定地のなかに納まらない。よって、保存整備基本計画は、現行の史跡指定範囲内の全体を主たる対象範囲としながら、一層広域的な展開へとつなげることを視野に入れたものとする。

史跡隣接地にはなお多くの遺構の存在が予測され、今後の調査の進展によっては指定範囲の拡大等も検討していく必要がある。また、保存整備の実を挙げるためには史跡外周部における環境整備も都市計画的レベルにおいて継続的に取り組むべき課題である。

4-1-2. 整備対象年代の設定

史跡信濃国分寺跡は、先史から近現代に至る各時代の要素で構成されており、この重層性自体が文化財としての大きな価値になっている。ただ、発掘出土遺構に基づく復元整備等を行うにあたっては、異なる時代に属する要素を並列的に展示することは見る人の誤解を招くおそれがあるため、慎重にならなければならない。

本史跡では、あくまで信濃国分寺が最重要の要素であり、遺構としては奈良時代後半から平安時代の終わり頃（8世紀～11世紀頃）にかけて存続した古代国分寺伽藍が中心となる。これまでの調査ではこの間に建て替え等の特に大きな変化は確認されておらず、寺院址の出土遺構は基本的に創建伽藍に属するものと推定されている。このため、整備対象年

代としては、奈良時代後半と推定される古代国分寺創建期がまず考えられる。この時期に属するその他の遺構要素としては、明神前遺跡や西沖遺跡の竪穴住居跡群などがあり、いずれも国分寺との関連が指摘されている。国分寺関連遺跡としては信濃国分寺瓦窯跡が既に整備されているが、これは平安初期に属すると見られ、他にも国分寺関連施設の可能性がある遺構や、国分遺跡群Ⅱ地区の道路遺構なども同時期の要素として史跡周辺で出土している。今後の確認が期待される東山道跡などの存在も考慮に入れると、遺構整備地区における整備対象年代はやや幅を持たせて設定し、平安時代初期の伽藍最盛期（9世紀前半頃）を中心とすることが適当と判断される。

現国分寺に関しては、隣接地で再建伽藍の建物跡と推定される遺構や中世の住居跡なども確認されているが、こうした遺構の地中保存に万全を図った上で、現存する各時代の歴史的建造物等を良好に保存活用することを基本的な方向性とする。境内および集落の歴史的景観は現在もこれからも時間の中で変化を遂げていく性質のものであるため、特定の一時期に復することはできないが、昭和前半までの伝統的集落景観を念頭に置いた修景を推進する。

4－2． 史跡保存整備全体計画

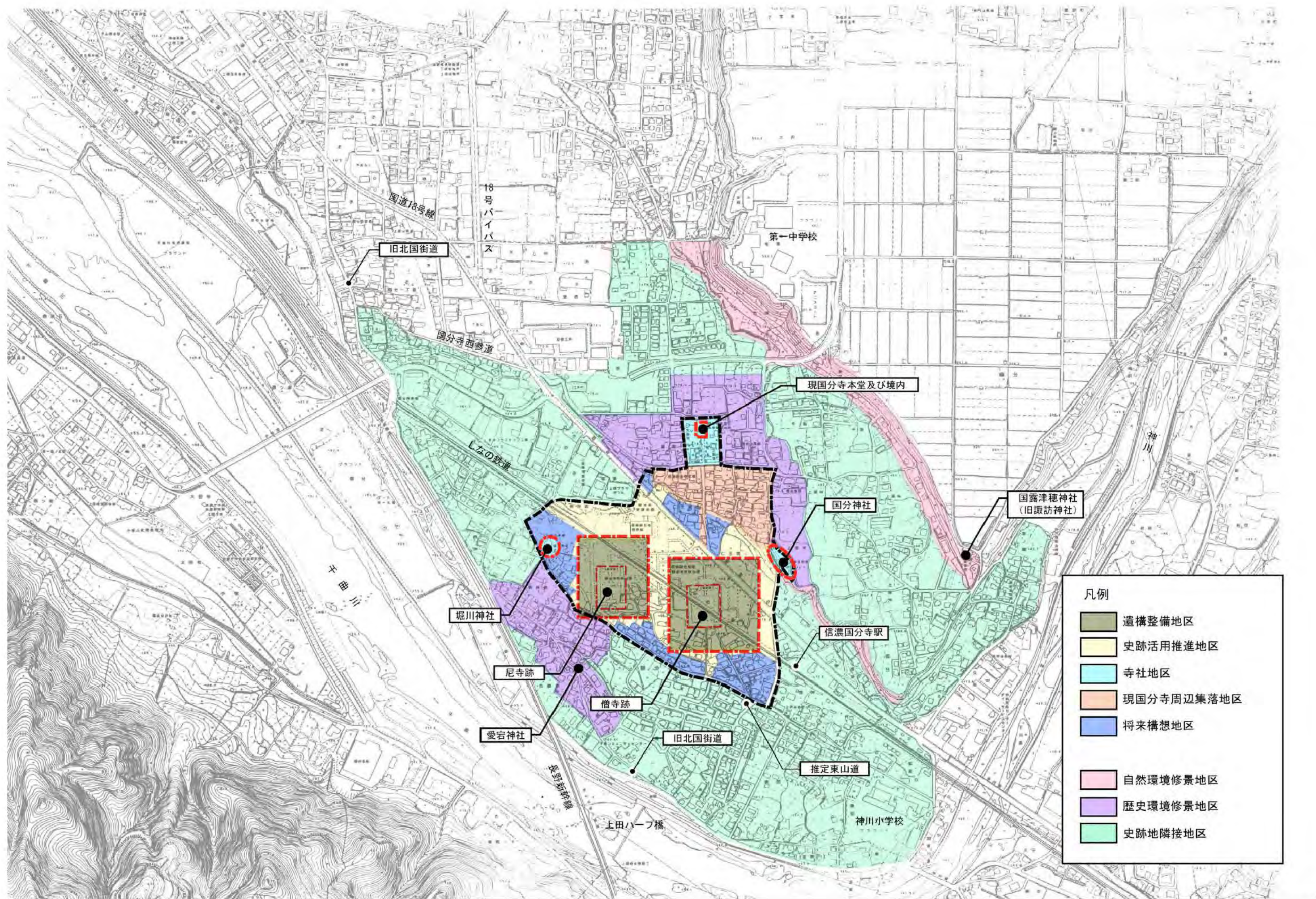
4－2－1． ゾーニングの考え方

信濃国分寺跡の史跡地は、公園としての整備を推進すべき範囲のほかに、今に生きる信仰の場である現国分寺や日常生活空間としての集落域を含んでいる。したがって、史跡整備におけるゾーニングも古代伽藍に関する本来の機能区分を投影するとともに、現在の土地利用に即した形で設定することが、現実的かつ効果的と考えられる。ただし、ここでの特殊条件として、史跡地が国道 18 号線としなの鉄道線路敷によって大きく 3 つに分断されていることがあり、とりわけ古代伽藍の中核域は複数の区画にまたがって広がっているのが現状である。このことは史跡の一体活用にとっては大きな障害で、抜本的な解決策としては道路や鉄道の改廃しかないが、当面はこれを望めないため、連絡動線の確保に留意しつつ、整備上のゾーニングはこの分断状況を見做して設定する。すなわち、分断によって見えにくくなっている伽藍本来の範囲や軸線といった要素を整備によって視覚的に顕在化させることが重要である。

史跡保存管理計画との対応を念頭に置きながら、史跡地内は、

僧寺および尼寺想定寺域内：	遺構整備地区
同一段丘面上の大半の範囲：	史跡活用推進地区
現国分寺・国分神社・堀川神社境内地：	寺社地区
現国分寺段丘面の集落：	現国分寺周辺集落地区
その他の宅地等：	将来構想地区

に区分する。また、史跡外周には緩衝帯としての範囲を設定し、この中で自然環境修景地区と歴史環境修景地区をそれぞれ設ける。



保存管理のゾーニング区分 S=1 : 6000

4-2-2. ゾーン別保存整備方針

各ゾーンにおける、今後の保存整備に向けての基本的方向性は以下の通りとする。

遺構整備地区：

- ・優先的に土地の公有化を図る。
- ・発掘調査を促進し、遺構保護とその表示を主体とした整備を行う。
- ・調査結果により推定寺域が変化した場合、範囲の見直しを行う。

史跡活用推進地区：

- ・原則的に土地の公有化を図る。
- ・発掘調査を促進し、遺構保護と活用を主体とした整備を行う。
- ・調査結果により重要遺構を確認した場合は、その表示等を検討する。

寺社地区：

- ・寺社として機能する限り、公有化および史跡整備の対象から除外し、指定文化財を含む歴史文化的環境の保全に努める。

現国分寺周辺集落地区：

- ・原則として公有化の対象から除外し、歴史的な集落景観の維持形成を図る。

将来構想地区：

- ・将来的には古代伽藍における正面性の回復整備を図るが、当面現状のまま宅地等としての利用を継続する。
- ・畑地は原則として現状のままの利用を行う。

＜以下、史跡指定地外＞

自然環境修景地区：

- ・樹林地の保護育成を図り、良好な自然景観を創出する。

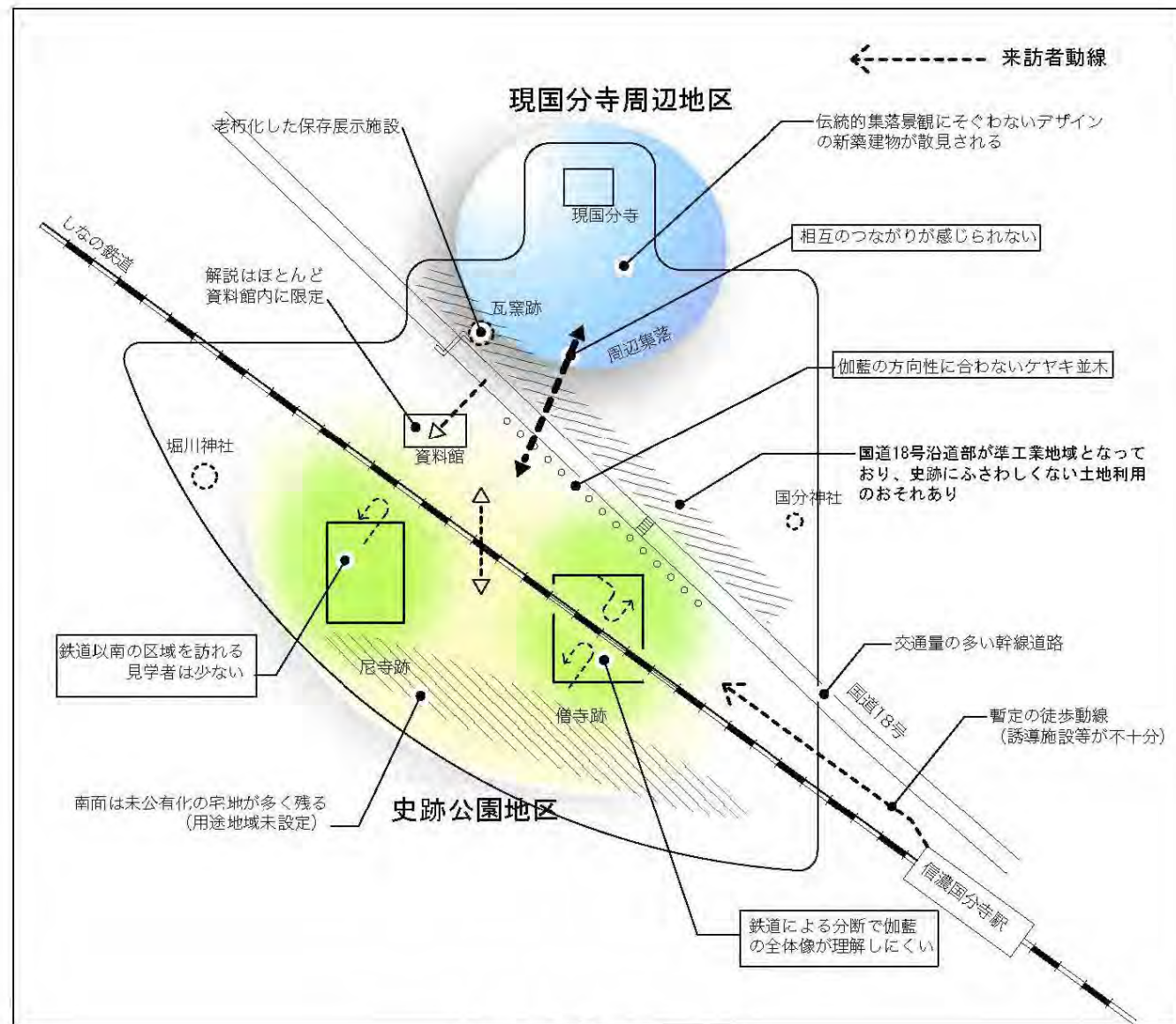
歴史環境修景地区：

- ・北側は現国分寺周辺集落地区と一体的に、歴史的な集落景観の維持形成を図る。
- ・南側は北国街道沿道を中心に歴史的な集落景観の維持形成を図る

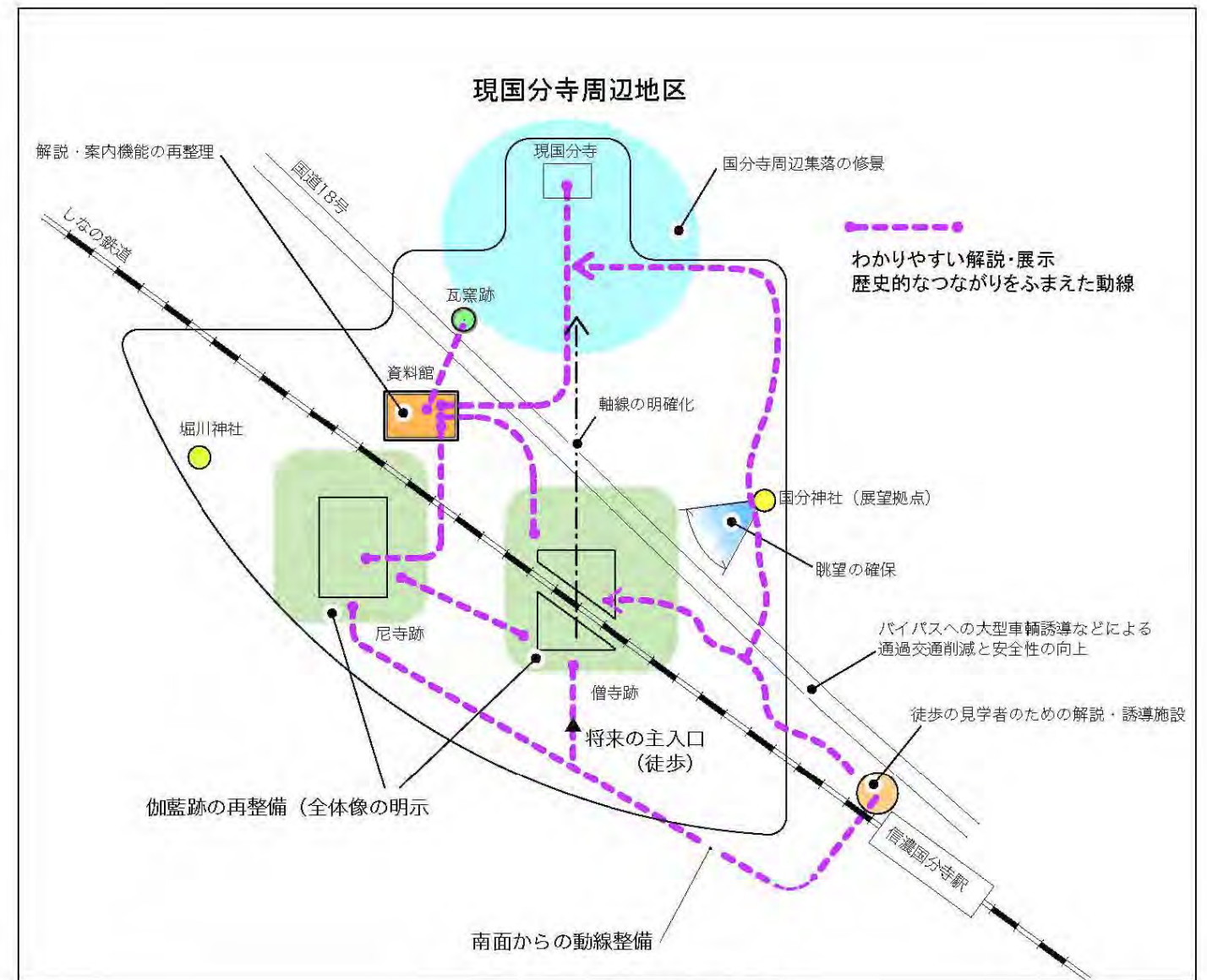
史跡地隣接地区：

- ・良好な環境を維持し、地下遺構を保護するため、大規模な建物の新築や開発行為等の抑制策を検討する。

なお、遺構整備地区および史跡活用推進地区内に介在する道路については、将来的に沿道土地の公有化が完了した時点で廃止する。また、史跡地内の鉄道用地のうち未利用の部分は公有化を図り、遺構整備地区および史跡活用推進地区に編入する。



史跡整備の現状



史跡整備の方向性

僧寺・尼寺域の完全公有化と整備

- ・伽藍全体像の顕在化
- ・伽藍正面側の魅力向上

史跡整備と地域住民生活の両立・連携

- ・現国分寺と周辺集落を含む歴史遺産の活用
- ・集落景観整備と住民参加によるまちづくり

歴史要素のネットワークによる史跡地全体の統一イメージ創出

- ・解説・展望等拠点の整備とデザイン統一
- ・歩行者系通路の整備による回遊ルート確保



公園内の現状（僧寺跡）



公園内の現状（尼寺跡）



信濃国分寺駅



駅付近より国分集落を望む



国道18号線と国分寺仁王門



未整備の公有化地



史跡周辺の民家



史跡周辺の住宅地

4-2-3. 史跡保存整備全体計画

史跡信濃国分寺跡の整備内 を検討するにあたっては、まず整備主題に基づいて史跡を性格づける上で必」と考えられる諸」素を基本方針に沿って抽出し、これに対応する形で具体的な整備項目を設定した（次頁表参照）。

その上で、第2章に述べたような現状における問題点の分析を通じて、今後の史跡整備の基本的方向性を以下のように定める。

1) 僧寺・尼寺域の完全公有化と整備

- ・伽藍全体像の顕在化
- ・伽藍正面側の魅 向上

2) 史跡整備と地域住民生活の 」・ 繋

- ・現国分寺と周辺集落を含む 史遺産の活用
- ・集落景観整備と住民参加によるまちづくり

3) 史要素のネットワークによる史跡地全体の統一イメージ創出

- ・解説・展望等拠点の整備とデザイン統一
- ・歩行者系道 の整備による回遊ルートの確保

これに基づいてゾーニングの各区分における整備目標と項目、具体的整備内 等を整ったのが63～64頁の表および65頁のイメージ図である。

遺構整備の基本方針としては、

- ・伽藍内部の空間構成、特にその拡がりや荘厳を表現する
- ・南正面と中軸線の強調、明示
- ・僧寺と尼寺で整備の手法を使い分ける。すなわち、尼寺跡で建造物まで含めた積極的な復元整備を図りつつ、僧寺跡では遺跡としての景観をとどめた 地として整備を図る。

といった目標をまず設定している。ここで復元整備の主な対象を尼寺伽 とする は、

- ・鉄道敷による分断の影響が僧寺に比べて少なく、まとまりのある形で伽藍景観を示すことができる。
- ・鉄道線 の南側にあって見学者が必ずしも足を運ばない場所となっている尼寺跡に、シンボル性の高い復元建造物が出現することで、史跡全体における回遊性が促進される。
- ・僧寺伽藍においては、講堂跡の樹木や回 跡の礎石等、 史的景観として既に定着しているものがあり、これらを活かすためには僧寺での復元的整備は必ずしも適切でない。

などである。

各区域における整備手法や仕 については、必ずしも固定的なものではなく、今後の調査の成果等によって表現すべき対象を見直し、また整備手法等についても最新の選択肢の中から検討して、最終的な設計に反映する。

整備要素の抽出

整備主題を実現するため、下記のような整備要素を設定する。

・地形と立地

自然地形	・ ・ ・ ・ ・	河川・段丘地形と伽藍の立地
立地の社会的特性	・ ・ ・ ・ ・	古代交通路と信濃国府の具体像
寺地からの景観	・ ・ ・ ・ ・	崖線の自然林・山々の遠望

・古代伽藍の景観

伽藍の構成	・ ・ ・ ・ ・	伽藍の拡がりと建物群の配置
古代寺院の建築	・ ・ ・ ・ ・	建造物の規模と具体的様相
寺院を支える諸施設	・ ・ ・ ・ ・	伽藍に接する集落の機能・瓦窯跡
僧尼の暮らしと宗教儀礼	・ ・ ・	出土品等

・寺社と歴史的集落

現国分寺	・ ・ ・ ・ ・	境内景観と文化財
集落	・ ・ ・ ・ ・	参道と伝統的集落景観
みち	・ ・ ・ ・ ・	北国街道と生活道路
その他の歴史要素	・ ・ ・ ・ ・	神社・石造物・畠・水路など
無形遺産	・ ・ ・ ・ ・	蘇民将来と八日堂縁日・農民美術

・遺跡と活用

遺跡の解明	・ ・ ・ ・ ・	発掘・調査と研究
情報提供	・ ・ ・ ・ ・	遺構の姿・出土遺物・整備の方法
体験活用	・ ・ ・ ・ ・	古代生活体験・発掘体験等
地域交流	・ ・ ・ ・ ・	住民参加による管理運営・憩いの場としての利用
広域連携	・ ・ ・ ・ ・	市内文化施設や近隣歴史拠点とのネットワーク

これにより、ハード面におけるおもな整備内容は以下の通りとなる。

- ・段丘地形の視覚的顕在化
- ・道路遺構等の整備
- ・植生景観の保全と再生
- ・伽藍範囲の明示（特に正面性の回復）
- ・伽藍配置の復元整備（追加整備とリニューアル）
- ・建造物の復元等整備
- ・伽藍附属施設に関する展示
- ・出土品等に関する展示
- ・現国分寺境内景観の保全
- ・参道景観の創出と集落景観の保全修景
- ・重要遺構の展示
- ・解説施設の整備（資料館の再整備を含む）
- ・便益施設の整備
- ・活用施設の整備
- ・管理施設の整備
- ・導入動線の整備
- ・歩行者回遊動線の整備
- ・案内施設等整備
- ・周辺地区の景観整備等
- ・広域的な歴史観光ルートの整備

史跡指定地整備全体計画

地区	範囲	目標	整備項目	内容	遺構要素	調査研究課題	備考（留意点）
遺構整備地区	僧寺跡および尼寺跡の推定寺域内	築地堀に囲まれた寺域内部の様相を復元的に示す。建物跡については、遺構としての姿、建物推定復元、平面表示などを組み合わせて伽藍規模を再現する。また、出土遺物等から想定される当時の様相が理解されるように各種の展示を行う。解説展示については、遺構に即した野外展示と解説板等を有効に組み合わせ、遺跡の全容を紹介する。	建築物等復元	遺構から推定される基壇・礎石等の状況、あるいは建物上部構造までを学術的検討により復元する。	主要建物跡	各建物の基壇や上部の詳細な構造・構法等。	建築・防災法令との適合性
			遺構表示	建物遺構をレプリカや平面で表示、基壇を盛土等で表示する。	建物跡（雨落溝・基壇・礎石）	僧坊等の規模確定、寺域外縁部における施設等	建物規模の表示方法
			寺域外周表示	寺域を取り囲む築地堀の位置を生垣や部分復元等の手法で表示する。	築地跡	寺域の確定、門等施設の位置、築地の規模	
			野外模型	伽藍の全容や主要な建物の姿などを復元模型によって展示する。	地形・伽藍建物	各建物の形式	縮尺・表現密度、素材の選択
			解説展示施設	遺構の意義と特徴・研究成果の解説等、現地における遺構や遺物の展示と組み合わせることで相乗効果が得られるように工夫する。	各種遺構および出土遺物	解説展示の手法	解説項目の選定
			広場・園路	園路は必要最小限にとどめるとともに、往時の動線を検討の上、伽藍の構成や軸線に見合った配置とする。砂利敷範囲は回廊より内とし、粒径を小さくする。	階段・建物相互間の通路等	通路位置の推定	舗装材料の選択
			植栽	芝生などの地被植栽を主体とし、寺域の拡がり理解できるようにする。ただし、僧寺講堂跡の樹木群は引き続き保全の対象とする。		講堂遺構の保護対策	緑陰の確保、樹種等の検討
			便益施設	休憩・便所等の機能は本地区内に設けない。ベンチのみ外縁部に適宜配置する。			
			屋外設備	管理活用施設として、照明、電源、水場等を設ける。			機械警備の検討
史跡活用推進地区	伽藍跡の位置する段丘面で、両寺域より外側の範囲	伽藍中核に対する緩衝域として整備する。伽藍に関連するその他の遺構の出土状況を展示するとともに、総合的な遺跡解説を行う資料館をはじめ、便益・史跡管理といった諸機能を配置する。	遺構表示	道路や付属的な建物等の遺構を平面表示し、特に特徴的な場合は遺構レプリカ展示等も検討する。	副次的建物跡・道路跡等	道路遺構等の検出	展示の規模・範囲
			資料館	信濃国分寺に関する総合的な展示と研究、史跡管理の拠点として位置づける。遺跡の歴史的背景や調査研究史、保存整備、現国分寺との関連など、概説的内容に主眼を置いて野外展示解説との区別を明確にする。	出土遺物・伝世品等	資料館機能の整理	今後の管理体制、国分寺以外の考古の扱い
			瓦窯跡遺構展示	覆屋にて遺構保護の上、瓦窯跡の出土遺構を実物展示する。また、屋内で遺構と出土遺物に関する展示等を行う。	平安瓦窯跡・遺物等	遺構の保存状態、室内環境条件等	施設自体の老朽化
			導入広場・園路	各入口から園内に向かう地点に、遺跡の導入解説をするとともに、人溜まりとなる広場を設ける。園路は整備上の必要に応じて配するが、できるだけ復元的検討に基づいて位置を決定する。			舗装材料の選択
			駐車場	資料館北側の駐車場を引き続き利用する。現国分寺周辺も含めた史跡地全体に対する見学者用として位置づける。また、東側導入解説広場に駐車スペースを確保する。			利用者数の想定、目的外駐車対策
			植栽	緑陰・緩衝・修景等の機能植栽を主体とするが、中高木の列植は伽藍の主軸方向に限定する。		樹根による遺構への影響	樹種等の検討
			便益施設	四阿・便所等を景観に配慮しつつ設ける。屋外ベンチは適宜配置する。			
			活用施設	発掘や古代工具体験など屋外活動用の用具庫、洗い場等を設ける。			利用者数の想定
			屋外設備	管理活用施設として、照明、電源、水場等を設ける。		埋設施設と遺構レベル	

地区	範囲	目標	整備項目	内容	遺構要素	調査研究課題	備考（留意点）
寺社地区	現国分寺・国分神社・堀川神社境内地	人々の信仰の場であるとともに地域の信仰と生活の拠点としても機能してきた寺社の歴史を守り伝えるとともに、指定文化財を含む境内地の景観を保全する。 また、史跡地の散策拠点としても位置づけ、その活用を図る。	有形文化財の保護	定期的または随時の点検によって保存の現況をつねに把握し、必要な維持管理上の措置を講じる。とくに宗教利用と保存の両立に留意する。	国分寺本堂・三重塔・石造多宝塔ほか		防災対策
			境内景観整備	建築・植栽・石造物等によって構成される境内景観を維持向上するため、現状変更時の助言等を通じて適切な方向性への誘導を図る。		境内景観の変遷	
			解説展示施設	散策ルート上の解説拠点として、寺社の沿革・文化財の意義と特徴・年中行事等の解説のほか、史跡における位置付け等についても説明板等で情報提供を行う。		国分神社・堀川神社の沿革、堀川神社本殿調査等	
			便益施設	便所・休憩用四阿・ベンチ等の整備につき、位置や意匠等の助言を通じて景観と整備効果の向上を図る。			
現国分寺周辺集落地区	現国分寺段丘面上の集落	国分寺とともに時代を重ねてきた集落の歴史的景観を保全し、地域の生活環境と歴史観光の対象としての魅力の向上を両立できるまちづくりを目指す。	歴史的建物の保存	調査によって現況を把握し、保存のための指針を策定する。維持管理上の措置や改修については、現状変更への助言等を通じて適切な方向性への誘導を図る。その際とくに生活利便と保存の両立に留意する。		分布調査、形式調査、聞き取り等	
			住宅等の修景	その他の既存・新築建物や区画施設等についても修景を図り、集落の歴史的景観を維持するため、景観形成に関する地区協定締結を支援する。		意匠や色彩など景観形成基準の設定	
			沿道景観整備	道路舗装や道路施設の改良、電線の迂回・地中化といった事業を通じて公共空間の景観整備を推進する。		事業化の方法等	素材・意匠等
			散策ルートの整備	歩道の整備や通過車両の削減による歩行者空間の確保等とあわせて、史跡とその周辺を巡る散策路を設定し、わかりやすい誘導表示等を整備する。		散策対象要素の抽出	ルート設定
			誘導解説施設	散策の拠点として、景観に配慮した解説板等を沿道に設置する。			素材・意匠等
			便益施設	休憩用四阿・ベンチ等を備えたポケットパークを適所に配置し、散策者の便宜を図るとともに、街角に賑わいの創出を図る。			設置箇所・数
その他	史跡地外周一帯	国分寺を核とする史跡地がもつ文化財的価値の保存を万全にし、その歴史的景観をより向上させる。	自然的景観の維持向上	伽藍跡と現国分寺周辺から望む範囲の段丘崖線について、樹林地の保全と形成を図り、特徴的な立地条件を視覚的に認識できるようにする。		景観・樹種・斜面の保護	
			歴史的景観の維持向上	史跡地外周と近隣の北国街道沿道について、伝統的民家によって形成される集落景観を維持向上させるため、必要な措置を講じる。		分布調査、形式調査、聞き取り等	用途地域・地区協定
			地下遺構の保存	国分寺関連遺跡を含む史跡地周辺の地下遺構を開発工事等から保護するため、用途地域設定や事前発掘調査等に関して必要な措置を講じる。			

4－3. 建造物等の保存に関わる計画

史跡地内に所在する指定文化財建造物は以下の3棟で、いずれも現国分寺の境内に所在する。

- ・信濃国分寺三重塔（国指定重要文化財）
- ・信濃国分寺本堂（長野県宝）
- ・信濃国分寺石造多宝塔（上田市指定文化財）

これらの保存に関しては、各々法令の定めるところによるが、単体としての保全にとどまらず、それを含む景観としての価値をいかに継承するかにも気を配るべきである。特に、家並み越しに望まれる三重塔の相輪や、北方の水田を前景とした本堂の景観などは、周辺の土地利用と密接な関係にあるため、これに対する誘導措置なしには継続的に維持することが困難である。

このほか宗教建築物としては、堀川神社本殿および八幡神社本殿がすぐれた彫刻などで注目されるが、ともに必ずしも良好な保存状態とは言えず、学術的な調査を行った上で対応を検討する必要がある。

民家については、単体としても群としても特別の保全対象とはなっていないが、現国分寺の南面を中心とする国分集落内には、大型の蚕室住居が点在しており、地方色の強い景観を形作っている。もっとも、これら蚕室住居は宅地の中央付近に位置する場合が多く、それを倉庫等に転用して沿道部に新しい住宅を建築する例が近年増加している。このため、染屋台などの高所から望見すれば群として捉えられる蚕室住居も、沿道景観においては新築家屋の背後に隠れてしまっている。また、建物自体の破損や劣化も激しくなっており、所有者の愛着に頼るだけでは、費用のかかる補修よりも改築や取り壊しを選択する流れが今後強まる可能性が高い。伝統的集落景観は、史跡内だけでなく、これに隣接する下堀や上沢といった集落にも認められ、ことに旧北国街道沿いの町並みは史跡周辺の回遊ルートとしても重要な景観要素である。一方で、集落景観もあくまで地域住民の快適な日常生活あつてのものであり、これを凍結的に保存しようとすることは適切な方策ではない。このため、現況の分析に基づいて保存すべき景観要素を抽出し、あるいは特定の主要視点からの景観を重点的に保護するといった手法を組み合わせつつ、持続可能な景観形成を誘導することが現実的である。例えば、半鐘や共同井戸、水路といった建築以外の添景物にも街路景観の重要な要素として目配りすべきである。将来的には景観条例による地区協定の締結が望まれるが、地域住民の合意形成に向けては、足元の歴史遺産に対する啓発活動等への住民参加を促進するとともに、歴史的景観の保全が地域の発展や住民の利益にもつながるような施策を検討していく必要がある。



信濃国分寺三重塔（国指定重要文化財）



信濃国分寺本堂（長野県宝）



仁王門から参道を望む



国分寺仁王門



北国街道の町並み



下堀地区の景観



染屋台上からみた国分集落

4-4. 景観・環境計画

4-4-1. 史跡地内の景観形成計画

史跡地内の景観に関わる要素としては、公園整備地における造園植栽、復元等展示物、諸施設などと、公園区域外における自然・人文両面の景観とに大別することができる。前者は基本的に新たに史跡公園に相応しい風景づくりを行う過程であるのに対して、後者では既存の歴史的景観を維持・改善し、あるいは失われた景観を回復する作業が主体になる。

史跡公園区域における造園植栽は、単に緑陰を提供することが目的ではなく、整備の主役である遺構展示や復元物等を引き立て、その理解を阻害しないものでなければならない。この意味で、現況の公園内植栽には問題が多い。すなわち、

- ・ 植栽密度が高すぎる箇所があり、伽藍の拡がり等を一望する上で妨げとなっている。
- ・ 特に国道沿いの高木について、並木の方向が伽藍軸線と異なるため、伽藍配置を把握しにくい。また、樹高自体も大きすぎるためにその存在が目立ちすぎる。
- ・ さらに僧寺伽藍跡から北方の現国分寺方面への視覚的連続性が上記の並木によって分断されている。
- ・ 中高木の樹根による地中遺構への影響が懸念される。

などである。従って、今後の造園植栽計画については以下を基本的方針とする。

- ・ 伽藍区画内においては中高木の植樹を行わない。
- ・ 僧寺講堂基壇上の古木については特徴的景観としてこれを維持するが、樹勢の衰えを回復できないものについては補植をせず、自然淘汰に任せる。
- ・ 国道沿いのケヤキ並木は自然淘汰などを通じて順次低木に更新し、伽藍軸線を明確にしていく。
- ・ 周縁部における遮蔽を目的とした植栽は、公有化等によって所期の必要性がなくなった部分から整理し、伽藍内の拡がりを見渡せるようにする。
- ・ 列植を行う場合は、伽藍軸線との関係性に十分配慮する。
- ・ 新規植栽においては保護盛土や樹根の侵入防止策などを講じることで、地中遺構保護との両立に十分留意する。

展示物や園路、便益施設等については以下の通りとする。

- ・ 園路や広場等の広範囲を舗装する際には、自然系の材料を極力使用する。
- ・ 建築物や工作物については見かけ上の大きさを抑えるような意匠的配慮を行い、また、色彩等についても周囲の景観とのバランスを心がけたものとする。

また、全体について、次のような方策を講じる。

- ・ 景観上の主要な視点を設定した上で、確保すべき見通し、遮蔽対象物等についての整理を行う。
- ・ 誘導および解説施設等については、統一的デザインを導入し、景観と視認性の双方における向上を図る。

次に、公園整備地の外については、自然景観の保全と町並み景観形成の2点に関する対

応が必要である。保全すべき自然景観としては、専ら崖線の植生が対象となり、これは国分寺の立地とも関係する歴史景観としての側面も持っている。

- ・崖線の樹林地については積極的に保全を図るため、緑地保全地区等の制度的な方策を講じる。
- ・農地等についても緑の景観要素として保全する。
- ・宅地については宅内緑化等によって崖線景観の連続性を回復する。
- ・擁壁等の構造物は石や木などの自然素材を基本とし、表面緑化などの採用も促進する。
- ・新規の植樹においては潜在植生を考慮し、在来の植生景観から外れないようにする。

一方、町並み景観については、街路自体や沿道の公共物に関して電線の地中化等も含めた改善検討を行っていくことはもとより、各家々の建物や附属施設までを対象を含めた向上策が必要である。そのためには素材やスケール、意匠、色彩といった各面にわたる町並み景観形成基準を策定し、これを永続性のある規範として位置づけることが最も有効である。具体的には、景観条例に基づく地区協定を締結する方法があるが、地域住民の合意と自発的参加を尊重すべきであり、生活環境の向上に役立つような方向性の設定と、財政面を含めた支援の枠組みを構築することが求められる。



史跡内の植栽（ツツジによる寺域区画表示）



現国分寺との繋がりを分断する並木



史跡内の構造物：ベンチ



史跡内の構造物：回廊型東屋



僧寺跡を分断する鉄道敷



南北連絡地下道入口

・景観まちづくり協定の一例（「柳町まちづくり景観協定」より一部抜粋）

- 目的 -

第1条 この協定は北国街道に面し、歴史的な文化を感じる柳町の景観を基本とし、調和のとれた美しい町づくりを目指すこと、また、住民が快適に生活でき、誇りに思える“まち”として発展することを目的とします。

- 景観形成およびまちづくりに関する事項 -

協定者は第1条の目的に沿うよう景観形成およびまちづくりに関する次の事項を守るように努めます。

1. 緑化に関する事項

- （1）柳の木の植え方、維持の仕方、管理の仕方について学び、柳の植樹や維持管理に努めます。
- （2）敷地内の緑化に努めます。
- （3）町並みの雰囲気にあった花鉢やコンテナなどを軒下に置く運動を進めます。
- （4）空地や駐車場にも町並みの雰囲気にあった緑化を施したり、花鉢を置くように努めます。

2. 屋外広告物に関する事項

- （1）屋外広告物は極力小規模とし、また意匠・形態を歴史的景観になじむようにします。
- （2）原色等の派手な色彩の使用を避けます。

3. 美観の維持に関する事項

- （1）美観を維持するため、自動販売機の設置は極力避け、設置する場合は歴史的景観と調和する設置方法を工夫します。
- （2）ゴミのポイ捨てをしないこととし、ポイ捨てゴミを見つけたときは拾って片づけます。
- （3）協定区域の矢出沢川と蛭沢川の美観の維持に努めます。

4. 建築物等に関する事項

（1）駐車場に関する事項

駐車が旧北国街道に面する側では、歴史的景観の雰囲気にあった塀などの構造物（可動式も可）で塞ぐように努めます。

（2）既存の伝統的な雰囲気を持った建築物に関する事項

- ①末永く維持保存できるよう努力します。
- ②維持保存できるような活用策について協定者全員で考えていきます。

（3）新築および増改築に関する事項

- ①できるだけ伝統的な建築と違和感の少ない雰囲気の建築とするよう努めます。
- ②屋根は傾斜屋根とし、道路に向かって葺き下ろすような形状とするよう努めます。

4-4-2. 周辺環境保全計画

史跡地の景観および環境を良好に維持するためには、その範囲内にとどまらず、周辺地まで含めた環境保全の方策が必要である。すなわち、史跡地に対する外部からの影響を和らげるための緩衝帯として、その外縁に沿って適切な範囲を設定する。これも自然環境と歴史環境の両面にわたるが、具体的には、

- ・ 染屋台南縁の崖線樹林景観
- ・ 国分、下堀、上沢の各地区を主体とする集落景観

をそれぞれの主たる保全対象とする。特に史跡地の東方から南方にかけては都市計画の用途地域指定が未設定の区域が多く、既指定区域における部分的な見直しも含めて、歴史的地域としての位置づけを明確化していくことが必要である。

また、このような面的な対応とは別に、史跡地への導入動線、あるいは周辺地を含めた回遊動線について、沿道修景や誘導施設設置などを通じてこれを重点的に整備していくとともに、通過交通の抑制や他ルートへの誘導などの施策も組み合わせながら地区環境の改善を図っていくことも重要である。

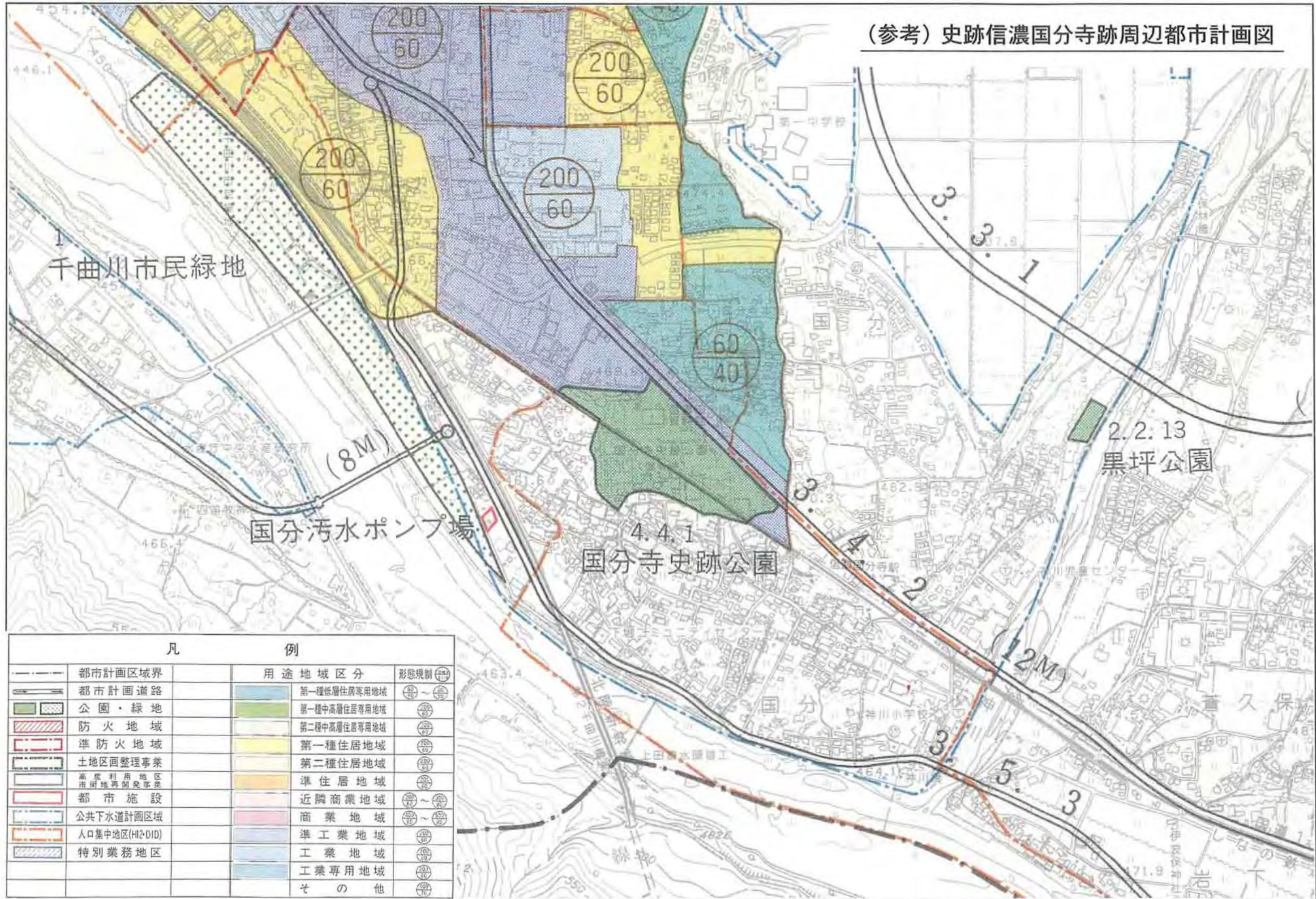


染屋台の崖線樹林景観



周辺の交通状況

(参考) 史跡信濃国分寺跡周辺都市計画図



第5章 整備活用計画

5-1. 遺構整備計画

5-1-1. 地形に関わる計画

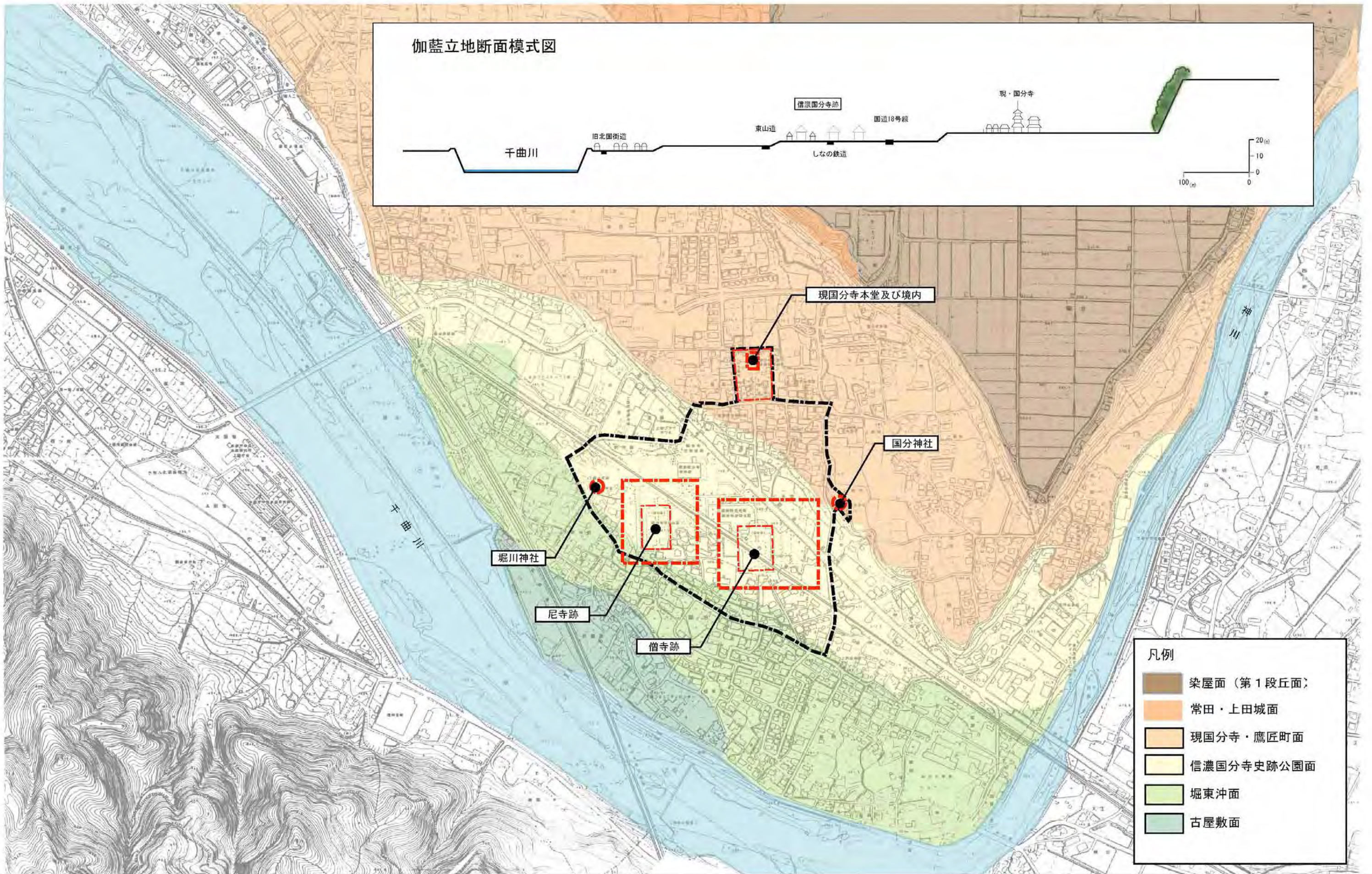
信濃国分寺の立地は、古代における交通路と密接に関連していると考えられる。すなわち、官道である東山道がこの直近を通過し、それに隣接した狭い段丘面上に僧寺と尼寺の伽藍を配置したと推定できる。さらにまた、千曲川と神川の合流点に近いことも選地に影響した条件であっただろう。交通路における重要性は、その後の時代においても北国街道や国道 18 号線、信越線や長野新幹線がいずれもこの近辺を通過していることから知られる。

東山道の位置確定は今後の調査課題だが、いずれにせよ国分寺伽藍が千曲川左岸の段丘面に立地し、その南北端を段丘崖によってほぼ限定されていると見られることは重要な事実である。その一方で、特に近年の宅地化等のためにこのような段丘地形や崖線の存在がわかりにくくなってきているのが現状である。よって、このような地形要素を視覚的に顕在化することは、史跡の理解を助ける上で大きな意義を持っている。

具体的には、後世の造成などによって失われている段丘崖の地形を可能な範囲で復元するとともに、崖線の特徴的な樹林植生の保全と再生、そして崖線の連続的な景観を展望できるような視界を確保するために空地の確保や建築物の制限といった種々の施策に取り組むこととする。



宅地化した段丘崖線の景観



5-1-2. 遺構保護計画

史跡整備は、地中遺構の保護保全を万全に図りながら行うことが大前提である。一般的には、遺構上面に一定厚さ以上の保護盛土層を設け、その上方で整備としての施設建設等を行う手法が採られている。建築物の基礎荷重による影響などのほか、設備関係の地中埋設物等については影響範囲が広く、レベル設定上の制 も多いため注意が必」である。

遺構の保護については、以下を基本方針とする。

- ・掘削を伴うような工事については、現状変更について別途定める基準に従うほか、地下遺構の所在等を把握するために必要な調査を事前に実施する。
- ・整備地において発掘遺構を埋め戻す際には、良質な砂で覆った上にを原則として最低 50 cmの保護盛土層を確保し、上部構造物の積載荷重等による影響を分散させる。
- ・道路や地中埋設物等に関しても、地下遺構への影響がないようなレベル設定、および工法選択を行う。
- ・植樹に際しては、樹根等による地下遺構への影響を防止するため、必要な措置を講じる。

従前の信濃国分寺史跡公園整備に際しては、僧寺および尼寺の伽 中心域、すなわち築地塀推定線の内側については大半で厚さ 50cm 以上の保護盛土を施しているが、この外側の区域では特に保護層を設定していない。今後の整備においては、後世の攪 等により既に地下遺構が破壊されていることが確認された場合等を除いて、保護層の確保を徹底する。なお、整備地外の民地等における建設行為に関しては、現状変更許可基準に従って地下遺構の状況を確認した上で、その保護を図る上で必」な措置を適切に講じる。



遺構保護のため嵩上げされた僧寺伽藍地

5-1-3. 遺構の表現に関わる計画

遺構表現の方法にはいくつかの種類があるが、目的に応じて各々をいかに有効に組み合わせるかが、親しみやすい史跡整備を実現するための鍵となる。

復元展示では、失われた遺構の形態を学術的な根拠に基づいて、原則として当初の材料・工法によって新たに原位置に造り、展示する。具体的には尼寺伽藍中枢部の建築物を対象に、遺構の発掘調査を再度実施し、遺構保護の具体的方策等を検討した上で計画を進める。

建造物復元の対象としては、中門および回廊を候補とする。その選択理由は、

- ・ 中門と回廊を併せて復元することで、伽藍中枢の範囲と規模を具体的に示すことができる。また、伽藍中軸線の南方から中枢伽藍へと達する景観を追体験することができる。
- ・ 建造物の規模が比較的小さく、現行の建築法規を充足しながら、地中遺構保護との両立を図ることも容易である。
- ・ 既往の発掘調査によって、建物規模や礎石配置など、復元の根拠となる遺構が確認されている。
- ・ 同時代に造られた類例建物遺構として、法隆寺東大門や東大寺転害門などが現存しており、復元設計のための参考資料が得やすい。

などである。また、建造物本体まで復元を行わずに、基壇のみを復元する場合もある。尼寺においては、中枢伽藍の上記建物以外、つまり金堂・講堂・尼坊などがその候補で、部分的復元による違和感を除き、復元しない建物についても具体的イメージがしやすいようにする。

遺構展示の検討対象として伽藍中枢部では、金堂や講堂の雨落溝、基壇立ち上がり部、落下軒瓦遺構などがあげられる。遺構の展示方法は、実物展示の他に複製を用いる手法もあり、遺構保護との兼ね合い、展示意義などを考慮して選択する。遺構展示では、一般的に外部環境から保護するために覆屋等が必要となるが、周囲の景観を損なうことがないように規模や外観にも配慮する。既整備の瓦窯跡保存観察施設も遺構展示の例に含まれ、このように中枢部以外でも重要遺構の発見があった場合には、その展示を検討する。

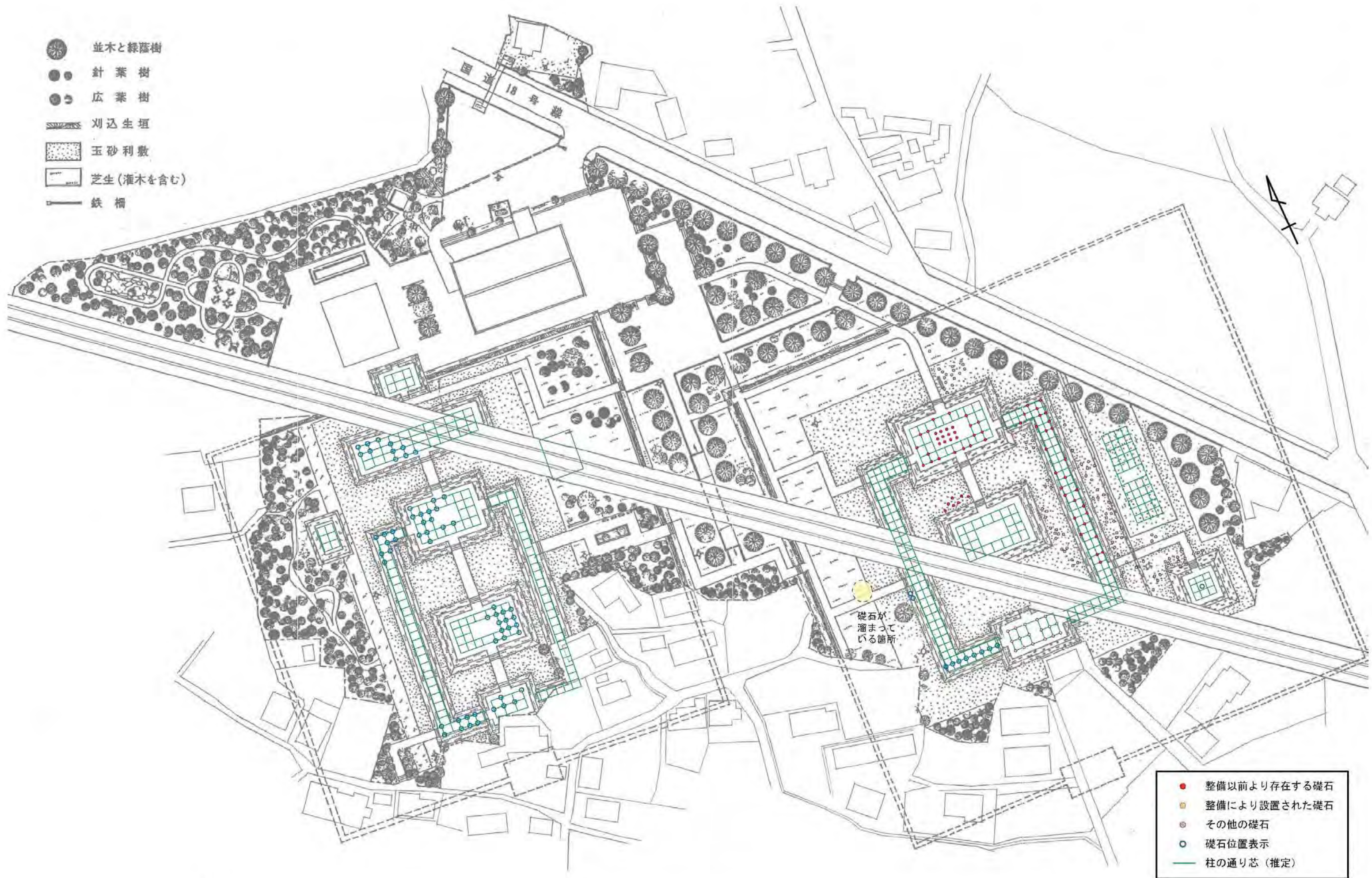
復元や遺構自体の展示とは別に、遺構の所在や規模、形状を原位置に標示物を用いて記号的に表す手法もある。遺構表示には大きく分けて平面表示と立体表示があるが、遺構の性格や表現性、景観との調和などを考慮して各々の場合に適切な手法を選択する。

具体的には、

- ・ 僧寺伽藍の盛土表示
- ・ 僧寺および尼寺の築地塀の植栽表示
- ・ 堂塔間の通路および道路遺構等の表示
- ・ 礎石や柱穴位置の平面表示

などが考えられる。

なお、現況では僧寺跡の回廊周辺などに原位置を移動した礎石が散在しており、これが本来位置にある礎石ときわめて紛らわしい景観となっている。このように、遺構表示を正しく理解してもらうためには、あわせて周辺の整備を計画的に行うことも重要である。





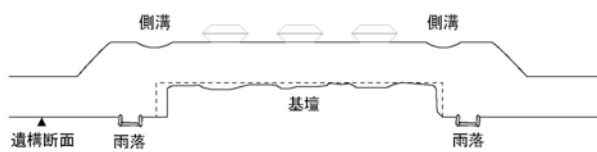
僧寺跡の整備状況



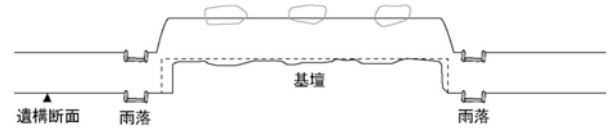
尼寺跡の整備状況



僧寺跡に散在する礎石



<現況>



<再整備案>

遺構展示標準断面模式図 1/150

5-1-4. 伽藍整備手法の事例

1. 象徴的建造物の復元

三河国分尼寺跡



- ・最も具体的で理解しやすい。
- ・シンボル性、話題性があり、集客効果が高い
- ・推定復元した形式でイメージが固定しがちである。
- ・遺構保護の為、嵩上げが必要となる。
- ・まとまった事業費、事業期間を要する。
- ・完成後の維持管理に手間と費用を要する。

2. 領域の明示に重点を置いた建造物の復元

讃岐国分寺跡



- ・伽藍の広がりが見えやすい。
- ・シンボル性がやや弱い。
- ・予算や用地に応じて整備範囲の調整がしやすい。
- ・完成後の維持管理に手間を要する。

3. 基壇外装の復元整備

紀伊国分寺跡



- ・建造物復元に比べ、景観的に違和感が少ない。
- ・復元に恣意的な要素が入りにくい。
- ・礎石等の実物を利用することも可能。
- ・維持管理の手間は比較的少ない。

4. 土壇による基壇整備

下野国分尼寺跡



- ・多目的に使え、利用形態の自由度が高い。
- ・公園緑地景観として馴染み易いが、象徴性に欠ける。
- ・歩行や雨水で浸食されやすい。
- ・礎石等の実物を利用することも可能。
- ・少ない予算でも整備が可能。

5. 建物等の記号的表示

三河国分尼寺跡

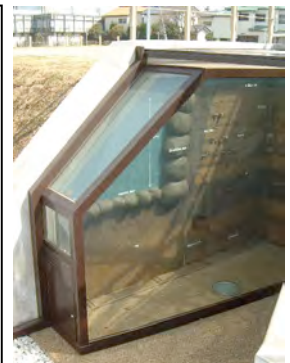


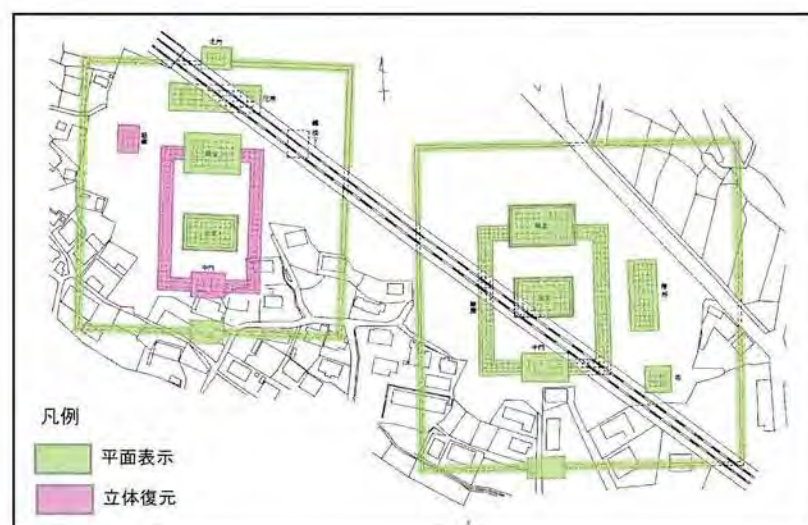
- ・上部構造の詳細が不明でも建物の存在を示せる。
- ・掘立柱建物等の表現に適する。
- ・舗装等による平面表示は道路内でも可能。
- ・見学者の正しい理解には説明板等との併用が必要。

6. 建物遺構等の展示、その他

武蔵国分尼寺跡

- ・遺構の出土状態を現物またはレプリカなどで展示する。
- ・屋外環境から保護するために覆屋が必要。
- ・実物遺構の展示には保存処理等が必要。
- ・広範囲の伽藍全容を示すには野外模型も効果的である。
- ・耐候性のある素材の選定等に留意する必要がある。



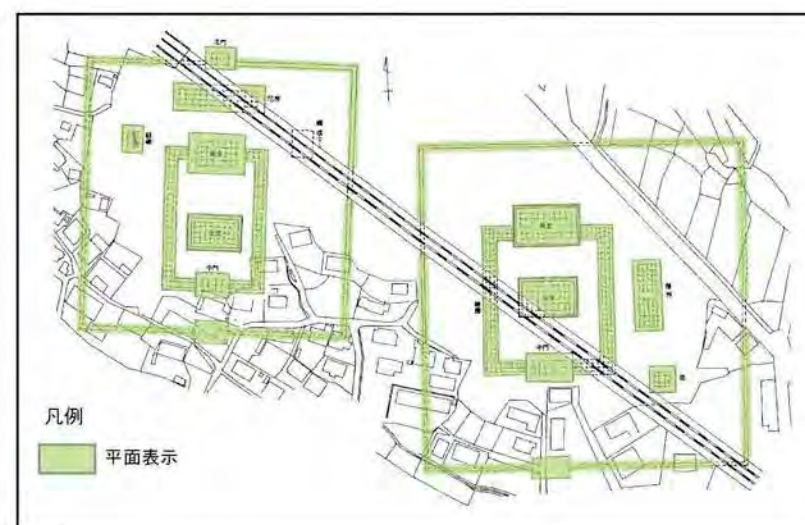


1. 尼寺地区は建造物復元を伴う立体的な整備とし、僧寺地区を平面的な整備とする方法

- ・視覚効果、シンボル性が高い
- ・鉄道以南に見学者を誘導しやすい
- ・経蔵の復元は現時点で障害なし。
中門・回廊は南側の公有地化が前提となる。
- ・事業規模はもっとも大きい。



中門および回廊復元の例（上総国分尼寺跡）

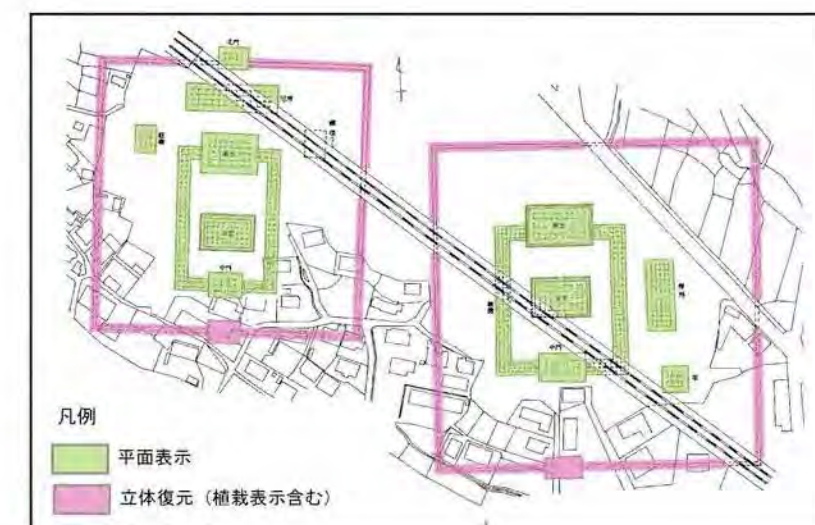


2. 僧寺・尼寺とも平面的な整備を中心とし、建造物復元は行わない

- ・視覚効果・シンボル性はやや弱い
- ・遺構展示・野外模型等によるみどころづくりが望ましい。
- ・既公有化範囲から順次整備することも可能。
- ・事業規模は比較的小さくできる。



基壇復元整備の例（薩摩国分寺跡）



3. 僧寺・尼寺とも築地塀を復元整備することで寺域の広がりを明確化する。

- ・分断されている伽藍の全体像を視覚化できる。
- ・発掘調査による寺域確定が必要。
- ・植栽による表示などを組み合わせるのが現実的。
- ・既公有化範囲から順次整備することも可能。
- ・事業規模は表示方法や表示範囲による。

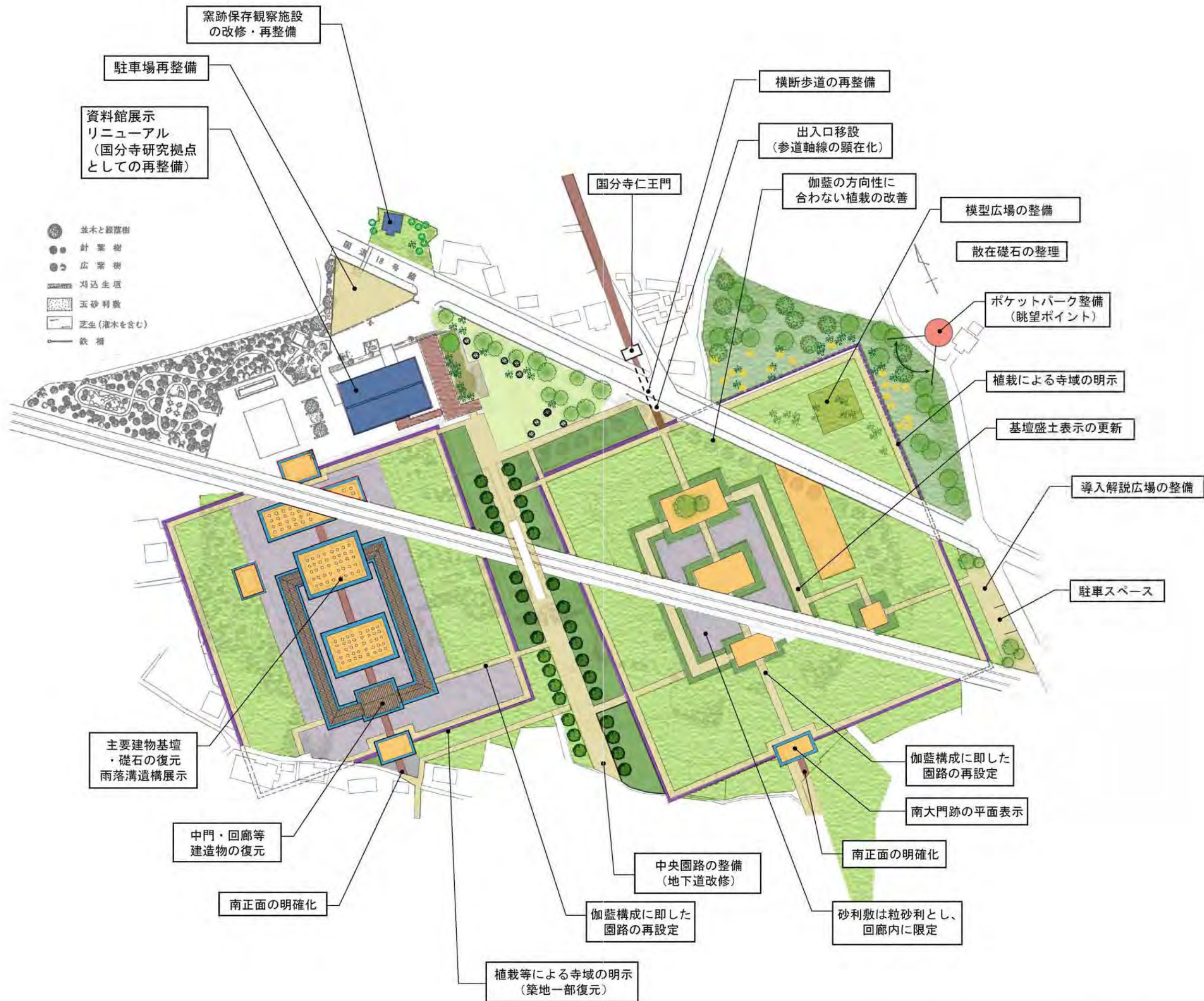


築地復元の例（平城宮跡）

5－1－5．展示・演出に関わる計画

遺構の性格や意義を正しく理解してもらうためには、単に遺構の形態や復元像を示すだけでは不十分なため、これをわかりやすく解説する施設の整備を行う。ガイダンス施設等における集約的な展示解説とは別に、各遺構の実地における解説施設の整備充実が必要である。導入部分における総合解説では史跡の全体像を概観し、僧寺・尼寺あるいは現国分寺といった各ゾーンについてもその概要を説明する解説板等を各々設ける。さらに、各重要遺構の近傍では個別の詳細解説を行い、眼前の遺構展示等と対比しながら学習できるようにする。このような実地解説も単なる文章の羅列でなく、誰にとってもわかりやすく、視覚的にも興味を引くような仕掛けを検討する。映像や音声、立体模型の利用といった手法が考えられ、特に近年は3次元バーチャル映像等の技術が目覚ましく進歩していることから、これにより遺構の復元像を表示するといった選択肢もある。また、バリアフリーの観点から、情報の記号表示化、外国語標記の併用といった配慮も十分に払うこととする。

伽藍の全体像や地形との関係を示すためには、野外模型の設置が有効な手法として用いられている。信濃国分寺では特に、僧寺と尼寺の位置関係などを理解する助けとなることが期待できるため、大型の伽藍全体模型を中心とする解説広場を整備する。その立地としては、両伽藍地を見渡すことができ、駅との位置関係や史跡地全体の有効活用といった観点からも僧寺跡の北東部、国道北側が適当と思われる。



信濃国分寺史跡公園の今後の整備方針

		地区	項目	現況と課題	整備の方向性
史跡公園	①	史跡公園	信濃国分寺駅からの導入動線の整備	暫定動線（細い砂利道で誘導施設等も不十分）	駅からの見学者のため、僧寺跡東側に導入解説広場を設け、園路・誘導施設等もアクセスがわかりやすい形で整備する。また、併せて史跡公園東側駐車場を設ける
	②	史跡公園内	展示解説の充実	資料館内にほぼ限定され、屋外の解説板等がきわめて少ない	各遺構ごとにわかりやすい解説施設（説明板等）を設置する。史跡内の見どころにも同様施設を設ける。僧寺域北東には伽藍全体模型を設置した解説広場を整備する
	③	〃	連絡動線の整備	南北の連絡路は地下道1ヶ所のみ	駅前から伽藍南面に至る歩行者動線を整備し、誘導施設等も設置する
	④	〃	園路の整備	伽藍構成と無関係に配されており、平板舗装等の老朽化も見られる	寺域内の園路は本来の伽藍構成を反映した位置設定とし、土質系などの自然な外観の素材に改める
	⑤	資料館	展示内容の統一	上田の考古全般等を扱うため、国分寺以外の展示要素が多くまぎらわしい	資料館内の展示は信濃国分寺の総合解説とし、野外解説とは重複しない内容のものとする
	⑥	瓦窯跡観察施設	施設の更新	建物の老朽化が進んでおり、解説等も不十分	瓦窯跡にそぐわない現状建物を改修し、より歴史をイメージさせる施設に更新する。併せて、展示解説の充実を図る
	⑦	僧寺伽藍跡		推定寺域のうち、中門跡以南と北東側（国道以北の全域を含む）が未整備	公有化と発掘調査によって寺域を確認の上、寺域内の全体を整備する。特に遺構が確認された南大門跡は早急に表示等を行う。
	⑧	〃	活用の促進	見学者の滞在時間は短く、散策以外の利用は少ない	体験学習やイベントも含む野外活動の場としても活用する
	⑨	〃	建物跡の明示	講堂、中門、東回廊の一部にだけ礎石があり、建物規模等を理解しにくい	基壇上に残存した礎石の展示にあわせてレプリカ礎石も配置し、建物規模を明示する
	⑩	〃	砂利敷地面の改善	砂利敷範囲が広く、基壇の舗装範囲と見分けにくい	砂利敷は回廊内の範囲にとどめ、周囲は芝生広場等として整備する。また、これにより回廊外の利用を促進する
	⑪	〃	建物跡周辺の改善	遺構に直接関係のない礎石等が散在し、誤解を招きやすい	原位置を動いている礎石等は場外に移転する
	⑫	〃	植栽の改善	講堂跡にマツなどの大木があるが、一部は枯死して切り株のみ残る	切り株は除去し、健全な大樹のみを十分な管理のもと現地に残す
	⑬	〃	導入ルートの改善	北側からの導入が主で、伽藍の正面がわかりにくい	南正面側からの導入を可能にする歩行者動線を整備する。併せて、駅からの導入路を整備して史跡公園・資料館・現国分寺への動線を確保するとともに、通勤・通学等にも用いることのできる「憩いのある歩道」として位置付け、付加価値を高める
	⑭	〃	伽藍範囲の明示	国道・鉄道による分断と国道沿いのケヤキ並木で、伽藍の全体像が見えにくい	植栽による寺域表示と樹木の整理等で、伽藍範囲の連続性を明示する
	⑮	尼寺伽藍跡	寺域全体の整備	推定寺域のうち、中門跡を含む南東側と西側が未整備	公有化と発掘調査によって寺域を確認の上、寺域内の全体を整備する
	⑯	〃	活用の促進	鉄道以南を訪れる見学者がきわめて少ない	伽藍の主体を占める鉄道以南を一部建物の復元等により重点整備することで、見学者や観光客の誘導を促し、歴史学習の場として活用する
	⑰	〃	基壇・建物の復元	調査で確認された礎石位置のみを花鉢で表示しており、景観的に違和感がある	基壇外装・礎石の復元や一部建物の復元等、積極的な整備でわかりやすい表現をめざす
	⑱	〃	植栽の改善	寺域内に樹木が多く、寺域の拡がりがわかりにくい	樹木を整理し、敷地境界部の遮蔽用などに限定する
	⑲	〃	導入ルートの改善	東側からの導入が主で、伽藍の正面がわかりにくい	南正面側からの導入を主とする歩行者動線を整備する

		地区	項目	現況と課題	整備の方向性
史跡全体	(1)	国道18号線	交通量の削減	幹線道路で通過交通量が多い	18号バイパスの完成により、通過交通量の削減と安全性の向上をめざす
	(2)	〃	歩行者横断施設の改善	駐車場脇に歩道橋、仁王門東方に信号のない横断歩道、駅前広場北西に信号付横断歩道	仁王門前に安全な横断施設の設置を求める。これにより、僧寺跡と現国分寺の立地と歴史におけるつながりを想起させる
	(3)	同北側沿道部	都市計画における位置付け	用途地域の設定が準工業地域となっている（容積率200%、建坪率60%）	史跡内に関しては、追加規制の導入等における景観面の維持・向上策を検討する
	(4)	同南側沿道部	植栽の改善	大きく生長したケヤキ並木が伽藍の方向性をわかりにくくしており、国分神社からの視野を妨げている	並木を順次低木に更新して伽藍主軸を明確にし、国分神社から僧寺跡全体を見渡せるようにする
	(5)	現国分寺参道	史跡公園とのつながり	僧寺跡と直線上にある位置関係が見えにくく、動線上もつながりが弱い	僧寺跡北側の園路・出入口位置を見直し、仁王門や現国分寺との位置関係が視覚的に捉えられるようにする。同所のバス停は資料館前に移設する
	(6)	〃	参道らしい景観づくり	歴史性が感じられるのは仁王門および本坊付近のみ	道路舗装や付属施設の修景とともに、生垣や塀など沿道宅地の景観向上を誘導する。これにより、門前町あるいは寺を中心として栄えた国分地域の歴史的な風格を向上させる
	(7)	同周辺の集落	周辺集落の景観形成	蚕室住居はじめ伝統的景観をとどめるが、これにそぐわない意匠の新築建物が散見される	伝統家屋の維持管理とともに、沿道部を中心とする景観形成を図る。これにより、門前町あるいは寺を中心として栄えた国分地域の歴史的な風格を向上させる
	(8)	〃	景観形成の基準づくり	特になし	景観条例に基づく地区協定の締結に向けて住民の合意形成を図る
	(9)	史跡地全体	域内および周辺の街路の改善	通過車両もあり、散策ルート設定や休憩施設等は特になし	史跡内外を散策するための遊歩道を整備し、回遊ルートを設定する。要所に誘導表示や解説シート、休憩施設等を設ける
	(10)	〃	誘導施設等の改善	数が少なく、デザインも統一されていない	視認性が高く、景観に配慮した統一デザインによる誘導標識等を整備する
	(11)	神社	国分神社および堀川神社境内の活用	普段は子供の遊び場として使われる程度	ポケットパークや散策者用の休憩ポイントとしての活用を図る。また、これにより北東と南西の両隅に神社が鎮座する信濃国分寺跡の特徴を浮かび上がらせる
	(12)	公園以南の史跡地	寺域内の土地の公有化	未公有化の宅地が多く残る	僧尼両寺の寺域内については基本的に公有化し、整備を図る
	(13)	〃	都市計画における位置付け	用途地域未設定の範囲が大半	用途地域を早急に導入し、計画的な土地利用と景観形成を図る

5-2. 施設整備計画

5-2-1. 公開・活用施設に関わる計画

現在、信濃国分寺跡には昭和 55 年開館の信濃国分寺資料館があるほか、これと国道を挟んで北側に瓦窯跡観察施設があり、ともに一般に公開されている。

資料館には伽藍跡の発掘調査によって出土した遺物や国分寺関係資料を中心に、上田地方の原始から平安時代までの考古資料を展示している。これらの常設展示に加えて、季節ごとに特別展を行うとともに、館内の講堂では考古学教室や各種の市民講座なども開催している。

一方の瓦窯跡観察施設は、発掘調査で出土した平安初期の瓦窯跡を保存・展示するためのもので、昭和 48 年に完成した。発見された 2 基の窯では、国分寺を修理するための瓦が焼成されたと推定されており、このうち 1 基は埋め戻し保存し、西側の 2 号窯遺構を覆屋内で実物展示している。

両施設の展示内容は開館以来、基本的に更新されておらず、建物自体も含めて老朽化が目立つ状況となっている。そもそも、資料館の現状は必ずしも信濃国分寺に特化したものではなく、上田城跡の市立博物館が中世以後の歴史を扱うのに対して、上田の考古および古代史全般を対象としている。一部に自然科学系の収蔵物をも展示している現状では、国分寺のテーマ館としての性格がぼやけている面を否めない。また、展示手法としてもパネルと遺物展示を主とした内容で、一般の見学者が史跡の現状と古代の国分寺像を重ね合わせながら多面的な歴史理解につなげるには十分といえない。この問題は瓦窯跡観察施設でより顕著で、遺構を眼前に見ながら瓦窯の本来の形状や焼成の仕組みといった事柄を学習できるような展示はほとんど行われていない。

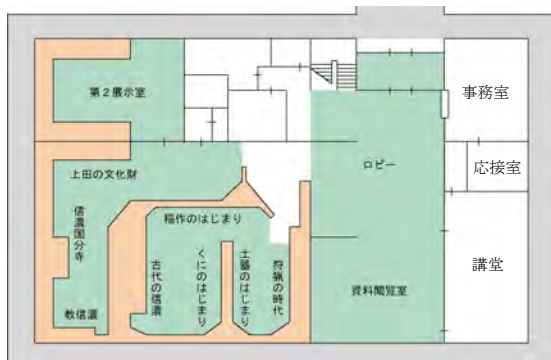
今後、これら既存施設を有効に活用するためには、両者のテーマ性を明確にし、史跡活用の全体像の中に改めて位置づけ直すことが必要である。具体的には、資料館を史跡信濃国分寺跡の総合ガイダンス施設として再生するとともに、これと野外展示のネットワークを連繫させ、その拠点とすることを目指す。その実現に向けては、国分寺以外の考古分野を扱うセンター的施設の整備が理想だが、市立博物館の将来像とも合わせて総合的に検討すべき課題である。

史跡地内の野外展示については、史跡公園の内外を問わず、遺構現地における解説が圧倒的に不足しているのが現状である。個別遺構の出土状況や往時の姿を想像し、眼前の地形や景観との関係を理解するためには、実地解説の充実がきわめて有効であることは、遺構展示計画の項で述べたとおりである。信濃国分寺駅からの入口部分に導入解説広場を設けるほか、公園外においても、現国分寺や周辺集落など史跡散策路の要所には休憩施設を兼ねた解説ポイントを設置し、これも展示解説ネットワークの一環としていく。

活用の一環として行う野外活動やイベント等については、基本的に仮設物で対応するが、電源用に屋外コンセントのみ要所に設置する。

以上の諸施設については外観意匠や素材、大きさなどが史跡地の歴史的景観に調和する

ように配慮する。立地については景観への配慮とともに、地域住民による日常的交流の場としての利用なども十分考慮に入れて決定する。



資料館展示内容現況見取図



信濃国分寺資料館外観



資料館内の展示現況



同左



窯跡展示施設外観



瓦窯遺構展示内容

5-2-2. 管理・便益施設の計画

史跡公園を中心とする史跡地全体の管理機能は、従来通り信濃国分寺資料館内におく。史跡公園の周辺にはネットフェンスがあるが、建物内を除いて入場管理は行っておらず、夜間でも自由に出入りできる状態となっている。今後は整備地が国道北側にも拡大することから、この全体を囲い込んで入場管理することは現実的に困難である。よって、照明の設置や見通しの確保など防犯面の配慮をおこなうことを前提に、整備地外周を区画する柵等は設けないこととする。一方、国道の沿道部や鉄道線路敷に沿っては、安全上の防護区画施設が必要であり、景観を阻害しないように意匠と形状等を工夫する。なお、尼寺跡において建造物の復元を行った時点では、その周囲に一定範囲を限って夜間入場管理を検討するが、機械警備の併用等により、物理的障害物は最小限にとどめるよう配慮する。

駐車場と公衆便所は、資料館前の既存施設を引き続き利用するが、後者の立地については更新の時期を捉えて再検討する。駐車場の立地は伽藍との関係では裏側にあたるため、駅側の導入解説広場とあわせて、ここにも駐停車スペースを確保する。

休憩施設は、既存のベンチなどは全て撤去し、あらためて全域に分散配置することで、訪れた人が気楽にくつろげるようにする。更新にあたっては、自然な外観と耐久性を両立できるような材料を用いる。水飲み場は撤去し、公園管理用の散水栓のみ再設置する。公園外の散策ルート上にも休憩場所を設けるが、これは解説拠点等を兼ねた施設として整備する。

遺構等の解説とは別に、駅や駐車場といった主要起点からの誘導や散策ルート明示のため、案内標識を要所に設置する。特に、駅前広場には史跡エントランスとしてのガイダンス標識を設け、公園東端の導入解説広場も一体的に活用することで明快なアクセスを実現する。標識は歩行者をおもな対象として、地図を組み合わせたり、文字の大きさなど見やすい工夫をする。視認性と景観への配慮から、史跡地全体で基本デザインを統一する方向で既存施設の整理・統合と新設を進める。また、散策ルート上には解説シートを収めたポストの設置等を検討する。



資料館駐車場の現況



史跡公園内の公衆便所



駅前の誘導標識



史跡地内の誘導標識

5-3. 公開活用計画

従来通り、資料館の展示室のみ有料公開で休館日を設けるが、これ以外の史跡地は無料で通年公開とする。

史跡地の活用については、日常的な活用とイベント等時期を限った利用形態とがある。前者については、史跡自体を見学するだけでなく、市民にとっての散歩や憩いの場としても利用されている現状を積極的に評価し、より快適な環境を提供することを目指す。歴史学習の場としては、学校教育や生涯学習活動と連繋しながら、地域の歴史と文化について知ることができるような各種講座やプログラムを用意する。資料館内での座学にとどまらず、野外体験学習や史跡地を散策しながらの解説ツアーなど、実地ならではの特性を最大限活かすように努める。

イベント利用は、基本的に文化財活用としての目的に合致する性格である必要があるが、地域イベント等にはできるだけ対応していくことを原則とする。特に年間最大のイベントである八日堂縁日に際しては、現国分寺境内や国分集落における古来からの祭事としての活動に加えて、史跡公園でもこれと連動したイベントを企画するなど、その集客力を活かして史跡広報の機会として積極的に利用する。反面、通常時には史跡公園以外は地域住民の日常生活の場であることに十分留意し、その環境を阻害することがないように配慮する。

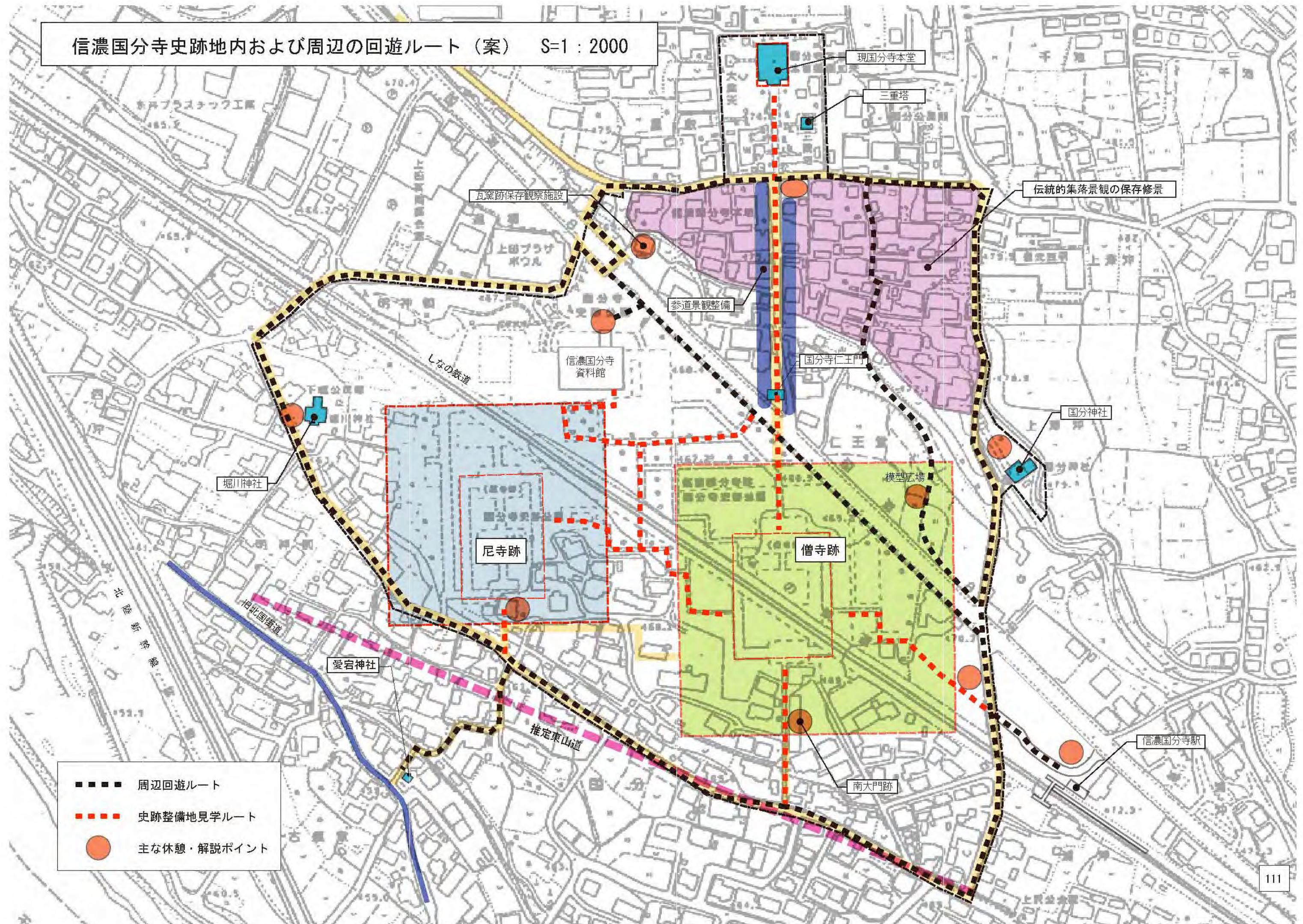
伽藍整備地だけにとどまらず、現国分寺や集落景観を含めて史跡地とその周辺まで含めた地域の歴史的環境を体感してもらうためには、適切な回遊ルートを設定することが必要である。これは初めて訪れる人をも主要な景観ポイントへと誘導するとともに、歩行者系の経路を確立することで通行の安全を確保し、さらに地域住民生活の場を喧噪から守るためにも重要である。回遊ルートは駅や駐車場を起点に、主なみどころを結ぶ形で複数設定し、コース毎にテーマ性を持たせるなど工夫する。駅や資料館などにルート解説のパンフレットを常備して、訪れた人が各自の時間や興味に合わせて適宜選択できるようにする。

史跡広報に関しては、観光コースに組み込んでもらえるような工夫が求められるが、その一つの手法として、しなの鉄道の活用が考えられる。史跡地を通過することを逆手にとって、通過時に車内アナウンスしてもらう、さらには徐行して整備地を車窓から眺められるようにしてもらう、など鉄道の利用促進とも絡めて検討を求めている。



八日堂縁日の様子

信濃国分寺史跡地内および周辺の回遊ルート（案） S=1：2000



5－4．管理運営計画

史跡地の管理運営は市教育委員会が主体となっていくが、日常管理やイベント企画・運営などにおいては市民参加の手法を積極的に採り入れることで、市民共有の財産として史跡を捉え、守り伝える意識をもってもらえるように努める。

史跡公園の日常管理としては、園路・広場等の清掃や補修、草刈・除草や植栽の剪定・水やり、屋外施設類の塗装や補修などがあげられる。これらの多くは定期的・季節的に行うべきものであるため、維持管理マニュアルを作成することで効率化を図る。また、維持管理の負担を軽減するためには、整備設計段階における材料の選択や意匠決定上の配慮が重要な鍵となる。

これまでも、公園管理の上ではシルバー人材の活用や学校生徒による公園清掃への協力などを行っており、資料館での研修を受けた万葉植物園育成ボランティアの活動も高く評価されている。今後はこのような市民参加を史跡活用の全般にも展開し、史跡ボランティアガイドや体験学習リーダーなどとしても活躍できる人材を市民から募っていくことを目指す。

また、ハードな手段によらない環境維持・防犯管理を実現するためには、巡回監視等の体制を確立すると同時に、一般市民の日常的利用を活発化することが何より有効な方策である。

史跡地全体に周辺区域を加えた範囲における継続的な保存管理については、その指針となる計画案を別途示した通りである。

第6章 調査計画

6-1. 調査方針

調査の目的としては、学術研究、整備のための遺構情報収集、そして開発等に伴う緊急調査などがある。

史跡整備に向けて必要な調査は大きく分けて、遺構範囲確認および詳細構造解明のための発掘調査と、具体的整備設計のための保存調査・工法試験調査・地質調査・測量等が挙げられる。発掘調査における基本的方針は以下の通りである。

1) 計画的調査

信濃国分寺跡は広大な範囲を占めており、その全体像や各遺構の性格を解明するためには多大な労力と時日を要する。従って、発掘調査は整備計画上の優先順位に対応する形でその目的と範囲を明確にし、計画的に実施する。また、調査によって得られた知見をもとに調査計画に見直しを加え、より適切な内容にしていくように努める。

2) 効率的調査

発掘調査では、程度の差はあれ遺構の破壊を伴うため、最小限の範囲で最大限の成果を得られるように心がける。また、発掘調査だけに頼ることなく、地中レーダー探査などの非破壊的調査手法を援用することで、より効果的な調査区設定を行うようにする。

3) 検証可能な調査

将来、新たな調査手法が開発されたり、従来の調査知見と異なる見解が提示されたりする可能性は常に意識しておくべきである。そのため、調査範囲や方法の決定においては、再度の検証ができるような余地を残しておかねばならない。また、報告書の刊行はもちろんのこと、遺構図をはじめとする調査情報を整備し、広く供覧できる状態におくように努める。

6-2. 既往調査と今後の課題

信濃国分寺跡においては、昭和30～40年代にかけて多次にわたる発掘調査が実施され、僧寺および尼寺伽藍の基本構造は解明されているが、なお未解明もしくは不明確なまま残されている課題も多い。また、当時の調査手法の限界と、その後長い年月が経過したことから、既調査範囲についても今日では不明となってしまった事項が少なくないのも事実である。既往の調査範囲とこれによって確認されている事項を、建築に関連する内容を中心にまとめたのが 93 頁図および 94～95 頁の表である。

そこからわかるように、両寺ともに寺域外周を区画する施設はごく一部が確認されているに過ぎず、現行整備において植栽表示している築地位置は推定の域を出るものではない。

また、僧寺の僧坊や塔など主要建物の一部に不確定な要素があるほか、諸院や付属建物群の所在と内容についてはほとんど解明されていないのが現状である。さらに、寺院地の全体は史跡指定範囲を超えて広がっている可能性が高く、堂塔をつなぐ通路や東山道、国府の所在など、周辺地域まで含む調査課題は尽きない。また、奈良・平安期だけでなく、国分寺創建以前の様相や、中世以降の変遷、とりわけ古代寺院と現国分寺との関係なども重要なテーマである。

当面の調査の主な目標は、従来一部を除いて想定の域を出ていない僧尼両寺跡の範囲を画定することである。このため、築地塀などの区画施設の遺構を検出することを目指して発掘を継続しているが、成果としては 16 年度に僧寺南門跡を確認したのみにとどまっている。

区画施設の位置を特定する上では、僧尼両寺の間はこうした施設の立地可能な範囲が限定され、過去の調査で僧寺西辺と尼寺東辺の一部に比定された遺構があることから、関連遺構を検出できる可能性が高いと思われる。また、両寺域の間には南北方向の道路が通過していたと推定される。このため、18 年度調査では、これらの遺構を確認する目的で、東西トレンチを設定する。

尼寺の南辺は、これまで民地のため未調査だったが、近年公有化が実現した範囲を利用して、19 年度に確認調査を行う予定である。あわせて、回廊南東端の遺構残存状況についても調査を行いたい。

20 年度は、尼寺西辺の確認調査を行い、同寺四至の画定を目指したい。特に、現状地形における高低差との整合性が課題となっている尼寺南西端部の区画位置については、解明が待たれるところである。

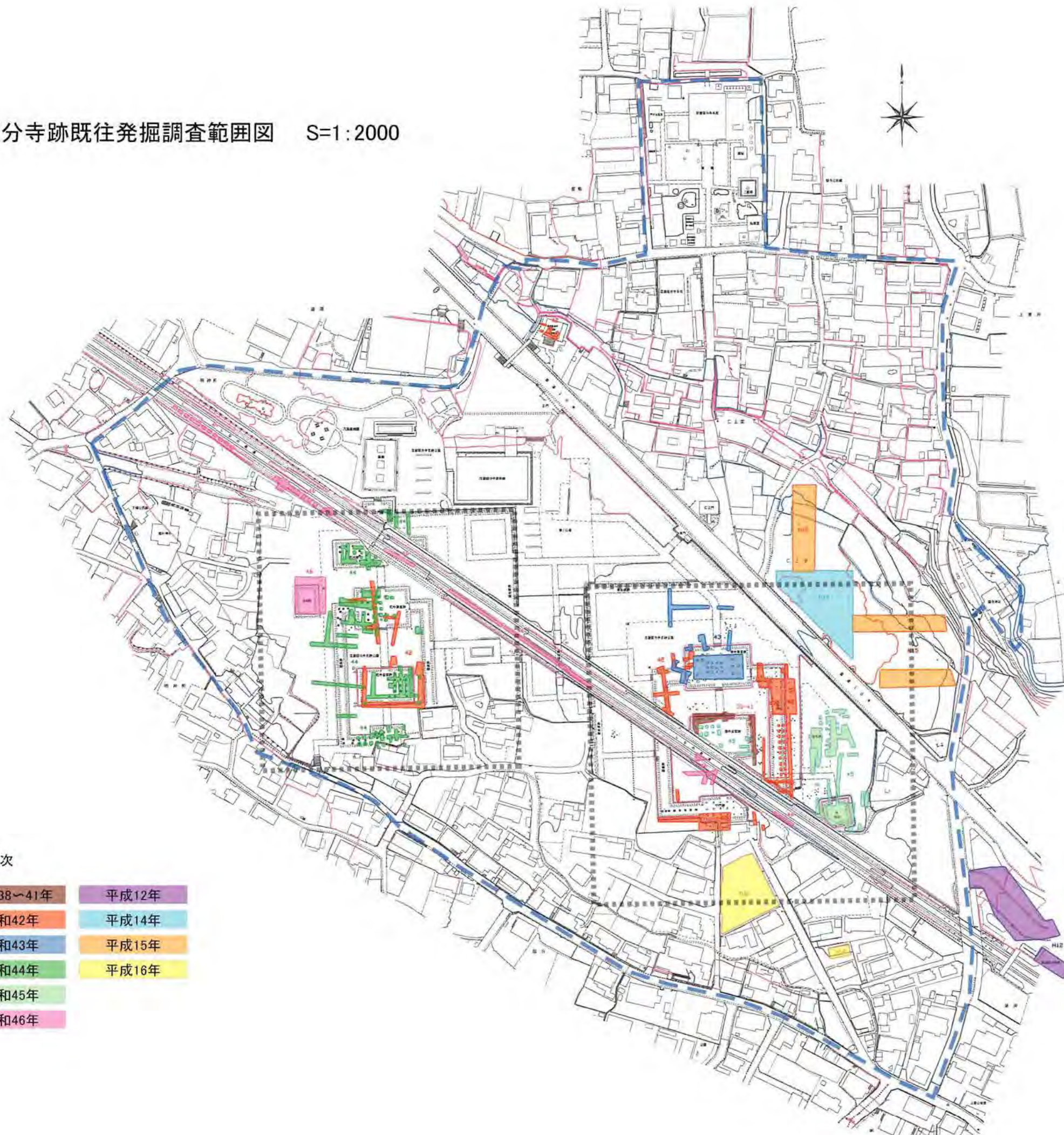
なお、過去の調査で築地跡とされている各遺構については、粘土や礫敷といった基礎地業の検出が記録されているが、その実態は今日となっては不明確な点も多い。今後の発掘における遺構解釈の比較検討材料としても、過去の検出遺構を部分的に再発掘して確認することは有効と思われる。

以上のほかに、今後の整備との関係では、尼寺中門跡および回廊跡の一部や南門跡といった民地内にあって未調査の遺構の確認に加えて、僧寺の塔跡や僧坊跡といった遺構の再検証、雨落溝など既調査済遺構の保存状況確認などが必要となる。また、僧寺南面における参道の遺構を確認することも、その起点として想定される東山道の解明とあわせて重要な課題である。さらに、往年の発掘調査では必ずしも十分な記録が整備されないままになっている座標やレベルといった基礎的データを含む遺構情報についても、既調査範囲の一部再発掘等を通じて集成していくことが、今後の保存・研究のためにも望まれるところである。

■ 史跡信濃国分寺跡既往発掘調査範囲図 S=1:2000

調査年次

昭和38～41年	平成12年
昭和42年	平成14年
昭和43年	平成15年
昭和44年	平成16年
昭和45年	
昭和46年	



建造物遺構に関する既往調査（僧寺）

所在	建物名称	推定建築規模			推定根拠	遺構確認内容				追加調査の可能性
		(柱間)	(実寸・m)	(基壇・m)		遺構	部位	遺構の状況	備考	
僧寺跡	中門	5×2	18×6.6	20.8×9.4	基壇南縁と南回廊中央柱列の位置関係	基壇		川原小石を敷き詰めた面	破壊跡か？南北約10mに分布	東半民地未調査
					柱位置を示す遺構なし	建物跡		瓦の厚い堆積	中軸線の西9m付近まで分布	礎石・栗石等未確認
						基壇	南縁	川原石3個を立てた東西列石	尼寺金堂基壇羽目石に似る	
	金堂	7×4	24.4×14.4	29.7×19.3	各縁雨落溝遺構を確認	基壇		ローム土の土壇		中央部鉄道敷未調査
					柱位置は地固め石の空白部による	雨落溝	東西南北縁	玉石組の溝	下部に平瓦敷き詰め	
						基壇	北縁西端付近	漆喰塗りの立ち上がり	厚さ5mm	
						石階	東縁中央	凝灰岩切石1個を立てる	第1次調査時に切石散乱を確認	
						地固め石		地山上に川原石を帯状に配す	空白部が柱位置と推定	礎石・栗石等未確認
	講堂	9×4	28.8×14	34×20	基壇範囲は遺構でほぼ確認	基壇	西南北縁	土壇、布掘り地業	土壇上部黄褐色土	樹木部分等未調査
					梁間柱位置は残存礎石で確定	基壇側石	北縁	凝灰岩切石断片が散乱		
					桁行中央7間は礎石で確定、北東隅柱の根石検出	雨落溝	南縁	川原石列、小石敷		
						瓦堆積	南北軒	屋根より落下した状態		
						炭化木材	北軒		軒瓦とともに落下か	
						礎石		38個中11個がほぼ原位置		
						根石		栗石		未調査箇所あり
	回廊	2×南北27	66.1×79.2		柱位置は残存根石でほぼ確定	基壇跡？	東西	川原石敷		東南隅ほか鉄道敷未調査
						基壇縁	講堂西側南縁	川原石を立てた石列		講堂東接続部未調査
						礎石	東辺			
						根石	南西、東、北東辺	栗石を環状に配する	梁間2間、柱間確定	
	塔	3×3	7.8×7.8	13.2×13.2	基壇範囲、側柱位置とも不明確	基壇	北東寄り	土壇、掘り込み地業	石塊と粘土の積層	地業範囲不明
						基壇地覆？	北縁	平たい円形石1個	西縁等に石塊列あり	南西側鉄道敷未調査
						心礎根固		土壇周囲に川原石を積築	伝心礎が国分神社に所在	
						四天柱根石	北西側	栗石群		
	僧坊		34.2×9.6		基壇範囲不明確	基壇		小砂利敷き詰め		北端接道部未調査
					梁間柱間数不明	根石		栗石を環状に配する		
						敷石？	中央付近	石塊と小砂利を敷き詰める	幅約1.35mで東西に延びる	
						排水溝？	東側北寄	石塊を組んだ溝	南東に約5mで解消	
	寺域外周築地			176.6×178.1	西辺北寄の1ヶ所を除いて不明確	基礎？	南辺東寄	堅く締まった礫層		東南角推定部鉄道敷未調査
						基礎？	西辺北寄	礫を粘土で堅く締めた層	幅約1.5m、南北に連続	鉄道以南は未検出
	寺域南門	3×2	10.5×6.6		柱位置は残存根石でほぼ確定、基壇範囲不明	根石		栗石を環状に配する	東に続く築地等の遺構は確認できず	西端部道路内未調査
						暗渠排水施設	東柱間を南北に貫く	溝に川原石を充填し、上面土砂埋め	同様施設を他に2条隣接して検出	

建造物遺構に関する既往調査（尼寺）

所在	建物名称	推定建築規模			推定根拠	遺構確認内容				追加調査の可能性
		(柱間)	(実寸・m)	(基壇・m)		遺構	部位	遺構の状況	備考	
尼寺跡	中門	3×2	11.8×6.4	19.5×13?	柱位置は残存根石でほぼ確定 基壇範囲は西限のみ確定	基壇?		礫敷き突固め		南側民地内未調査
						基壇縁	西縁	大型自然石列		
						根石		栗石を環状に配する		
	金堂	7×4	22.4×12.4	29.7×19.5	柱位置は残存根石でほぼ確定 基壇範囲の北限は未確認	基壇	北寄	版築土層	厚さ約1.5m	西半部未調査域あり
						雨落溝	南東、南西、東	川原石列、小石敷		
						根石		栗石を環状に配する	約15ヶ所を確認	
						石組?	中央東	方2.6mの小石敷き	性格不明	
	講堂	7×4	22×12.4	31×21.6	柱位置は残存根石でほぼ確定 基壇範囲はやや不明確	基壇縁	西縁	石塊列		東半部未調査域あり
						根石		栗石を環状に配する	6ヶ所を確認	
	回廊	1×南北25	54.8×82.5		西半柱位置は残存根石でほぼ確定	基壇床	南、西辺	礫混じり締め固め層		東半部未調査
						基壇縁?	西、北辺			
						根石	西、北辺	栗石を環状に配する		
						焼土	西辺		厚10cm、壁土か	
	経蔵	3×2	10.8×6	14.8×10	基壇縁、柱中心ともやや不明確	基壇		玉砂利敷き詰め、石塊積		全面調査済
						根石		栗石を環状に配する	8ヶ所を確認	
	尼坊		44×8.1	51×14.1	基壇範囲の北、東限は未確認 西半柱位置は残存根石でほぼ確定	基壇	北西部	地山上に黒褐色土	厚約13cm	北東側鉄道敷未調査
						基壇縁	西、南縁	自然石塊列		
						根石		栗石を環状に配する	14ヶ所を確認	
	寺域外周築地			150×150	北限、東限のみ確認	根固?	金堂東方	石敷面	9×8m、東門土壇用か	大半区間未調査
							東辺	礫列		
	寺域北門		10.2×6.4	13×9.2	基壇範囲の南、西限は未確認 柱位置は北面中央間のみ確定	基壇	北側	川原石敷き詰め	北限明瞭	南側鉄道敷未調査
						根石	北面中央	川原石を水平に据える	2ヶ所を確認	
	寺域南門				遺構未確認につき位置・規模不明					民地内未調査

第7章 事業計画

7-1. 事業実施に向けての課題

既公有化範囲の中には、既に関買上げからかなりの年数を経過している土地もあり、これを未利用のまま長期間にわたって放置することは許されない現状である。また、既整備部分の老朽化も進行している状況では、その改修整備も急を要する。

その反面、発掘調査等を通じた遺構情報の収集・整理や地域住民をはじめとする合意形成にはなおしかるべき時間をかける必要があり、解決すべき課題も多い。このため、整備計画の実施にあたっては、全体計画における個別項目の関係性と優先順位を明確にし、短期的な整備項目についての実施計画を策定しながら、順次その事業化を図っていくことが有効かつ現実的である。その過程で、調査の進捗や社会状況の変化を見きわめながら、全体計画についても見直しを加えていくことが必要である。

7-2. 事業形態の検討

事業は大きく古代伽藍跡の保存整備と現国分寺周辺の歴史的まちづくりの2本柱からなり、市単独事業と国庫補助事業を効果的に組み合わせながら両者を並行的に推進する。伽藍整備は文化庁所管の史跡整備事業を中心に行い、特に建造物復元を核とする主要事業項目については史跡等総合整備活用推進事業としての採択を目指す。

周辺整備等においては国土交通省所管の公園整備事業の導入も検討する。このため、公有化を予定している区域については、その全域を都市公園区域に編入することを目指す。一方、公園以外の集落景観整備等はおもに地区環境整備事業として実施するが、両者を一体的に行うため、これらの事業を位置づけた都市再生整備計画を作成し、まちづくり交付金を活用する方向で検討する。各事業相互の連携を図り、一体としての総合的整備効果を確実にするため、関係部局と市民代表等からなる連絡会議もしくは協議会を設置し、そこでの具体的調整と合意形成のもとに事業を推進する必要がある。

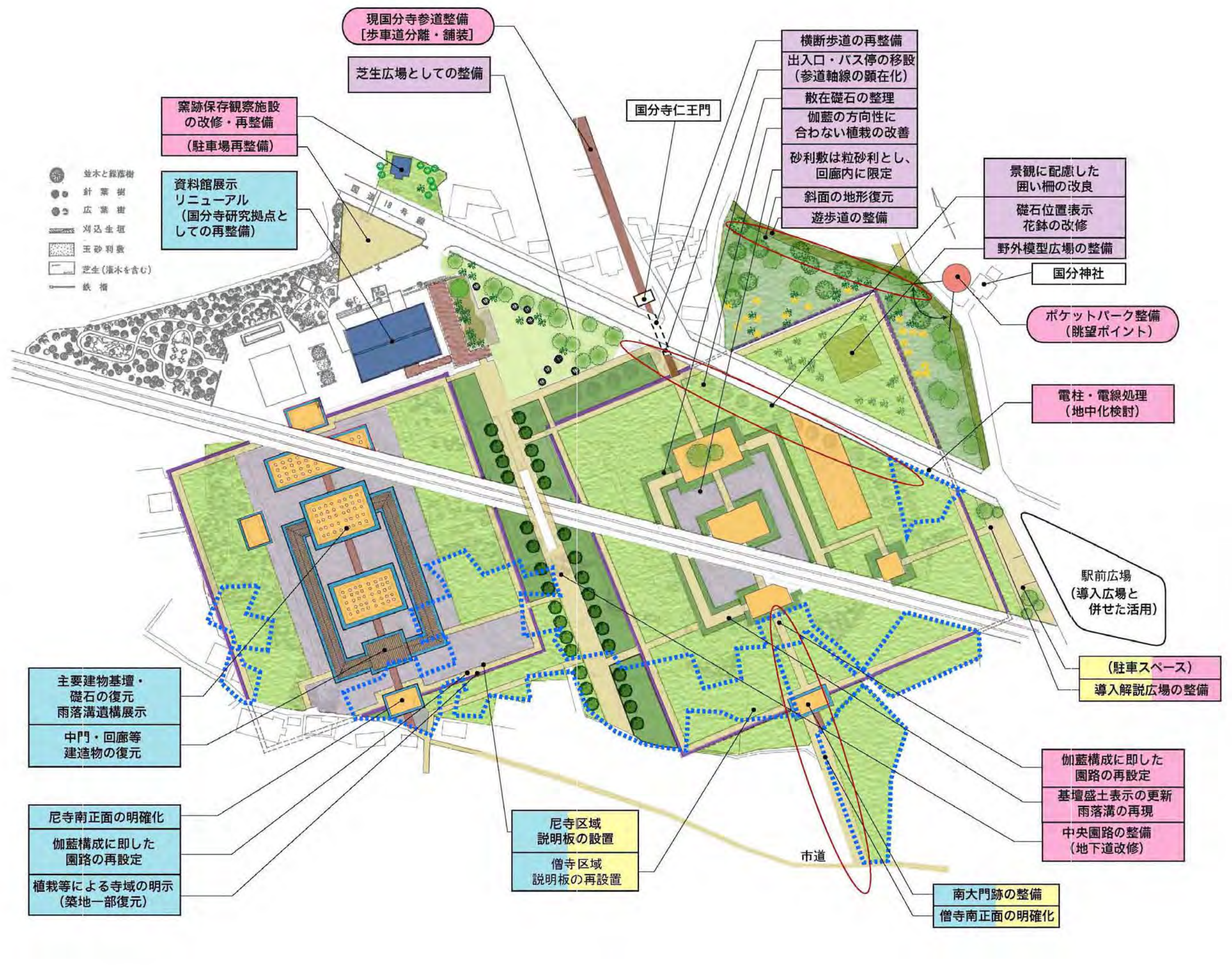
7-3. 工程・年次計画

伽藍跡の整備に向けては寺域内全体の公有化を推進しているが、僧寺の南面を中心になお宅地が点在し、これら未公有地の解消にはなお一定の時間を要する見通しである。また、予算的にも広大な範囲を短期間に同時整備することは困難である。このため、全域の買上げ完了を待たず、これと並行して完了範囲から整備を進める段階整備の手法を用いることとする。各段階における整備対象範囲はある程度の面積的まとまりと一体性をもつこと

が整備効果の面から求められるが、これを満たさない個別買い上げ地については整備着手までの間、維持管理の徹底と環境形成の面から、基盤整備を先行して行う。具体的には地被を中心とする植栽等を施し、市民の公園利用に供するものとする。

一方、整備計画地内には現状で道路として使われていたり、台帳上で赤みちや水路敷などに分類されている土地が介在している。このため、現行道路は宅地の公有化により利用者がなくなった時点で速やかに廃止し、整備地に編入する。また、赤みち、水路等の扱いについても関係部局との協議を行い、整備工程に影響しない期間中に問題の解決を図ることとする。

説明解説施設等の充実は、史跡の周知および活用上も急務となっている。本格的な設置は史跡地各部の整備の一環として行っていくが、誘導標識をはじめ、駅からのアクセスや要所の解説等については、着手可能な部分から早急に取り組んでいくこととする。



史跡信濃国分寺跡保存整備事業工程（案）

			平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27～33年度	平成34～40年度				
全体計画			基本計画	基盤整備				本格整備 第1段階							本格整備 第2段階	本格整備 第3段階			
			基本計画					基本計画見直し											
文化庁事業	調査・報告	発掘調査（指導委員会の開催含む）	確認発掘	確認発掘			整備発掘		工事に伴う調査等				工事に伴う調査等						
		資料調査	整備報告書資料整理																
		報告書	確認発掘報告書			確認発掘報告書			確認発掘報告書				調査報告書 整備報告書		調査報告書 整備報告書		調査報告書 整備報告書		
	史跡整備	僧寺	南大門跡平面表示・南正面の明確化																
			北側広場斜面復元・遊歩道の整備																
			礎石整理・回廊内砂利敷き																
			基壇・舗装・雨落整備																
		尼寺	園路整備・植栽																
			中門・回廊等の復元																
			主要建物基壇・礎石の復元																
			導入解説広場・駐車スペース整備																
			説明解説・誘導標識等整備																
			出入口の移設・連絡歩道整備																
			野外模型広場整備																
			礎石位置表示改修																
			囲い柵の改良																
			駐車場再整備																
			窯跡保存観察施設改修再整備																
			中央園路地下道再整備																
			18号線沿いの並木の改善																
			資料館展示リニューアル																
国交省等	周辺	街路整備	参道整備																
		ポケットパーク整備																	
		景観整備（参道）																	
		景観整備（街並み）																	
用地買収			公有地化			周辺整備用地確保													
備考				年度事業費 0.1億円	年度事業費 0.2億円	年度事業費 0.2億円	年度事業費 0.2億円	年度事業費 0.2億円	年度事業費 0.3億円	年度事業費 0.3億円	年度事業費 0.5億円	年度事業費 0.5億円	年度事業費 0.5億円						
			継続																

史跡指定90年

付章 史跡信濃国分寺跡保存管理計画

信濃国分寺跡は、昭和 5 年（1930）に僧寺講堂跡部分 4,178 m²が史跡指定された後、昭和 38 年から 46 年の発掘調査により、僧寺・尼寺が並立する特徴的な伽藍構成が明らかとなり、昭和 43 年（1968）に史跡指定範囲の大幅な拡大がはかられた。その指定範囲は、北は現在の国分寺、東は国分八幡神社、南は国分寺跡の所在する段丘崖線、西は下堀堀川神社までの、129,339.7 m²の広大なものである。

信濃国分寺伽藍跡の中心部分 55,275.45 m²は、昭和 45 年の史跡公園整備事業により公有化と公園整備がはかられ、昭和 55 年には信濃国分寺資料館が開館し、一定の整備ははかられた。しかし、僧寺南大門想定地から中門跡にかけての僧寺跡エントランス部分が住宅地となっていたほか、国道 18 号線北東の僧寺北東域や尼寺の南東域など、伽藍跡の大きな範囲が民有地であり住宅地となっていた。

その後、経済成長とともに史跡指定地及びその周辺における各種の開発事業や住宅の建て替えなどが盛んとなり、信濃国分寺跡の保存計画について再検討を必要とされてきた。

上田市教育委員会事務局では、昭和 60 年代に計画された僧寺北東域約 10,000 m²の自動車展示場建設計画を機に、保存管理と公有化計画の再検討に着手した。平成 3 年には文化庁、長野県教育委員会事務局と協議のうえ、保存管理の指針となるゾーニングを作成し、住民説明会も実施して、以降の保存管理と公有化の指針としてきた。

平成 14 年、信濃国分寺跡整備基本計画の策定作業に併せて、この保存管理計画をもとに、若干の修正を加えて新たな保存管理計画とする。

本計画では、史跡指定地内を 4 つのゾーニングに区分した。その内容は以下に示すとおりである。

なお、第一種地域については、公有化により史跡の保護に万全を期すが、その他の地域においても、発掘調査等により古代国分寺の形成に直接結びつく遺構が確認された場合は、当計画のゾーニングの見直しと公有化を早急に検討する。

第一種地域

築地塀等の区画施設により、寺域を形成していると推定される地籍で、計画的に公有化を推進し、史跡公園として整備する地域とする。現状変更は原則として認めず、変更の計画や申請があった段階、建物の老朽化等の段階を踏まえて順次公有化を進める。なお、地下遺構に影響を及ぼさない範囲で軽微な維持補修のための現状変更は認めるものとする。

第二種地域

現在、住宅地や商工業用地となっている地籍で、集落を形成している地域。第一種地域の公有化が一定程度推進された段階、あるいは発掘調査の実施により新たな知見が得られた段階で見直しをかけていくが、当面は現状通りとする。現状変更については、軽微なものを除いては、発掘調査により地下遺構の確認を行う。地下遺構が存在した場合は、盛り

土等によって遺構の保全に万全を期したうえで許可する。その際は、史跡地に相応しい調和のとれた景観の維持・形成にも配慮することを求める。

第三種地域

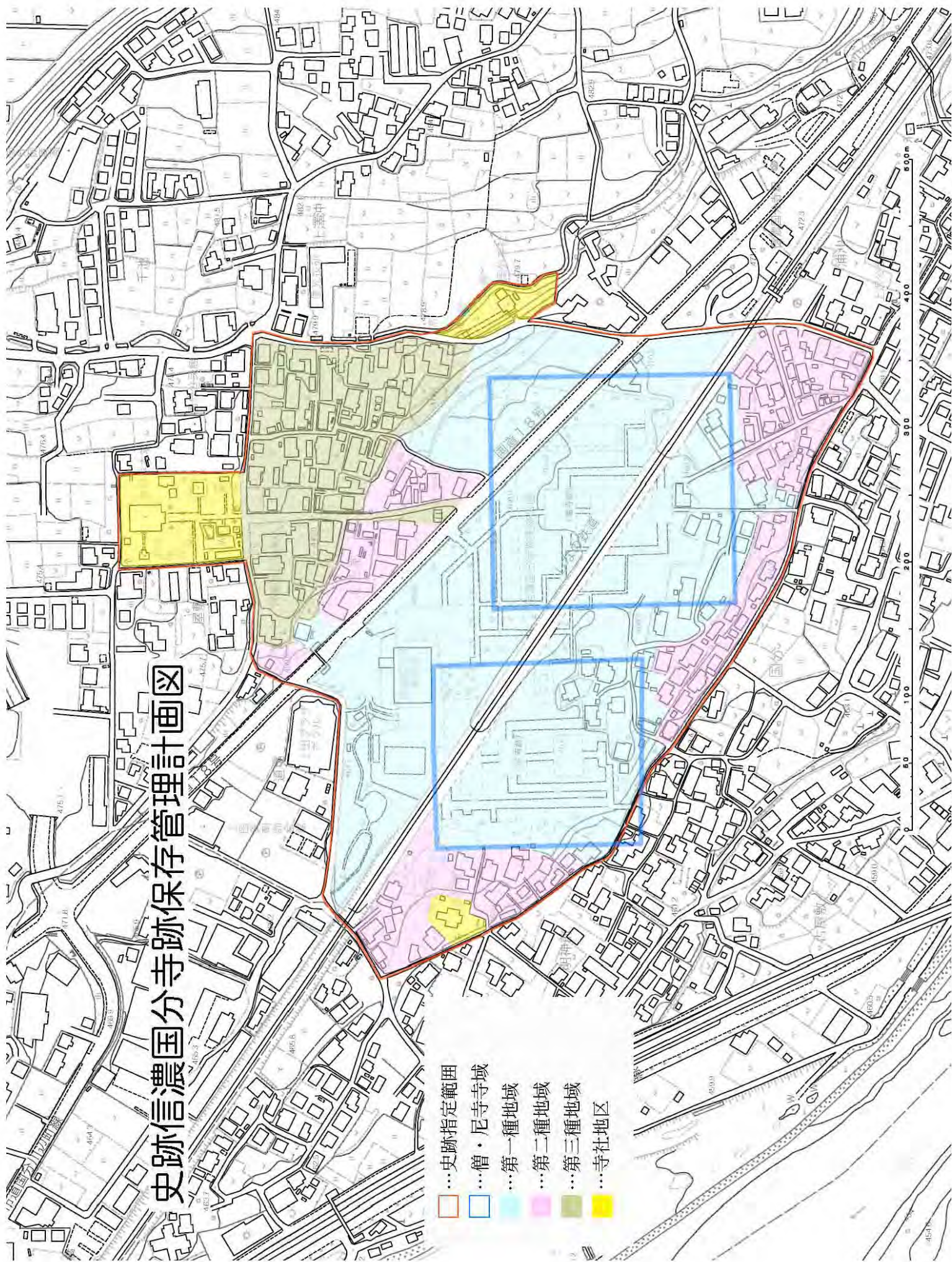
現国分寺の門前町として集落を形成し、蚕室家屋などの伝統的な景観が散見できる地域。公有化の対象からは除外するものの、歴史的な集落景観の維持形成をはかる。現状変更については、第二種地域と同様の扱いとするが、特に街路からの景観への悪影響を生じないことを条件とする。

社寺地域

現国分寺境内と下堀堀川神社、国分八幡神社の境内地。国分寺跡をとりまく歴史的施設として、その維持・保全を図る。現状変更については、境内地の維持・修景を除くものは、原則として認めない。境内地の維持・修景の際には事前の発掘調査を行い、地下遺構が存在した場合は、盛り土等によって遺構の保全に万全を期したうえで許可する。

史跡信濃国分寺跡保存管理計画図

- 史跡指定範囲
- 僧・尼寺域
- 第一種地域
- 第二種地域
- 第三種地域
- 寺社地区



史跡信濃国分寺跡 保存整備基本計画書

-----平成 17 年 3 月

作成：上田市教育委員会

〒386-0025 長野県上田市天神 2 丁目 4-74

編集：(株)文化財保存計画協会

〒150-0021 東京都渋谷区恵比寿西 1 丁目 9-6